

令和 3 年 9 月 定例会 (9 月 6 日 開 会)
9 月 22 日 閉 会

池 田 町 議 会 会 議 録

令和3年9月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1 3
○応招・不応招議員.....	1 4

第 1 号 (9月6日)

○議事日程.....	1 5
○本日の会議に付した事件.....	1 6
○出席議員.....	1 6
○欠席議員.....	1 6
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名.....	1 6
○事務局職員出席者.....	1 6
○開会及び開議の宣告.....	1 8
○諸般の報告.....	1 8
○会議録署名議員の指名.....	1 9
○会期の決定.....	1 9
○町長あいさつ.....	2 0
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1
○認定第1号より認定第6号まで、議案第33号の一括上程、説明.....	2 2
○報告第17号、報告第18号の一括上程、報告.....	4 8
○監査委員による令和2年度の決算審査意見について.....	4 9
○認定第1号より認定第6号まで、議案第33号の質疑.....	5 6
○散会の宣告.....	6 1

第 2 号 (9月7日)

○議事日程.....	6 3
○本日の会議に付した事件.....	6 3
○出席議員.....	6 3
○欠席議員.....	6 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 4

○事務局職員出席者.....	6 4
○開議の宣告.....	6 5
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑.....	6 5
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑.....	6 6
○議案第 3 6 号より議案第 3 9 号まで、一括上程、説明、質疑.....	6 8
○認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 3 3 号より議案第 3 9 号まで、各委員 会に付託.....	7 8
○請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	7 8
○散会の宣告.....	7 9

第 3 号（9月15日）

○議事日程.....	8 1
○本日の会議に付した事件.....	8 1
○出席議員.....	8 1
○欠席議員.....	8 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8 1
○事務局職員出席者.....	8 1
○9月定例議会一般質問一覧表.....	8 3
○開議の宣告.....	8 5
○一般質問.....	8 5
中 山 眞 君.....	8 5
大 厩 美 秋 君.....	1 0 1
大 出 美 晴 君.....	1 1 7
矢 口 稔 君.....	1 3 4
横 澤 は ま 君.....	1 5 5
○散会の宣告.....	1 7 1

第 4 号（9月16日）

○議事日程.....	1 7 3
○本日の会議に付した事件.....	1 7 3

○出席議員.....	1 7 3
○欠席議員.....	1 7 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 3
○事務局職員出席者.....	1 7 3
○開議の宣告.....	1 7 5
○一般質問.....	1 7 5
服 部 久 子 君.....	1 7 5
薄 井 孝 彦 君.....	1 9 1
和 澤 忠 志 君.....	2 0 4
松 野 亮 子 君.....	2 2 0
倉 科 栄 司 君.....	2 2 6
○散会の宣告.....	2 3 3

第 5 号 (9 月 2 2 日)

○議事日程.....	2 3 5
○本日の会議に付した事件.....	2 3 5
○出席議員.....	2 3 5
○欠席議員.....	2 3 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 3 6
○事務局職員出席者.....	2 3 6
○開議の宣告.....	2 3 7
○各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 3 7
○認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 3 3 号について、討論、採決.....	2 5 6
○議案第 3 4 号について、討論、採決.....	2 5 9
○議案第 3 5 号について、討論、採決.....	2 6 0
○議案第 3 6 号より議案第 3 9 号について、討論、採決.....	2 6 1
○請願・陳情書について、討論、採決.....	2 6 3
○日程の追加.....	2 6 5
○諮問第 1 号について、上程、説明.....	2 6 6
○発議第 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6 7

○ 発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 0
○ 発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 2
○ 発議第 9 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 4
○ 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 7 5
○ 日程の追加.....	2 7 6
○ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	2 7 7
○ 日程の追加.....	2 7 7
○ 議員派遣の件.....	2 7 7
○ 町長あいさつ.....	2 7 8
○ 閉議の宣告.....	2 7 8
○ 議長あいさつ.....	2 7 9
○ 閉会の宣告.....	2 7 9
○ 署名議員.....	2 8 1

池田町告示第 8 6 号

令和 3 年 9 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 2 6 日

池田町長 齋 聖 章

1 . 期 日 令和 3 年 9 月 6 日 (月) 午前 1 0 時

2 . 場 所 池田町役場議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（ 12 名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	大 出 美 晴 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	和 澤 忠 志 君	10 番	那 須 博 天 君
11 番	倉 科 栄 司 君	12 番	矢 口 新 平 君

不応招議員（ なし ）

令和 3 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和３年９月池田町議会定例会

議 事 日 程（第１号）

令和３年９月６日（月曜日）午前１０時開会

諸般の報告

報告第１２号 例月出納検査結果報告（６・７・８月）

報告第１３号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第１４号 議員派遣結果報告について

報告第１５号 寄附採納報告について

報告第１６号 令和２年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

会期 - ９月６日（月）から２２日（水）までの１７日間

日程第 ３ 町長あいさつ

日程第 ４ 承認第 ９号 令和３年度池田町一般会計補正予算（第３号）について
上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 ５ 認定第 １号 令和２年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 ２号 令和２年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 ３号 令和２年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 ４号 令和２年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 ５号 令和２年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 ６号 令和２年度池田町下水道事業会計決算の認定について
議案第３３号 令和２年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について

一括上程、説明

日程第 6 報告第 17 号 池田町財政健全化判断比率の報告について

報告第 18 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 7 監査委員による令和 2 年度の決算審査意見書について

決算審査意見に対する質疑

日程第 8 認定第 1 号より第 6 号、議案第 33 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	大 出 美 晴 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	和 澤 忠 志 君	10 番	那 須 博 天 君
11 番	倉 科 栄 司 君	12 番	矢 口 新 平 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

開会 午前 10 時 00 分

開会及び開議の宣告

○議長（矢口新平君） おはようございます。

令和 3 年 9 月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は令和 2 年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定になっております。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年 9 月池田町議会定例会を開会します。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

なお、コロナ禍における対策のため、決算の認定における会計課長の補足説明時に説明を必要としない課長については、町長からの提案理由の説明後、退席をしていただきますので御了承ください。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（矢口新平君） 諸般の報告を行います。

報告第12号 例月出納検査報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第14号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第15号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 令和2年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告についても、お手元に配付した資料のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長（矢口新平君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、大厩美秋議員、10番、那須博天議員を指名します。

会期の決定

- 議長（矢口新平君） 日程2、会期の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

- 議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る8月26日、令和3年9月定例会の会期、日程等について審議をいたしました。

令和3年9月定例会の会期は、本日9月6日月曜日より9月22日水曜日の17日間とし、日

程についてはお手元に配付した議事日程案といたしましたので、御協議の上、決定されますようお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

御審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については委員長の報告のとおりとしたいが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおりと決定をしました。

町長あいさつ

○議長（矢口新平君） 日程３、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

９月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

９月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

昨日はパラリンピックが閉幕いたしました。過日、オリンピックも閉幕しましたが、その間、新型コロナウイルスの感染が拡大の一途をたどりました。オリンピック・パラリンピックの開催に感染拡大がどのように関係したのか取り沙汰されているところであります。

現在も、新型コロナウイルス感染拡大が止まりません。ワクチン接種が進められているところではありますが、当町でもとうとう保育園児に陽性者が出てしまいました。過日、関係保育園児及び職員全員にＰＣＲ検査を実施したところであります。結果、残念ではありますが、園児１人が陽性と認定されました。先週から当該保育園の休園を実施しておりましたが、本

日からは、当該園児の年齢の園児につきましては再検査をすることになり、結果が出るまでの間、自宅待機とすることといたしました。また、公共施設の利用については、県の指針に合わせて施設閉鎖の措置を取らせていただいておりますが、これ以上広がらないよう十分注意してまいりたいと考えております。

また、財政健全化につきましては、現在、行財政改革推進委員会で検討を進めていただいております。今定例会で令和2年度の決算について御報告いたしますが、おかげさまで財政調整基金に5億円の積立てを行うことができました。議会また町民の皆様の御理解、御協力のおかげと感謝申し上げます。

本定例会は、令和2年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また、令和3年度後半に向けての行政執行に必要な補正予算等を提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

報告案件7件、承認案件1件、認定案件6件、条例改正案件等3件、補正予算案4件の合計21件であります。提案いたします議案について、十分御審議をいただき、認定及び決定いただきますようお願い申し上げます。なお、最終日には追加案件も予定しております。

以上、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（矢口新平君） 日程4、承認第9号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 承認第9号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

この承認案件は、新型コロナウイルス感染防止対策や生活支援をはじめ、GIGAスクール推進等に係る事業費を計上した補正予算を7月8日付の専決処分により編成したもので、地方自治法第179条第1項の規定により議会に報告し、承認を願うものであります。

歳入歳出それぞれ837万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億3,298万3,000円といたしました。

歳入では、地方交付税及び地方創生臨時交付金に計837万2,000円を計上しました。

歳出では、款3民生費に昨年度に続き第2弾となる、学生応援臨時給付金経費250万円を、款9消防費に災害時避難所用の紙おむつ等の衛生用品購入費として71万6,000円を、款10教育費に小・中学校等へ設置するアルコールディスペンサーやサーモマネジャー等の購入費をはじめ、GIGAスクール端末の家庭用電源アダプター購入費等、計515万6,000円をそれぞれ計上しました。

以上、承認9号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

○議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

承認第9号を挙手により採決をします。

この議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

認定第1号より認定第6号まで、議案第33号の一括上程、説明

○議長（矢口新平君） 日程5、認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定

について、認定第2号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について、議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 認定第1号から認定第6号及び議案第33号の一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、令和2年度の一般会計ほか、4つの特別会計並びに上下水道事業会計の予算執行結果の認定と水道事業会計の剰余金処分の議決をいただくため、提案するものがあります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、併せて主要な施策の成果説明書を提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度池田町一般会計予算では、新型コロナウイルス対策事業、特別定額給付金事業、総合体育館管理経費、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費などにおいて11回の補正を行い、総額15億3,024万円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は歳入総額65億5,028万5,694円、歳出総額64億9,243万4,219円で、歳入歳出差引残高は5,785万1,475円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は1,702万1,000円、実質収支額は4,083万475円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として、財政調整基金に2,050万円の積立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税収入済額9億4,719万4,317円で、前年度対比は0.8%の減でございました。歳入全体の14.4%を占めております。

町民税は収入額 4 億6,167万6,556円で、前年度対比、金額で1,375万2,245円の減となりました。個人分は増加しましたが、法人分は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減収となりました。

固定資産税収入額は 3 億9,774万1,029円、軽自動車税は3,786万5,363円で、それぞれ前年度より増加となりました。

地方譲与税は6,242万7,000円で、前年度対比1.5%の増、地方消費税交付金は 2 億1,431万6,000円で、前年度対比23.8%の増となりました。

地方交付税は21億448万1,000円で、前年度対比4.3%の増となりました。歳入全体の32.1%を占めております。

分担金及び負担金では5,672万6,050円で、前年度対比41.1%の増となりました。増加の主な要因は会染西部圃場整備など、農業農村整備事業地元分担金によるものでございます。

使用料及び手数料は6,090万5,097円、前年度対比10.8%の減となりました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の休館やイベント中止など、施設の利用が減ったことによります。

国庫支出金は16億1,561万7,532円で、前年度対比11億2,486万7,943円、229.2%の増となり、歳入全体の24.6%でございました。増加の主な要因は地方創生臨時交付金、特別定額給付金給付事業費補助金など、新型コロナウイルス感染症対策によるものでございます。

県支出金は 3 億9,205万8,436円で、前年度対比28.2%の減となりました。減額の主な要因は、農地耕作条件改善事業の終了などでございます。

財産収入は、収入額5,510万4,462円で、前年度対比233.4%の増となりました。増加の主な要因は、令和 2 年10月に解散した池田町土地開発公社会解散残余金でございます。

寄附金は7,375万7,955円で、ふるさと応援寄附金の増加により、前年度対比15.9%の増となりました。

繰入金では7,597万1,000円で、前年度対比87.1%の減となりました。減額の主な要因は、社会資本整備総合交付金事業や農地耕作条件改善事業等の大型事業の終了でございます。なお、令和 2 年度財政調整基金の取崩しによる基金繰入れは行いませんでした。

町債は衛生債、土木債など、6 億2,760万円で、前年度対比20.1%の減でございました。収入の9.6%となっております。

歳入全体では、令和元年度と比較し 3 億6,742万2,969円、5.9%の増の65億5,028万5,694 円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

議会費は、支出済額6,143万6,786円、前年度対比0.3%の減でした。

総務費は8億6,132万9,038円で、前年度対比13.6%の増となり、歳出全体の28.3%でございました。庁舎管理等の経常経費のほか、ふるさと応援基金への積立て、移住定住補助金などで、増加の主な要因は公民館跡地ミニ公園整備事業によるものです。

民生費は23億5,853万3,468円で、前年度対比71.7%、9億8,490万3,053円の増となり、歳出全体の21.3%でございました。増額の主な要因は特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、子育て世帯等応援給付金など、新型コロナウイルス感染症対策でございました。

衛生費は5億8,559万7,113円で、前年度対比35.8%の増となりました。増加の主な要因は穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設負担金、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

労働費は1,055万3,777円で、主なものは勤労者生活資金等預託金に関連する支出となっております。

農林水産業費は4億2,984万5,435円で、前年度対比36.4%の減でございました。減額の主な要因は農地耕作条件改善事業など事業の終了によるものでございます。

商工費では3億9,409万5,153円、前年度対比183.0%の増でございました。増加の主な要因は新型コロナウイルス感染症対策として実施した中小企業経済対策支援事業補助金、商品券発行事業、弁当宅配事業委託料などでございます。

土木費は5億934万5,262円で、前年度対比13.9%の減となりました。減額の主な要因は、社会資本整備総合交付金事業、町道251号線の完了などによるものでございます。

消防費は1億7,515万2,207円で、前年度対比10.2%の減となりました。北アルプス広域連合常備消防費負担金や各分団への交付金などが主な支出の内容であります。

教育費は4億7,897万3,342円で、前年度対比で59.3%の減となりました。減額の主な要因は交流センター建設の完成によるものでございます。

公債費は5億9,387万7,446円で、前年度対比は2.3%の増でございました。池田小学校大規模改修工事第5期ほかの償還が始まったことにより、増額となりました。

災害復旧費では3,369万5,192円で、前年度対比31.8%の減でございました。町道609号線田の入地区、町道300号線の中之郷地区の復旧費でございます。

なお、令和3年度へ繰越しをして事業を実施するための繰越明許費は、事業費ベースで総額2億590万3,000円となりました。

以上、令和２年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第２号 令和２年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を令和３年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第３号 令和２年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。

歳入決算額は10億8,520万8,080円で、前年度対比0.8%の増、歳出決算額は10億8,182万1,435円で、前年度対比1.0%増でございました。差引残額は338万6,645円で、このうち200万円を国保支払準備基金へ積み立てることといたしました。

歳入では、国保税収入は１億8,692万7,610円で、前年度対比2.5%減となりました。基金繰入金として200万円を国保支払準備金より繰り入れております。

歳出は、保険給付費が７億9,148万5,171円で、前年度対比で1.0%増となりました。

次に、認定第４号 令和２年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は１億4,914万7,266円で、前年度対比6.1%の増、歳出総額は１億4,900万6,172円で、前年度対比6.1%の増となり、差引残額14万1,094円の決算となりました。

歳入の主な内容は、保険料と一般会計から繰入金、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金となります。

次に、認定第５号 令和２年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1,036万1,678円、対前年度比12.1%の増、歳出総額1,023万6,486円、対前年度比11.0%の増で、差引残額は12万5,192円の決算となりました。歳入の主な内容は一般会計繰入金、水道使用料、歳出は施設修繕料、広津簡易水道の維持管理のため行った借入金の元利償還となります。

次に、議案第33号 令和２年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算についての認定であります。

この案件につきましては、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を資本金に組み入れることを議決いただくことになります。

それでは、決算状況を説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益 2 億5,007万7,144円、支出では、水道事業費 1 億6,548万995円、資本的収入568万7,000円、資本的支出は 1 億1,651万7,548円でありました。令和 2 年度の純利益は7,928万2,010円で、令和 2 年度末処分利益剰余金は 4 億7,301万5,099円となりました。

剰余金処分数額として、議会の議決による資本金への組入れ額は4,096万7,638円でございます。条例第 5 条による処分数額として、利益積立金に2,200万円を積み立てし、差引翌年度繰越利益剰余金は 4 億1,004万7,461円の予定であります。

次に、認定第 6 号 令和 2 年度池田町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、地方公営企業法が令和 2 年 4 月 1 日から適用されたことに伴い、下水道事業特別会計より移行し、初年度の決算の認定となります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では、下水道事業収益 4 億9,086万2,520円、支出では下水道事業費 4 億7,201万5,010円、資本的収入 3 億7,196万7,000円、資本的支出は 5 億1,325万9,112円でありました。

令和 2 年度の純利益は2,003万3,614円で、令和 2 年度末処分利益剰余金は2,003万3,614円となりました。条例第 5 条による処分数額として減債積立金に100万2,000円を積立てし、差引翌年度繰越利益剰余金は1,903万1,614円の予定であります。

以上、認定第 1 号から議案第33号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御認定及び議案第33号中の剰余金処分について、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は会計管理者及び担当課長にいたさせます。

○議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

この際、暫時休憩とします。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 33 分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

補足の説明を求めます。

認定第 1 号より第 5 号までについて。

伊藤会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 伊藤芳子君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（伊藤芳子君） おはようございます。

認定第1号から認定第5号までの補足説明をいたします。

決算書の事項別明細書により、金額の大きなものなどを御説明申し上げます。

なお、町長の提案説明と重複するところもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定から御説明申し上げます。

決算書8ページからの事項別明細書を御覧ください。

歳入、款1町税でございますが、収入済額は9億4,719万4,317円でございます。前年度対比0.8%、額にして790万円ほどの減額となりました。減額の主な要因は、町民税法人現年課税分が新型コロナウイルス感染の影響を受け、前年度対比で1,900万円ほど減ったことによります。徴収率は97.25%で、前年度対比0.47%増となっております。不納欠損額は118万2,625円で、36人、143件が対象となっております。収入未済額は2,559万917円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

町税の主なものを申し上げます。

項1町民税、目1個人、収入済額は4億2,167万8,856円で、徴収率は97.88%、前年度対比0.04%の増となっております。不納欠損額は67万925円で、38件が対象となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は3億9,416万5,129円で、徴収率は96.31%、前年度対比1.02%の増でございます。不納欠損額は41万4,600円で、85件が対象となっております。

項3軽自動車税、収入済額3,786万5,363円でございます。徴収率は96.57%、前年度対比0.35%の増でございます。不納欠損額は9万7,100円、20件でございます。

次に、10ページ中段を御覧ください。

款6法人事業税交付金、収入済額351万7,000円は、地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴う減収分の補填措置として、令和2年度に新たに設けられた交付金でございます。

款7地方消費税交付金、収入済額は2億1,431万6,000円で、消費税が10%に引き上げられたことに伴い、前年度対比23.8%の増となっております。

款8環境性能割交付金、収入済額は407万4,000円で、前年度対比99.4%で、自動車取得税

の廃止及び環境性能割の導入に伴う増額でございます。

10ページ最下段、款 9 地方特例交付金、収入済額は913万4,000円で、前年度対比62.1%の減でございました。

11ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、収入済額は1,773万586円でした。

節 5 保育料負担金は収入済額939万3,280円で、前年度対比1,676万円の減額となっておりますが、令和元年10月からの保育料が無償化となっているためでございます。

12ページを御覧ください。

項 2 分担金、目 1 農林水産業費分担金、説明欄 1、農業農村整備事業地元分担金3,887万6,100円で、会染西部地区圃場受益者分担金でございます。

款13使用料及び手数料の収入済額は6,090万5,097円でした。収入未済額は375万1,780円で、翌年度へ滞納繰越額として繰越ししております。

項 1 使用料、収入済額は4,494万2,577円で、前年度対比、金額で587万円ほどの減額となりました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策による各施設の休館や各種イベントの中止など、利用の減少によるものでございます。

13ページ下段を御覧ください。

目 6 土木使用料、節 3 住宅使用料は収入済額は1,127万7,500円でございます。現年分の使用料について、収入未済額はございませんでした。

14ページを御覧ください。

項 2 手数料、収入済額は1,596万2,520円でした。証明閲覧手数料、督促手数料、燃えるごみの証紙代である可燃物処理手数料が主なものとなっております。

15ページを御覧ください。

款14国庫支出金、収入済額は16億1,561万7,532円でした。収入未済額の5,942万9,675円は、繰越明許費の未収入特定財源となります。

項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、収入済額は 2 億1,414万9,355円でした。障害者福祉費負担金、児童手当負担金などでございます。

16ページを御覧ください。

目 3 災害復旧費国庫負担金、収入済額は784万8,555円で、町道609号線田の入地区、町道中山線坂森地区での災害復旧に対するものでございます。

項 2 国庫補助金、収入済額は13億8,984万7,205円でした。

主なものを御説明します。

目 1 総務費国庫補助金、節 5 地方創生臨時交付金 2 億9,288万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金で、24事業を実施いたしました。収入未済額465万5,000円は繰越明許費の未収特定財源でございます。

16ページ最下段、目 2 民生費国庫補助金、収入済額は10億1,295万3,205円でした。

17ページ、節 5 特別定額給付金給付事業費補助金 9 億7,650万円、節 6 特別定額給付金給付事務費補助金540万2,836円、節 7 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金997万円、節 8 保育対策総合支援事業費補助金100万円、節10子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金125万4,000円は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策への国の補助金で、補助率100%となっております。

18ページ、目 3 衛生費国庫補助金、節 3 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、収入済額は470万9,000円、収入未済額は3,153万8,000円で、繰越明許費の未収特定財源でございます。

目 5 教育費国庫補助金、収入済額は1,914万1,000円、収入未済額は1,388万2,000円で、繰越明許費の未収特定財源でございます。新型コロナウイルス感染症対策での学校臨時休業対策費補助金と、いわゆる G I G A スクール構想推進に関連しての国庫補助金でございます。

19ページを御覧ください。

款15県支出金の収入済額は 3 億9,205万8,436円でした。収入未済額35万3,000円は、繰越明許費の未収特定財源となります。

項 1 県負担金の収入済額は 1 億5,787万686円で、主なものは目 1 民生費県負担金、節 4 障害者福祉費負担金、20ページ、節 5 福祉企業センター施設事務費負担金、節 6 児童手当負担金などでございます。

項 2 県補助金、収入済額は 2 億1,360万1,700円でした。主なものは目 2 民生費県補助金、節 3 福祉医療費給付事業費補助金や21ページ、節 5 子ども・子育て支援補助金、節 7 医療介護総合確保基金事業補助金などでございます。

目 4 農林水産業費県補助金、収入済額は 1 億3,605万4,430円でした。前年度対比、額にして 1 億8,658万円ほどの減となっておりますが、前年度に行っていた農地耕作条件改善事業費等の減による減額となります。主なものですが、22ページ、節 9 土地改良事業補助金、節 11農地耕作条件改善事業補助金などでございます。

続いて、23ページを御覧ください。

目7 商工費県補助金、節2 地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金2,798万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として発行した商品券への補助金となっております。

項3 委託金、収入済額は2,058万6,050円でした。徴税費、各種調査などに係る県からの委託金でございます。

24ページを御覧ください。

款16財産収入、項2 財産売払い収入、目1 不動産売払い収入は652万337円で、豊町教職員住宅ほかの売却に伴う収入でございます。

25ページ、款17寄附金、項1 寄附金、目2 ふるさと応援寄附金は収入済額7,245万7,955円で、前年度対比15.9%増、4,888件からの寄附をいただきました。

款18繰入金、項1 基金繰入金、目2 公共施設等整備基金繰入金は3,423万1,000円で、総合体育館駐車場整備事業、役場庁舎エアコン設置事業などの財源として繰り入れました。収入未済額1,900万円は繰越明許費の未収特定財源でございます。

26ページ、目4 池田町てるてる坊主のふるさと応援基金は4,120万8,000円を繰り入れ、花とハーブの里づくり事業、防災対策事業などの財源として活用させていただきました。

款19繰越金の収入済額は9,123万2,173円で、前年度対比46.2%の減でございます。節1 繰越金は3,765万8,173円、節2 繰越明許費繰越金は5,357万4,000円で、備考欄にございますとおり、各事業の一般財源分の繰越金でございます。

27ページを御覧ください。

款20諸収入の収入済額は1億4,529万672円で、前年度対比9.2%の減でございます。

項3 受託事業収入が4,915万297円、28ページ、項4 雑入6,450万6,742円などとなっております。

31ページを御覧ください。

款21町債の収入済額は6億2,760万円で、収入未済額は1億1,010万円で、繰越明許費の未収特定財源でございます。主なものは項1 目1 衛生債、節1 一般廃棄物処理事業債、目3 土木債などでございます。

33ページを御覧ください。

33ページ最下段、歳入合計ですが、予算現額67億3,585万円、収入済額65億5,028万5,694円、前年度対比は5.9%の増でございます。不納欠損額118万2,625円、収入未済額は2億1,822万5,372円となっております。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

34ページを御覧ください。

款 1 議会費の支出済額は6,143万6,786円で、議会運営の経費でございます。

次に、35ページを御覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の支出済額は 3 億2,555万3,270円で、一般管理経費、庁舎管理経費でございます。

主なものを御説明いたします。

38ページを御覧ください。

備考欄中段、14工事請負費、11庁舎改修工事は、役場庁舎 1 階フロアエアコン設置工事を行いました。その下、二重丸、公民館跡地ミニ公園整備事業は、旧公民館を解体撤去し、ミニ公園でるてる広場を整備した経費でございます。

39ページ、備考欄二重丸、新型コロナウイルス対策事業（感染防止対応）は、役場庁舎及び公共施設で使用しているパーティションやアルコールディスペンサー、サーモマネジャーなどの支出でございます。

41ページを御覧ください。

目 5 財産管理費、支出済額は4,800万6,943円でした。主なものですが、備考欄二重丸、基金積立金等経費、24積立金、80公共施設等整備基金積立金（積立）4,279万2,000円で、土地開発公社解散残預金を財源として積立ていたしました。

目 6 の企画費の支出済額は 2 億9,900万6,092円でした。

主なものを御説明します。

備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費、42ページ、12委託料、10ふるさと納税業務委託料は、新たに 6 事業者を加え、返礼品を含めた業務委託料となっております。

24積立金、10池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金は7,245万7,955円で、頂いた寄附金を基金に積立てした額となっております。

二重丸、企画一般経費、14工事請負費及び17備品購入費は、旧教育会館の整備に係る経費でございます。

43ページ、18負担金補助及び交付金、40外国人留学生生活支援事業補助金は、46名の留学生を対象に令和 2 年 7 月から補助金を支給いたしました。

46ページを御覧ください。

備考欄二重丸、移住定住推進事業です。18負担金補助及び交付金のうち、30移住定住補助

金は81件へ補助いたしました。移住定住促進係が関与しての移住者は88人でした。

47ページを御覧ください。

目7自治振興費、支出済額は1,425万8,200円でした。主なものは、18負担金補助及び交付金でございます。このうち、備考欄18の15元気なまちづくり事業補助金は、7自治会7事業、4団体4事業、17コミュニティ助成事業助成金は1自治会、1自主防災会への補助となっております。

48ページ下段を御覧ください。

目9バス等運行事業費、支出済額は4,921万9,178円でした。翌年度繰越額は873万7,000円で、車両購入に係る繰越しでございます。主なものは49ページ、備考欄、12委託料、10バス運転業務委託料で、6路線の運行を委託しております。

目11防災対策費、支出済額は931万2,821円でした。令和2年度は50ページ、備考欄12委託料、11ハザードマップ作成委託料で、ハザードマップを作成し、14の10工事請負費で、防災行政無線屋外子局バッテリー交換を行いました。

項2徴税費、支出済額は5,590万5,097円でした。課税・収納業務に係るシステム委託料など、賦課徴収に係る支出でございます。

52ページ、備考欄、22償還金、利子及び割引料、11町税等過誤納還付金は、町民税法人分の還付が主なものとなっております。

54ページを御覧ください。

項5統計調査費支出済額は463万5,546円で、主なものは昨年度調査年となりました国税調査経費となっております。

55ページを御覧ください。

款3民生費の支出済額は23億5,853万3,468円で、翌年度繰越額は36万6,000円でした。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額は1億4,559万7,267円でした。主なものは56ページ、節18負担金補助及び交付金、節27繰出金でございます。備考欄二重丸、医療介護総合確保基金事業では、豊盛地区高齢者支え合い拠点施設の改修を行っております。

57ページ下段を御覧ください。

目2高齢者福祉費、支出済額は1億9,054万342円でした。主なものは備考欄二重丸、高齢者福祉事業、58ページ、19扶助費、1養護老人ホーム等入所措置費、その下の二重丸、後期高齢者医療事業となっております。

目3障害者福祉費、支出済額は2億6,944万4,002円でした。障害者総合支援法に基づく施

策など、障害者支援に係る支出となっております。

60ページを御覧ください。

目4介護保険費、支出済額は1億7,190万2,640円でした。介護保険サービスへの町負担金で、保険者である北アルプス広域連合への支出が主なものとなっております。

目5地域包括支援センター運営費、支出済額は5,301万5,321円でした。

63ページを御覧ください。

目6介護予防日常生活支援総合事業費、支出済額は861万8,048円でした。目5、目6とも、北アルプス広域連合からの事務委託により行っている介護保険地域支援事業に係る事業費でございます。

64ページを御覧ください。

目7医療給付事業費、支出済額は7,001万8,364円で、福祉医療給付に係る事業費でございます。

66ページを御覧ください。

目10福祉企業センター費、支出済額は2,461万3,382円でした。翌年度繰越額が36万6,000円となっております。

67ページ、備考欄二重丸、福祉企業センター授産事業経費、11役務費、90作業員工賃は776万5,297円で、1人当たりの工賃は1か月当たり2万3,966円ございました。

67ページ最下段、目11特別定額給付金事業費は、国の新型コロナウイルス感染症に対する事業で、支出済額は9億8,190万2,836円でした。

68ページを御覧ください。

備考欄、18負担金補助及び交付金、1特別定額給付金給付事業交付金は9億7,650万円で、9,765人に給付し、給付率は99.81%ございました。

目12ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業、支出済額28万9,903円で、本事業も国の新型コロナウイルス感染症対策による事業に係る経費でございます。

69ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、支出済額は2億2,601万7,936円でした。池田保育園、会染保育園の運営及び保育認定に係る支出となっております。3月1日時点で保育認定を受けている児童は210名で、このうち池田保育園に110名、会染保育園に94名が通園しております。71ページ、備考欄二重丸、保育認定事業、18負担金補助及び交付金、50施設等利用給付負担金の対象者は6名、70信州型自然保育の対象者は1名となっております。

保育園運営事業におきましては、71ページ、備考欄、17備品購入費で、加湿空気清浄機ほか、新型コロナウイルス感染症対策としての物品を購入するなど、日々新型コロナウイルス感染症対策に努めながら運営してまいりました。

73ページを御覧ください。

目3 児童福祉費、支出済額は1億3,278万5,145円でした。備考欄二重丸、児童福祉対策費は児童手当給付に係る支出で、児童手当の給付延べ人数は1万850人でした。二重丸、新型コロナウイルス対策事業（子育て世帯等応援給付金）では、町の新型コロナウイルス対策として、平成16年4月2日から令和2年4月27日生まれまでの子供を対象にした池田町子育て世帯応援給付金を1,213名に、学生を対象にした学生応援臨時給付金を198名に支給いたしました。

目4 児童センター費、支出済額1,654万6,728円でした。児童センターにおいても加湿空気清浄機やパーティションなどを購入しながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいりました。

75ページを御覧ください。

目5 子育て支援費、支出済額は1,317万6,060円でした。多世代相談支援センターとして、子供を中心に延べ1,435件の相談等に対応いたしました。

76ページを御覧ください。

目6 子育て世帯への臨時特別給付金事業、支出済額は1,094万8,195円で、国の新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、児童手当受給者を対象に臨時給付金を支給いたしました。997名が対象となりました。

77ページを御覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、支出済額は1億6,599万5,438円、翌年度繰越額は3,155万2,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものでございます。

78ページを御覧ください。

目2 予防費、支出済額は5,625万4,836円でした。予防接種やがん検診などのほか、80ページ、備考欄二重丸、新型コロナウイルス対策事業（予防衛生費）として、消毒用アルコールなどの購入経費や、81ページ、備考欄二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などに取り組みました。

84ページを御覧ください。

目7 給水施設費、支出済額は898万9,388円で、三郷、坂森、法道地区の飲料水供給に係る

事業と簡易水道事業特別会計への繰出金となっております。

項 2 清掃費、目 1 清掃費、支出済額は 4 億 1,920 万 5,914 円で、前年度対比 1 億 3,996 万円の増でした。増加の主な要因は、85 ページ、備考欄、18 負担金補助及び交付金、2 穂高広域施設組合負担金 3 億 7,469 万 8,000 円で、このうち 3 億 4,089 万 9,000 円が新ごみ処理施設建設負担金となっております。

86 ページ下段を御覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費の支出済額は 4 億 788 万 775 円でした。翌年度繰越額は 65 万円でございます。

88 ページを御覧ください。

目 3 農業振興費、支出済額は 8,846 万 6,169 円でした。主なものは、備考欄二重丸、農業振興費、18 負担金補助及び交付金で、このうち 89 ページ、46 中山間地域直接支払補助金は第 5 期対策の 1 年目でございました。71 農業次世代人材投資資金は 4 件を対象にそれぞれ交付いたしております。備考欄二重丸、花とハーブの里づくり事業、90 ページ、備考欄、12 委託料、8 ハーブガーデン等管理委託料などが主なものとなっております。

93 ページを御覧ください。

目 7 土地改良費、支出済額は 2 億 4,829 万 7,911 円でした。翌年度繰越額は 65 万円でございます。

主なものを御説明いたします。

備考欄二重丸、農業農村整備総務費、94 ページ備考欄、18 負担金補助及び交付金、10 農業農村整備事業負担金は、会染西部地区の県営圃場整備事業に対する地元負担金でございます。78 多面的機能支払交付金は、農業生産基盤を守ることを目的とした交付金でございます。備考欄二重丸、農業農村整備管理費では、農地耕作条件改善事業として遊休桑園をワイン用ブドウ生産圃場として整備し、令和 2 年度は防除ネット工事、水路改修工事などを行い、本事業は完了となりました。

95 ページを御覧ください。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、支出済額は 2,086 万 2,660 円でした。主なものとして、備考欄二重丸、林業振興事業、18 負担金補助及び交付金、10 更新伐事業補助金、96 ページ備考欄二重丸、有害鳥獣対策事業、18 負担金補助及び交付金、1 有害鳥獣駆除補助金などでございます。

97 ページを御覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、支出済額は 3 億 6,584 万 5,905 円で、前年度より 2 億 8,240 万円ほど増となっております。増額の主な要因は、99 ページ下段、備考欄二重丸、新型コロナウイルス対策事業（商工）で、2 億 7,083 万 2,408 円の支出となっております。

主なものですが、100 ページ備考欄、18 負担金補助及び交付金で、1 池田町中小企業経済対策支援事業、4 中小規模事業者経済対策支援金、6 商品券発行事業補助金などとなっております。

100 ページ下段を御覧ください。

項 2 観光費は、支出済額 2,330 万 6,690 円で、前年度より 2,747 万円ほど減額となっております。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、各種イベントなどを見合わせたことによります。

102 ページを御覧ください。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費の支出済額は 2,742 万 3,017 円でした。

104 ページを御覧ください。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁維持費、支出済額は 4,824 万 5,866 円で、道路補修工事 3 か所、施設修繕 30 か所、除雪委託 202 路線など、備考欄の二重丸、道路橋等の定期点検事業では、27 の道路橋の点検を委託、2 か所の道路橋修繕を行いました。

105 ページ、備考欄二重丸、舗装個別施設修繕事業では、1 か所延長 470.0 メートルの修繕工事を行いました。

目 2 道路改良費、支出済額は 1 億 4,584 万 1,728 円、翌年度繰越額は 8,430 万 4,000 円となっております。令和 2 年度は町道八代線日向地区、町道登波離線などの道路改良を行いました。社会資本整備総合交付金事業として行った町道 251 号線は工事が完了いたしました。

107 ページ中段を御覧ください。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、支出済額 212 万 8,651 円で、主なものは備考欄、12 委託料、80 土地利用調整基本計画策定委託料でございます。第 1 期計画が令和 3 年 9 月に終了を迎えるに当たり、令和 3 年 10 月から令和 13 年 9 月を期間とする第 2 期計画を委託にて策定いたしました。翌年度繰越額 164 万 4,000 円は、国土利用計画改定業務の繰越しでございます。

109 ページ中段を御覧ください。

目 3 公共下水道事業費は、下水道事業会計への負担金として 2 億 4,670 万円の支出をいたしました。

110ページを御覧ください。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、支出済額は 1 億4,041万6,000円で、北アルプス広域連合常備消防負担金でございます。

目 2 非常備消防費、支出済額は2,467万4,279円でございます。消防団員定数は230名で、団員に対する費用弁償、分団活動交付金などが主な支出でございます。

111ページを御覧ください。

目 4 災害対策費は支出済額664万7,748円で、災害用備蓄品とし非常食などを購入したほか、新型コロナウイルス感染症対策としてエアーマット、パーティションなどを購入いたしました。

112ページを御覧ください。

款10項 1 教育総務費、目 2 の事務局費、支出済額は 1 億4,317万2,454円でした。翌年度繰越額は3,486万5,000円でございます。

主なものを御説明いたします。

備考欄、7 報償費、113ページ、30入学祝い金は、小学校入学74名、中学校入学82名に支給いたしました。115ページ、備考欄二重丸、新型コロナウイルス対策事業（GIGAスクール構想推進）では、児童・生徒用学習用端末として学習用端末を755台購入いたしました。

117ページを御覧ください。

項 2 小学校費の支出済額6,261万5,564円でした。池田小、会染小に係る支出で、両校とも町費により用務員、図書館司書、教育支援員、英語指導助手を配置しております。

122ページを御覧ください。

項 3 中学校費、支出済額は4,066万6,462円でした。用務員、図書館司書、教科講師、英語指導助手を配置いたしました。

125ページを御覧ください。

項 4 社会教育費、支出済額は 1 億1,326万8,783円で、翌年度繰越額は119万8,000円でございます。

126ページ、目 2 公民館費、支出済額は1,373万4,906円でした。交流センターの管理運営や分館を含めた公民館活動に係る経費でございます。交流センターへの年間来館者数は 7 万 750人でございました。

127ページ、備考欄、18負担金補助及び交付金、10分館事業交付金は33分館、12分館成人学級補助金は26分館が対象となっております。

128ページ最下段を御覧ください。

目 3 文化財保護活用推進費、支出済額は614万7,845円でした。129ページ、12委託料、11遺跡管理委託料では、浅原六郎記念碑周辺の樹木伐採を行いました。

目 4 図書館費、支出済額は1,978万4,628円でした。2,941冊の図書資料を購入し、年度末蔵書数は7万4,951冊となりました。130ページ、備考欄二重丸、新型コロナウイルス感染症対策事業（蔵書充実・衛生対策）、17備品購入費、21備品購入費で、図書消毒機を1台設置いたしました。

131ページを御覧ください。

目 6 美術館費、支出済額2,633万800円でした。主なものとして、備考欄、10需用費、80一般修繕料、繰越明許費、事務室系統空調設備の更新や、12委託料、20美術館指定管理委託料となっております。入館者数は7,563人で行いました。

131ページ、目 7 創造館費は、支出済額429万9,671円で、創造館の管理経費となります。利用者は4,739人で行いました。

132ページを御覧ください。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、支出済額は8,693万6,464円で、133ページ備考欄、18の62池田松川施設組合負担金の給食センター分が主なものとなっております。21補償、補填及び賠償金、20学校給食用食材取消補償料は、学校の臨時休校により影響を受けた給食関係事業者への助成措置で行います。

目 2 総合体育館費、支出済額は2,683万5,026円で、翌年度繰越額は1,923万2,000円で、駐車場整備工事の工事請負費などで行います。主なものとして、134ページ、備考欄、14の10工事請負費1,232万円は、駐車場整備舗装工事の前払い金などで行います。年間の利用者は1万3,123人で行いました。

135ページ下段を御覧ください。

目 3 体育施設費、支出済額は373万6,011円でした。総合体育館、学校を除く各体育施設の管理に関わる経費で行います。年間利用者は合計1万1,549名でした。

款12災害復旧費の支出済額は3,369万5,192円でした。

138ページ、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費の支出済額は3,336万5,192円で、翌年度繰越額は2,269万5,000円で、町道691号線日野、町道登波離橋線小実平などで行います。

139ページ最下段を御覧ください。

一般会計の歳出合計でございます。

予算現額67億3,585万円、支出済額64億9,243万4,219円、前年度対比7.2%の増、翌年度繰越額2億590万3,000円、14の事業を繰越しいたしました。

次に、140ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額65億5,028万5,000円、2、歳出総額64億9,243万4,000円、3、歳入歳出差引額5,785万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1,702万1,000円、5、実質収支額4,083万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額2,050万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて、当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積立てをいたします。

141ページを御覧ください。

令和3年3月31日現在、財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物。土地につきましては、池田町土地開発公社解散に伴う残余財産の引上げほか1,946平方メートルの増加で、53万6,078平方メートルとなりました。建物は、木造で豊町教職員住宅の売却など161平方メートル減少、非木造では公民館取壊しにより1,044平方メートル減少し、合わせて延べ面積6万7,286平方メートルとなっております。

142ページに増減の内訳を掲載しております。

続いて、143ページでございます。

左上の(2)有価証券でございますが、前年度からの増減がなく、年度末現在高は8,642万7,000円となっております。(3)出資による権利でございますが、池田町土地開発公社出資金が減額となり、年度末現在高6,794万1,000円となりました。

2、物品、公用車両の関係でございますが、年度末74台となっております。

3、債権でございます。池田町小企業振興資金あっせん預託金として八十二銀行と松本信用金庫に、勤労者生活資金等預託金として長野県労働金庫にそれぞれ1,000万円ずつ、合計3,000万円となっております。資金を4月に預託し、3月末に返還していただく手続を取っておりますので、年度末現在高はゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございます。表の区分に記載してございますが、新たに新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設け、年度末3月31日時点で13の基金を保有しており

ます。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金については、出納整理期間中に積立てをいたしました。各区分２段に記載されておりますが、上の段が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの増減高、下の段が令和３年４月１日から令和３年５月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。

基金の合計は、３月31日現在、２億3,080万9,000円減少し、年度末現在は13億6,299万1,000円でございます。

なお、５月31日現在では、14億2,575万7,000円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第２号 令和２年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

148ページを御覧ください。

歳入は前年度繰越金608万5,240円のみでございます。

149ページを御覧ください。

歳出は支出がございません。

150ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

１、歳入総額608万5,000円、２、歳出総額ゼロ円、３、歳入歳出差引額608万5,000円、５、実質収支額608万5,000円でございます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第３号 令和２年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

155ページを御覧ください。

歳入でございます。

款１国民健康保険税の収入済額は１億8,692万7,610円でした。不納欠損額は125万2,499円で、181件が対象となっております。

収入未済額は3,113万5,701円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。現年分の徴収率は94.7%、前年度対比1.1%の減でございました。国保加入状況ですが、年度末国保世帯数は1,505世帯で前年度対比18世帯の増、被保険者数は2,305人で12人の増でした。

次に、156ページを御覧ください。

款３国庫補助金、項１災害臨時特例補助金、節１災害臨時特例補助金では、細節２新型コロナウイルス減免対応分として100万5,000円の収入がございました。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金の収入済額は 8 億1,374万4,985円でした。

下段、款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、収入済額は7,019万1,264円でした。

157ページ、項 2 目 1 基金繰入金、収入済額は200万円で、国保支払準備基金より繰入れいたしました。

款 8 諸収入、収入済額は767万2,538円でした。内容は項 1 の延滞金、項 2 雑入で、第三者納付金、返納金、健診実費手数料、国保連合会返還金となっております。

158ページ最下段、歳入合計は予算現額10億8,240万3,000円、収入済額10億8,520万8,080円、前年度対比は0.8%の増となっております。不納欠損額125万2,499円、収入未済額3,113万5,701円で行いました。

次に、159ページの歳出を御覧ください。

款 1 総務費、支出済額は511万7,147円で、事務の効率化、適正化、賦課徴収のための支出でございます。

160ページを御覧ください。

款 2 保険給付費の支出済額は 7 億9,148万5,171円で、前年度対比1.0%の増となっております。

項 1 療養諸費の支出済額は 6 億9,474万7,259円で、一般の 1 人当たりの療養給付費は29万6,001円、療養費は2,045円で行いました。

162ページを御覧ください。

款 3 国民健康保険事業費納付金、支出済額は 2 億5,915万5,848円で、長野県への納付金となります。

163ページを御覧ください。

款 4 保険事業費の支出済額は1,922万4,171円でした。

項 2 特定健康診査等事業費、支出済額は1,786万8,677円でした。特定健診受診者は1,239名で、受診率68.4%となっております。

165ページ最下段を御覧ください。

歳出合計でございます。

予算現額10億8,240万3,000円、支出済額10億8,182万1,435円、前年度対比1.0%の増で行いました。

166ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額10億8,520万8,000円、2、歳出総額10億8,182万2,000円、3、歳入歳出差引額338万6,000円、5、実質収支額338万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は200万円でございます。

基金繰入額につきましては、国保条例に基づいて、当該年度の実質収支額の2分の1以上である200万円を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後に国保支払準備基金へ積立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

171ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料の収入済額は1億1,121万8,720円でした。不納欠損額は5万7,400円で、62件でございます。収入未済額は100万5,780円で、翌年度滞納繰越額として引き継いでおります。全体の徴収率は99.1%、前年度対比0.2%の増となっております。平均の被保険者数は2,076人でした。

款3 繰入金の収入済額は3,761万9,160円で、一般会計からの繰入金でございます。

172ページ最下段を御覧ください。

歳入合計は、予算現額1億4,901万6,000円、収入済額1億4,914万7,266円、不納欠損額5万7,400円、収入未済額100万5,780円となっております。

続きまして、173ページを御覧ください。

歳出でございます。

款1 総務費、支出済額は113万292円で、保険証、納付書の発送など、事務的経費の支出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額は1億4,785万8,680円でした。県の後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

174ページを御覧ください。

歳出合計です。

予算現額1億4,901万6,000円、支出済額1億4,900万6,172円ございました。

175ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額1億4,914万7,000円、2、歳出総額1億4,900万6,000円、歳入歳出差引額14

万1,000円、5、実質収支額14万1,000円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

次に、認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

180ページを御覧ください。

款1 使用料及び手数料の収入済額は448万4,360円でした。収入未済額28万1,190円は、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。給水世帯は42世帯、給水人口75人、1万5,272立方メートルの給水を行い、給水の76%が業務営業用となっております。

次に、款2 繰入金の収入済額は585万5,000円でした。簡易水道事業債の元利償還を補給するため、一般会計からの繰入れでございます。

歳入合計、予算現額1,035万5,000円、収入済額1,036万1,678円、前年度対比12.1%の増、収入未済額28万1,190円。

以上が歳入の決算でございます。

次に、181ページの歳出を御覧ください。

款1 簡水総務費の支出済額は487万9,260円でございます。簡易水道施設の維持管理に係る経費で、主なものは備考欄、10需用費、62施設修繕料で、9か所の修繕を行いました。

款2 公債費の支出済額は535万7,226円でした。

歳出合計でございます。

予算現額1,035万5,000円、支出済額1,023万6,486円、前年度対比11.0%の増となっております。

182ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額1,036万2,000円、2、歳出総額1,023万7,000円、3、歳入歳出差引額12万5,000円、5、実質収支額12万5,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第1号から認定第5号までの補足の説明を申し上げます。

なお、事業の成果につきましては、お手元でございます成果説明書により報告させていただきましたので、併せて御覧ください。よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 御苦労さまでした。

続いて行きます。

認定第6号、議案第33号について、丸山善久建設水道課長。

〔建設水道課長 丸山善久君 登壇〕

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書は194ページから、事業報告につきましては成果説明書の132ページからとなります。

それでは、決算書195ページの決算報告書を御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税を含む金額、損益計算書等の財務諸表は消費税抜きの金額となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は4億9,086万2,520円、支出の決算額は4億7,201万5,010円でございます。

次に、196ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は3億7,196万7,000円、支出の決算額は5億1,325万9,112円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,129万2,112円につきましては、引継金805万1,000円、引継未収金1,715万円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,609万1,112円で補填いたしました。

197ページの損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益は1億7,680万5,176円で、2の営業費用は3億9,515万1,346円ですので、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は2億1,834万6,170円でございます。3の営業外収益は2億9,640万5,474円で、4の営業外費用では5,420万9,120円ですので、差引き2億4,219万6,354円となり、これによりまして、経常利益は2,385万184円でございます。5の特別損失に381万6,570円を計上しましたので、当年度純利益は2,003万3,614円となり、この金額が当年度末処分利益剰余金でございます。

次に、198ページの剰余金計算書について御説明いたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額につきまして、資本金の102万6,404円の減少は、公営企業会計移行初年度の固定資産台帳修正及び引継未収金の消費税修正によるものでございます。利益剰余金の未処分利益剰余金は、当年度純利益2,003万3,614円が当年度の変動額となり、繰越利益剰余金はありませんので、当年度末残高は2,003万3,614円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、剰余金処分計算書において、条例第5条による処分で、未処分利益剰余金のうち100万2,000円を決算認定後に減債積立金へ積み立てるものでございます。

199ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部について、1の固定資産は87億8,599万2,599円で、2の流動資産は5,424

万5,084円ですので、資産合計は88億4,023万7,683円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債は36億4,086万1,399円、4の流動負債は5億3,816万4,399円で、5の繰延収益は42億7,026万5,125円ですので、負債合計は84億4,929万923円でございます。

続いて、資本の部について、6の資本金は1億8,303万8,225円で、7の剰余金は2億790万8,535円ですので、資本合計は3億9,094万6,760円となり、負債資本合計は88億4,023万7,683円でございます。

202ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

当町の下水道事業は、長期的に安定した事業を運営していくために、これまでの官公庁会計の単式簿記から、地方公営企業法を適用した企業会計の複式簿記へ移行しました。地方公営企業法を適用したことにより、恒久的財産である下水道施設を適切に維持するため財産情報を整理し、その企業的性質を生かしながら、より一層、経営の効率化、健全化に努めてまいります。

令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定についての説明は以上でございます。

次に、議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

ページ戻っていただきまして、決算書は184ページから、事業報告書につきましては、成果説明書の124ページからとなります。

それでは、決算書185ページの決算報告書を御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税込みの金額、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となりますのでお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は2億5,007万7,144円、支出の決算額は1億6,548万995円でございます。

次に、186ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は568万7,000円、支出の決算額は1億1,651万7,548円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億1,083万548円につきましては、当年度分損益勘定留保資金6,489万8,110円、減債積立金4,096万7,638円及び当年度消費税資本的収支調整額496万4,800円で補填いたしました。

187ページの損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益は2億138万671円で、2の営業費用は1億4,758万7,017円ですので、1の営

業収益から 2 の営業費用を差し引いた営業利益は5,379万3,654円でございます。3 の営業外収益は2,863万4,786円で、4 の営業外費用は314万6,630円ですので、差引き2,548万8,156円となり、これによりまして経常利益は7,928万1,810円でございます。5 の特別利益に200円を計上しましたので、当年度純利益は7,928万2,010円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は 3 億5,276万5,451円、その他、未処分利益剰余金変動額は 4,096万7,638円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は 4 億7,301万5,099円でございます。

次に、188ページの剰余金計算書について御説明いたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額につきまして、表左側、資本剰余金の100万200円の減少は、資本剰余金として整理した工事負担金を長期前受金に修正したことによる変動額でございます。表右側の利益剰余金は、減債積立金の取崩し分4,096万7,638円に当年度純利益7,928万2,010円を合わせました 1 億2,024万9,648円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は 4 億7,301万5,099円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、剰余金処分計算書（案）において、当年度未処分利益剰余金 4 億7,301万5,099円のうち、減債積立金を取り崩した4,096万7,638円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第 5 条に基づく処分では、未処分利益剰余金のうち2,200万円を決算認定後に利益積立金へ積立てを行うものでございます。

189ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資本の部について、1 の固定資産は20億5,814万8,583円で、2 の流動資産は 7 億7,054万9,215円ですので、資産の合計は28億2,869万7,798円でございます。

次に、負債の部でございます。3 の固定負債は1,445万2,494円、4 の流動負債は4,782万7,981円で、5 の繰延収益は 6 億9,509万4,510円ですので、負債の合計は 7 億5,737万4,985円でございます。

続いて、資本の部でございますが、6 の資本金は 9 億2,909万8,091円で、7 の剰余金は11億4,222万4,722円ですので、資本の合計は20億7,132万2,813円となり、負債資本の合計は28億2,869万7,798円でございます。

190ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

水道事業では、給水人口の減少などの厳しい経営環境にある中、漏水箇所の改善などにより有収水量が増加したことで給水収益が増収となり、純利益7,928万2,010円を計上することができました。

今後につきましても経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら、安全で良質な水道の安定供給に努めてまいります。

令和2年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

報告第17号、報告第18号の一括上程、報告

○議長（矢口新平君） 日程6、報告第17号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第18号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上、報告第17号、第18号を一括して報告を願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 報告第17号及び報告第18号について一括報告いたします。

まず、報告第17号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、

赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は昨年比0.3%増の12.1%ですが、今後の動向を注視してまいります。

その下の将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため、数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率についても、早期健全化基準に達しておりませんことを御報告させていただきます。

次に、報告第18号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてであります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計であります。いずれの会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上でございます。

監査委員による令和2年度の決算審査意見について

- 議長（矢口新平君） 日程7、監査委員による令和2年度決算審査意見の報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

- 監査委員（吉澤暢章君） それでは、令和2年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等の審査につき報告をいたします。

なお、審査につきましては倉科監査委員と私とで行い、令和3年8月3日に町長に提出をいたしてございます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1)審査の対象としまして、 令和２年度池田町一般会計歳入歳出決算書から 令和２年度財政健全化の状況を示す書類までを審査の対象といたしました。

(2)審査の期間 令和３年７月12日から令和３年７月21日まででございます。

(3)審査の手続 審査に当たりましては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

２、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認いたしております。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

決算歳出額は前年度と比較して、一般会計で４億3,860万3,667円、率にして7.25%の増、特別会計では2,027万7,006円、率にして1.66%の増となっている。

特別会計のうち金額の大きなものでは、国民健康保険特別会計が1,067万6,491円の増となっている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計への繰出しは１億1,366万5,424円、また、一般会計の基金繰入金は7,597万1,000円となっている。

決算収支

総計決算における歳入額は78億108万7,958円、歳出額は77億3,349万8,312円、歳入歳出差引額は6,758万9,646円の黒字となっている。この内訳は、一般会計5,785万1,475円、特別会計973万8,171円である。

令和３年度への繰越明許費総額は、一般会計への２億590万3,000円で、このうち一般財源は1,702万1,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により、一般会計は財政調整基金へ2,050万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備基金へ200万円の積立て予定となっている。

予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し1億8,262万1,042円の減であり、収入率は97.7%で、前年度97.5%に対し0.2ポイント上回っている。未収金は、町税及び国保税の滞納と令和3年度への繰越明許事業の未収入繰越しが主なものになっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。

歳出決算額は、総予算額に対して96.9%の執行率で、前年度の95.7%に対し1.2ポイント上回っている。繰越明許事業の金額が減少したためである。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については、次のとおりで、特に問題なく処理されていた。

公有財産。

取得した主なものは、町土地開発公社解散に伴う残余財産を引き受けたことによる土地2,296.05平方メートルと、建物はてるてる広場トイレ28.13平方メートルなどとなっている。また、公有財産の売却及び取壊しも行われた。主なものとして、土地建物については、旧豊町教職員住宅宅地267.81平米及び建物115.93平米についての売却などである。

有価証券及び出資による権利。

有価証券の決算年度末残高は8,642万7,000円で、決算年度中の増減はない。

また、出資による権利は、町土地開発公社解散に伴い出資金が350万円減少したため、決算年度末現在高は6,794万1,000円となっている。

基金については後述とする。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額65億5,028万5,694円、歳出総額64億9,243万4,219円、差引残額5,785万1,475円となっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ3億6,742万2,969円、率にして5.94%の増である。

歳入構成比については、第1位地方交付税32.1%、第2位国庫支出金24.7%、第3位町税

14.5%等となっている。

基金からの繰入金として、公共施設等整備基金3,423万1,000円、スポーツ振興基金 6 万 6,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金4,120万8,000円、浅原六朗基金46万6,000円をそれぞれ取り崩した。

ロ、歳出

予算総額67億3,585万円に対して、支出済額は64億9,243万4,219円で、予算執行率は96.4%、前年度94.6%である。

翌年度への繰越明許による繰越額については、総務費の873万7,000円、民生費36万6,000円、衛生費3,155万2,000円、農林水産費65万円、土木費8,660万8,000円、教育費5,529万5,000円、災害復旧費の2,269万5,000円となり、総額 2 億590万3,000円である。

公債費は 5 億9,387万7,446円で、前年度に比べて1,324万8,267円の増となり、歳出全体に占める割合は9.1%となっている。

令和 2 年度決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金・補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており、問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業及び下水道事業会計を除く 4 会計の歳入総額は12億5,080万2,264円で、前年に比べて1.5%の増、歳出総額は12億4,106万4,093円で、対前年度比1.7%の増である。

各特別会計収支の状況は、下記に示す表のとおりである。

ロ、各説

池田町工場誘致等特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

令和 2 年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入合計は10億8,520万8,080円で、そのうち国保税の収入額については 1 億8,692万7,610円となり、対前年度比で2.5%の減となった。また、収納率は94.68%となった。収納全体では前年度を僅かに上回っているが、滞納繰越金は依然として多額であり、引き続き徴収努力を継続し、収納率の向上につなげていきたい。

歳出合計は10億8,182万1,435円であり、保険給付費の支出額が 7 億9,148万5,171円で、歳

出全体の73.16%を占めている。保険給付費は医療費のうち保険者が負担する費用であるが、構成割合は前年度とほぼ変わらない状況であった。特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病の予防効果が現れてきている。

決算認定後、決算余剰金の2分の1以上となる200万円を国保支払準備金へ積み立てて、残額の138万6,645円が次年度へ繰り越される。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付については、計画的な事業執行は困難であるが、引き続き予防事業との連携により、医療費の抑制に向けた取組に努められたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

令和2年度の決算状況は、歳入合計額が1億4,914万7,266円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料の現年分は71.83%が特別徴収で、28.17%が普通徴収である。現年分の収納率は特別徴収が100.01%、普通徴収が97.91%、合わせて99.41%で、滞納繰越分の収納率は66.50%であった。

歳出合計額は1億4,900万6,172円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の99.23%を占めている。歳入歳出差引残高14万1,094円が決算余剰金として次年度へ繰り越される。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水世帯数42世帯、給水人口75人で、年間1万5,272立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,975戸、給水人口9,492人、有収水量は90万3,030立方メートル、有収率87.1%であった。給水収益は税抜きで1億9,724万1,580円、前年度より168万8,167円の増となった。受託工事収益は、前年度より74万7,481円の増の285万6,800円となり、営業収益全体で2億138万671円で、184万5,782円の増となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化が進められた。税別で、総収益2億3,001万2,957円に対し、総費用は1億5,073万3,647円となり、7,928万2,010円の純利益を生ずる決算となった。また、年度末の利益剰余金は7億9,120万933円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであるので、こ

の基本に沿って安定供給に一層努められたい。

(4)池田町下水道事業会計

令和２年度より下水道事業は公営企業化された。公営企業初年度となるため、一部を除いて前年度と比較はできない。

イ、営業

接続戸数3,529戸、水洗化人口8,474人、年間総処理水量は98万8,574立方メートル、有収水量81万9,355立方メートルで、有収率は82.9%であった。使用料収益については１億7,652万1,276円、営業収益全体では１億7,680万5,176円となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で総収益４億7,321万650円に対し、総費用は４億5,317万7,036円となり、2,003万3,614円の純利益を生ずる決算となった。

下水道事業では、高瀬浄水園をはじめとする諸施設の維持管理に努めた。池田町の下水道水洗化率は93.1%である。水洗化率は高止まりの傾向にあるが、少しでも接続件数が増えるように、引き続きつなぎ込みの啓発を推進するとともに、使用料、負担金の未収についても適正な徴収業務に努力されたい。今後も企業債償還残高の減少が進むよう努められたい。

(5)基金について

基金については、新たに新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金が設けられた。基金額について、決算年度中に増額となった基金はてるてる坊主のふるさと応援基金101万円、森林環境譲与税基金79万8,000円である。また、減額となった基金では、財政調整基金２億1,117万8,000円、国民健康保険支払準備基金98万3,000円、スポーツ振興基金65万6,000円、公共施設等整備基金1,980万円がそれぞれ減額となった。

出納整理期間中では、財政調整基金10万2,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金3,125万円、公共施設等整備基金2,836万1,000円、森林環境譲与税基金312万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金240万6,000円がそれぞれ増額され、国民健康保険支払準備基金194万8,000円、てるてるぼうず作詞者浅原六朗基金46万6,000円、スポーツ振興基金6万6,000円が減額となった。令和３年５月31日の現在高では14億2,575万7,000円である。

非常に厳しい財政状況であるので、基金の取崩しは細心の注意を払っていただきたい。

各基金の額は次のとおりである。表のほうを御参照いただきたい。

令和２年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率について、当町は黒字決算につき該当しない。

連結実質赤字比率について、当町は黒字決算につき該当しない。

実質公債比率について、令和2年度の実質公債比率は12.1%となり、早期健全化の25.0%と比較すると2分の1を下回っている状態にあるが、昨年より0.3ポイント伸びている。引き続き公債費負担の抑制を図られたい。ちなみに、令和2年度単年度では13.8%の数字となっております。

将来負担比率について、令和2年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はありません。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度公営企業会計健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

(2)個別意見

資金不足比率、当町は該当しない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和２年度決算審査意見書

実質公債比率は12.1%になり、令和元年度の11.8%より増加となっている。厳しい財政状態が続く、令和７年度には16.4%まで上昇すると試算されており、長期的な財政状態の分析を行っていただきたい。

町の公債状況は、普通会計が52億3,009万518円、特別会計については、下水道事業会計が企業会計へ移行したことにより、簡易水道事業会計のみの4,303万748円、企業会計は41億8,984万7,030円となっている。公債費も前年より増額となっており、借入れについては計画性を持って行っていただきたい。

令和２年度は新型コロナウイルスの影響で取りやめになった事業もあり、財政調整基金の取崩しをせずに済んでいる。令和３年度は財政調整基金に頼らない予算編成となっており、当初予算編成の考えに基づき、細心の注意を払って予算執行に努めていただきたい。

町の新型コロナウイルス対策、特にワクチン接種については、健康福祉課を中心に行政の努力により他市町村と比べて迅速に進められている。今後とも町民の福祉サービスの向上を第一に、業務に取り組んでいただきたい。

町の財政状態は非常に厳しい状況が続いている。行政、議会が一丸となって、町にとって何が一番重要な施策なのかを共通認識とし、町民の信頼に応えるよう、行財政運営に取り組まれることを望み、監査報告とする。

○議長（矢口新平君） ただいまの決算審査意見報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で意見報告を終了します。

認定第１号より認定第６号まで、議案第３３号の質疑

○議長（矢口新平君） 日程８、認定第１号より第６号まで及び議案第33号について、各認定、議案ごとに質疑を行います。

認定第１号 令和２年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、8ページから33ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、34ページから35ページ、第2款総務費、35ページから55ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、55ページから76ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、77ページから86ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、86ページ、第6款農林水産業費、86ページから97ページ、第7款商工費、97ページから102ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、102ページから110ページ、第9款消防費、110ページから112ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、112ページから137ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、137ページ、第12款災害復旧費、137ページから139ページ、第13款予備費、139ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について各款ごとに質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

○7番（薄井孝彦君） 町財政について、全般的に町長さんの意見を伺いたいと思います。

1つは、実質公債比率ですけれども、昨年より0.3ポイント上がって12.1%ということになったわけですけれども、1点目の質問として、令和7年には16.4%になるというふうに見込まれております。それで、18%以上になりますと、国・県からの許可がないと起債ができないという状況になります。その辺について、25%以上になると早期健全化が必要というふうな表現をしてありますけれども、この実質公債費18%を超えないように運営していくことが、当面の私は重要な課題だと思いますけれども、その辺についてどう思うのか、町長の意見をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、池田町の財政が厳しいということで、現在行財政改革推進委員会がなされているわけですけれども、その中で山沖会長も言っていますけれども、町の財政は現在集中治療室から普通病棟に入院している状態で、いつでも危機的な状況になり得るというふうに言っております。そういうことも含めまして、今行財政改革委員会で審議をされておりまして、その中で、いかに経常経費を削減するかということが大きなテーマとなっております。町としてこの委員会の審査意見というものの、多分、取りまとめと思うんですけれども、それに対して町長、どのように対応するのか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上2点です。

○議長（矢口新平君） 2点、質問がありました。財政健全について町長はどのように考えているか、また、今委員会で検討されていることについての町長の意見はどうかという質問です。

甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。実質公債費比率につきましては、シミュレーションで告示しておりますように、一応、16.4%ですが、これをピークに下がっていくというふうに認識しておりますし、当面といいますか、将来、10年ぐらいにわたりましては18を超えることはないだろうと思いますし、また、大型事業、今予定しているものは当面ありません。これから問題になってくるのは、施設の老朽化に対する対策ということになってきますので、この辺がどのぐらい影響してくるかと思いま

すが、実質公債比率については18を超えないということで、私は認識しております。

それから、行財政改革でもって、今審議をしていただいておりますけれども、町といたしましては十分皆さん方の審議の内容、真摯に受け止めて、これに対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（矢口新平君） 他に質疑はございませんか。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） 1 点お聞かせください。

町長の本議会の冒頭のあいさつの中で、財政調整基金が5 億円を積み立てたというふうに、何か発言をちょっとしたように記憶したものですから、5 億円に到達したのではないかと、積立額等が5 億円ではなくて、当初の金額が5 億円になったと思うのですが、その点で間違いはないのか。要するに、5 億円を積み立てたという、今年度だけで5 億円を積み立てたようになってしまいますので、そこら辺だけちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 議員、御指摘のとおりであります。

正式には4 億8,000万円、今、基金残高としてございます。それにこの決算の認定をいただきますと、2,000万円をプラスして5 億円ということになるかと思います。

そのように御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了いたします。

認定第2号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を

行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第6号まで及び議案第33号の質疑を終了いたします。

甕町長。

○町長（麿 聖章君） すみません。ちょっと発言にミスがありましたので、訂正させていただきたいと思いますが、薄井議員の御質問に対して、当面大型事業を予定していないというお話ししましたけれども、当面予定している大型事業を含めても18%を超えないということをお願いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 7番、薄井孝彦議員。

○7番（薄井孝彦君） シミュレーションの結果としてそういうのを私も承知しておりますけれども、ただ、いわゆる災害とかそういうものが突発的に出た場合、それは場合によっては18%を超えることもあるかもしれない。だから、超えないように努力していくという意味での発言というふうに私は受け止めましたけれども、そういうふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（矢口新平君） 麿町長。

○町長（麿 聖章君） そのように、不測の事態というのは分かりませんので、そういうことでいえば、今議員の御指摘のように理解していただければ結構かと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

散会の宣告

○議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

令和 3 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和３年９月池田町議会定例会

議 事 日 程（第２号）

令和３年９月７日（火曜日）午前１０時開議

日程第 １ 議案第３４号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 ２ 議案第３５号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 ３ 議案第３６号 令和３年度池田町一般会計補正予算（第４号）について

議案第３７号 令和３年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第３８号 令和３年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第３９号 令和３年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

一括上程、説明、質疑

日程第 ４ 認定第１号より認定第６号まで、議案第３３号より議案第３９号まで、各委員会に付託

日程第 ５ 請願・陳情書について、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番 松 野 亮 子 君

２番 大 厩 美 秋 君

３番 中 山 眞 君

４番 横 澤 は ま 君

５番 矢 口 稔 君

６番 大 出 美 晴 君

7 番 薄 井 孝 彦 君

8 番 服 部 久 子 君

9 番 和 澤 忠 志 君

10 番 那 須 博 天 君

11 番 倉 科 栄 司 君

12 番 矢 口 新 平 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 麿 聖 章 君 副 町 長 小田切 隆 君

教 育 長 竹 内 延 彦 君 総 務 課 長 塩 川 利 夫 君

企画政策課長 大 澤 孔 君 会計管理者兼
会 計 課 長 伊 藤 芳 子 君

住 民 課 長 蜜 澤 佳 洋 君 健康福祉課長 宮 本 瑞 枝 君

産業振興課長 宮 澤 達 君 建設水道課長 丸 山 善 久 君

学校保育課長 寺 嶋 秀 徳 君 生涯学習課長 下 條 浩 久 君

総務課長補佐
兼 総 務 係 長 山 岸 寛 君 監 査 委 員 吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 丸 山 光 一 君 事 務 局 書 記 矢 口 富 代 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

- 議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案第34号の上程、説明、質疑

- 議長（矢口新平君） 日程1、議案第34号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） おはようございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。議案第34号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う個人番号カード及び通知カードの再交付手数料の規定の削除並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う引用法令の名称及び条項の修正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 35 号の上程、説明、質疑

- 議長（矢口新平君） 日程 2、議案第35号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第35号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本町が独自に行う個人番号の利用事務を定めるため所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第4条第1項で個人番号の利用範囲に番号法で定める法定事務に加えて、本町の福祉医療費の給付に関する事務を別表第1及び第2において新たに規定し、第4条第2項は、町が保有する情報を独自に利用することを規定するもので、別表第2において、利用する特定個人情報について規定するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、服部久子議員。

- 8番（服部久子君） この個人番号制を業務に生かしていくというのは、今のマイナンバー制度、あのカードが、国民の約3分の2ぐらいはまだ申請していなくて、個人カードは交付してもらっていません。やはり、個人情報が流出するのが心配というところは拭えませんが、これを町の給付関係なんかには個人番号を利用するというのは、とても、町民としたら理解していただけるかどうか心配するんですが、その点、町長、どんなふうにお考えでしょう

か。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） マイナンバーカードについては、今、議員御指摘のような状況となっております。しかし、国のほうでは、これをさらに推し進めまして、信用度を高め、個人情報の漏れ等については十分なセキュリティーを持ちながら、これを推進するという方向で今進んでいるところであります。その一環でありますので、私といたしましては、大いに、この個人番号を活用した行政手続の簡素化等、進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（矢口新平君） 質疑はございませんか。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） おはようございます。

議案の提案理由のところでは教えていただきたいんですけども、「当町」という言葉と「本町」という言葉が2つ出てきております。法規的にはどちらか統一されたほうがいいのか、どういったときに「当町」であり、上のほうは「当町」と書いてあります、提案理由のほうは「本町」であります。前の条例では「当町」となっていますし、そういったところはどのような使い分けで「当町」、「本町」が出てくるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（矢口新平君） 誰か説明。

蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 使い分けとしては、一般的には、他市町村で池田町のことを示すときには「当町」という言い方をしますし、町の中で自分の町のことを言う場合には「本町」と言う、そういった使い分けもあるんですけども、この議案の場合には、通常、上のタイトルの部分は「当町」というふうに言っております。私のほうで提案理由のほうを作成しましたが、自分の町のことを示すという意味で「本町」という、そういうことで提案理由のほうは作成をいたしましたので、そういう使い分けでお願いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第36号より議案第39号まで、一括上程、説明、質疑

- 議長（矢口新平君） 日程3、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、議案第37号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第38号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第39号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第36号から議案第39号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,934万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ46億6,232万9,000円とするものであります。また、地方債の補正では、公共土木施設災害復旧事業債を250万円減額し、限度額を変更するものであります。

歳入の主なものとして、款10地方交付税の720万6,000円の増額をはじめ、款14国庫支出金では、新型コロナワクチン接種負担金の増額、公共土木施設災害復旧費負担金の減額等で、差引き549万円を増額するとともに、款19繰越金では、前年度一般会計決算により1,533万円を増額いたしました。

一方、歳出の主なものとして、款2総務費では、公有財産管理委託料や経過措置に係る移住定住補助金、自治会要請等に対する交通安全施設修繕を中心に967万1,000円の増額といたしました。

款3民生費では、他市町村の認定こども園への広域入所負担金をはじめ、子供活動支援補助金を活用した児童センター等の運動用具の購入費を中心に124万6,000円、款4衛生費では、マイナンバー制度における健診結果情報の活用のためのシステム改修電算委託料をはじめ、新型コロナワクチン接種の際の医師、看護師の休日加算等の委託料を中心に1,858万8,000円、款6農林水産業費では、強い農業・担い手づくりの総合支援事業助成金をはじめ、ハーブセ

ンターの施設修繕費、農道１号線道路補修や自治会要請に対する水路改修等に1,373万3,000円をそれぞれ増額計上しました。

款７商工費では、新型コロナによるイベント中止に伴う230万円の減額をはじめ、款８土木費では、自治会要請に対する道路舗装工事等に471万3,000円、款10教育費では、小・中学校や総合体育館、町民プールの修繕を中心に146万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、款12災害復旧費では、今年度事業費見込みに伴う減額等により1,777万4,000円を減額しました。

次に、議案第37号 令和３年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億4,100万1,000円とするものであります。歳入では、令和２年度決算による繰越金88万6,000円を、歳出では予備費に同額の88万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第38号 令和３年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ14万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ１億6,263万8,000円とするものであります。歳入では、令和２年度決算による繰越金14万円を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に同額の14万円を、それぞれ増額計上しました。

次に、議案第39号 令和３年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,754万2,000円とするものであります。歳入では、令和２年度決算による繰越金12万4,000円を、歳出では、簡水管理費に広津北山配水池水位計修繕費用として同額の12万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

以上、議案第36号から議案第39号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、議案第36号につきましては、補足説明を担当課長にいたさせます。

○議長（矢口新平君） 補足の説明を求めます。

議案第36号中、歳入と企画政策課関係の歳出について。

大澤企画政策課長。

- 企画政策課長（大澤 孔君） それでは、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,934万6,000円を追加し、総額をそれぞれ46億6,232万9,000円とするものでございます。

最初に4ページを御覧ください。

第2表で地方債の補正を行っており、町道300号線中之郷地区の公共土木施設災害復旧事業債の起債限度額を250万円減額いたしました。今年度の事業費見込みによる減が主な要因でございます。

続きまして、歳入関係の主なものですが、7ページを御覧ください。

款10地方交付税では、普通交付税を720万6,000円増額いたしました。款14国庫支出金では、ワクチン接種の際の医師・看護師の時間外・休日加算相当分となる新型コロナウイルスワクチン接種負担金をはじめ、8ページ、公共土木施設災害復旧費負担金の減額、健診結果情報活用のための電算システム改修に伴う健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金等、計549万円を増額、款15県支出金では、国庫補助交付決定に伴う経営所得対策等推進事業補助金の減額、9ページ、農業設備投資額の変更に伴う、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増額を主なものとして、計91万2,000円を減額いたしました。

款19繰越金では、令和2年度一般会計決算による余剰金のうち、財政調整基金積立て後の残金1,533万円を増額、款20諸収入では、北アルプス広域連合の令和2年度負担金の精算を中心に495万4,000円、10ページ、款21町債では、冒頭の地方債の補正でも申し上げましたとおり、公共土木施設災害復旧事業債を250万円減額いたしました。

続きまして、企画政策課の歳出関係です、11ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の財産管理一般経費では、公共施設敷地内の樹木の枝払いに係る委託料に77万7,000円を増額、目6企画費の交流事業では、新型コロナの影響による横浜市磯子区との交流事業中止に伴う委託料49万円の減額、移住定住推進事業では、移住定住補助金の経過措置分770万円及び空き家解体事業補助金として1件分20万円を増額するものでございます。

企画政策課関係の補足説明は以上でございます。

- 議長（矢口新平君） 議案第36号中、総務課関係の歳出について。

塩川総務課長。

- 総務課長（塩川利夫君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 文書広報費33万円の増額です。6 月 4 日に定年引上げに関する地方公務員法が成立し、6 月11日に公布されました。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日で、定年退職となる年齢が60歳から65歳に引き上げられます。この改正の例規案の検討審査、制度の研究や説明会の支援を委託するものでございます。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

○議長（矢口新平君） 議案第36号中、住民課関係の歳出について。

密澤住民課長。

○住民課長（密澤佳洋君） それでは、引き続き11ページをお願いいたします。

2 款総務費、8 目の交通安全防犯対策費は107万1,000円の追加補正でございます。施設修繕料につきましては、交通安全対策として自治会から要請のあったものや、吾妻町の県道交差点で一灯点滅式信号機から一時停止に規制が変更されることに伴い、変更後の安全対策として、注意喚起するための路面標示を設置するものでございます。

9 目バス等運行事業費は、一般修繕料を 8 万3,000円の追加補正でございます。内容は、池坂線と松川線の車両修繕で、サスペンションや駆動系の修繕を行うものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、集積所改修補助金は、豊町及び内鎌地区で集積所の改修の申請がありましたので、2 か所分の12万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

住民課関係は以上でございます。

○議長（矢口新平君） 議案第36号中、健康福祉課関係の歳出について。

宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

12ページからお願いいたします。

中段、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費1,776万2,000円のうち、健康福祉課関係は、説明欄二重丸保健事業、電算委託料は、健診結果利活用に向けた情報標準化整備事業のためのシステム改修240万2,000円を補正するものです。その下、新型コロナワクチン接種事業は1,536万円の増額であります。健康被害救済補償費については、現在、給付請求のあった 1 件分を補正しました。新型コロナワクチン予防接種委託料は、診療時間外や休日接種実施に伴う加算がつくことになったため増額するものです。

健康福祉課関係は以上であります。

- 議長（矢口新平君） 議案第36号中、産業振興課関係の歳出について。

宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） それでは、13ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費ですけれども、86万7,000円の減額補正であります。説明欄の農業振興事業ですが、116万4,000円の減額で、内容につきましては増減両方ありますけれども、各補助金の事業取下げや内容変更による補助金額の変更によるものであります。

続いて、花とハーブの里づくり事業ですが、29万7,000円の増額で、これにつきましては、桑茶焙煎器のガス管の取付け等であります。

次に、14ページにかけて、目7土地改良費ですけれども、1,460万円の増額補正であります。主に農道1号線の市民農園管理棟上の辺りの箇所の補修工事と自治会要望の転落防止柵等設置等に対応するというものであります。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2観光費ですけれども、230万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染拡大によりますイベントの中止によるものであります。

産業振興課の補足説明は以上です。

- 議長（矢口新平君） 議案第36号中、建設水道課関係の歳出について。

丸山善久建設水道課長。

- 建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

上段の4款衛生費、1項保健衛生費、7目給水施設費は70万円の増額補正で、三郷地区飲料水供給施設の漏水箇所修繕費用でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

中段の8款土木費、1項道路管理費、1目土木総務費は、補正による増減はなく、災害復旧事業に伴う人件費の財源組替えでございます。2項道路橋梁費、2目道路舗装費は450万円の増額補正で、自治会要望のありました中之郷地区の舗装打替え工事費用の計上でございます。

16ページ上段、3項河川費、1砂防費は21万3,000円の増額補正で、内容としましては、県事業で行っています滝沢地区塩沢砂防事業に関して、堰堤下流部取付水路の用地を町で取得するため、土地購入費に3万8,000円、立木補償費に2,000円を計上したものでございます。県治水砂防協会負担金14万7,000円及び県河川協会負担金の2万6,000円は、事業費確定によ

り事業割負担金を増額計上したものでございます。

ページ飛びまして、17ページをお願いいたします。

下段の12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は、今回1,777万4,000円の減額補正でございます。内容としましては、町道300号線中之郷地区の地すべり災害を債務負担行為により来年度にかけての復旧事業で、今年度の事業見込みにより減額するものと、7月の豪雨により被災した町道会染小学校線滝沢地区の復旧に要する費用との差額を、工事請負費で1,720万円、設計監督に係る広域連合への負担金で77万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。消耗品費の20万円は災害復旧事業に係る現場事務経費として計上したものでございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

○議長（矢口新平君） 議案第36号中、学校保育課関係の歳出について。

寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 続きまして、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。下段になります。

款3項2目1児童福祉総務費74万5,000円の増額補正です。広域入所負担金につきましては、池田町在住者1名が8月から他市町村の保育園に通園するようになったことに伴いまして、今年度3月までの広域負担金62万5,000円を計上する内容でございます。

次に、国の新たな認可外保育施設利用者向けの補助制度の新設に伴い、既存の信州型自然保育、いわゆる信州やまほいく保育料軽減事業補助金12万円を減額し、代わりに多様な集団活動事業の利用支援補助金24万円の予算計上をお願いいたします。なお、対象者につきましては1名でございます。

次に、目4児童センター費50万1,000円の増額補正でございます。児童センターの放課後子ども教室事業の関係になりますが、今回、児童センターが公益財団法人ライフスポーツ財団の子供活動支援補助金を申請し50万円の支給決定を受けたことに伴い、消耗品費1万1,000円、庁用器具、機械機具購入費49万円を増額補正をお願いいたします。コロナ禍における子供たちの運動不足の解消を目的に、子供用の運動遊具の購入をしたい内容でございます。

続いて、予算書16ページ、下段をお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目3会染小学校管理経費35万9,000円の増額補正でございます。内容につきましては、2か所分の一般修繕でございます。1か所目は、オイル地下タン

クの配管修繕、2 か所目につきましては、屋内消火栓配管修繕という内容でございます。

次に、項 3 中学校費、目 1 学校管理費 7 万 7,000 円の増額補正です。内容につきましては、高瀬中の F F 暖房機 2 台分の修理費用として予算計上をお願いしております。

次に、予算書 17 ページ上段をお願いいたします。

項 4 社会教育費、目 3 文化財保護活用推進費 2 万 5,000 円の増額補正です。町内における希少動植物の生息地を周知する看板作成のため、看板等設置委託料として 2 万 5,000 円の増額補正をお願いいたします。

最後に、目 5 記念館費 13 万 5,000 円の増額補正です。7 月より全面開放しているてるてる広場の利用者への案内を現在簡易的な看板でお知らせしておりますが、本格的な看板設置によりさらに周知を図るため、看板設置委託料として 13 万 5,000 円の増額補正をお願いする内容でございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

○議長（矢口新平君） 議案第 36 号中、生涯学習課関係の歳出について。

下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係の補足説明を申し上げます。

17 ページ中段を御覧ください。

款 10 項 5 目 2 総合体育館費、施設修繕料 81 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。これは、総合体育館アリーナ内の大型カーテンと火災報知器が経年劣化により修繕が必要となりましたので実施するものであります。

次に、目 3 体育施設費、施設修繕料 5 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。今季、中学校の授業のみで使用しておりました町民プールにおきまして、冬季に稼働させます循環ポンプが故障しましたので、これを修繕実施するものであります。

生涯学習課からは以上です。

○議長（矢口新平君） これをもって補足説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第 36 号 令和 3 年度池田町一般会計補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） あさって以降、予算決算特別委員会がありますけれども、大きな点について、町民の関心のあるものについて本会議で質問をさせていただきます。

1点あるんですけれども、やはり新型コロナウイルスのワクチンの接種の関係であります。町民の皆さんから、私のほうにも、他市町村に比べて、池田町、本当に動きが早いと、確実に接種をしていただいてありがたいという声を複数いただいております。おおむね接種は順調に進んでいると、先日の全員協議会でも報告はあったわけですが、再度、この接種の状況と、また今回、予算化されました接種の委託の関係で、人材の確保、他市町村で非常に困難を極めていて、それで接種が進まないという現状も見られる中で、池田町は、地域の開業医の先生方との連携とか、いろんな方の御協力をいただきながら、こういった人材確保にもつなげて接種率の向上も図られていると思いますけれども、そのように至った経過、また、今後の接種の状況の、国では3回目のブースター接種も予定されつつありますけれども、まずは2回、必ず多くの方に接種していただきたいということも含めて、今後のスケジュールの見極め等に関して教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、議員の御質問にお答えします。

現在、大体、13歳以上の方について、第2回接種終了が約73%ということでございます。それから、今後のスケジュールとしまして、今まで受けなかったけれども、感染拡大してきたので、やはり受けたいというような御要望のお電話や、少し考えたけれども、やっぱり受けなくなったというようないろいろな御意見がありまして、今、ワクチンが多少余りそうありますので、9月25日、9月27日、これを追加接種で1回目で行いまして、それからの3週間後で2回目接種というようなスケジュールを組んでおります。60歳未満の方については通知等を、未接種だけれども、そのままでもいいかどうかというような意向も確認をさせていただいております。また、防災無線等で一般町民に向けても流しております。

それから、12歳につきましては、今後、少人数で、誕生日を迎えるところでワクチンを確保しながら、開業医の先生と御相談しながら打っていくというような形であります。何しろワクチンが確保できないことには、12月、1月、2月にお誕生日になる方については、それ以降でなければできないということもありますので、北アルプス圏域との調整も含めて、今後、検討していかなければいけない材料として残っております。

今回、本当にスムーズにできたのは、ひとえに医療関係者の方、それから事務の方々、そういう方々が、皆さんが協力してくださったことであります。どの方も、御協力したいという形で申し出てくださったというところが、一番のスケジュールがうまくいったというところではないかなというふうに思っております。本当に無理を言っているのお願いになって

いたところも正直なところありますが、皆さん本当に快く来てくださったというところです。

以上です。

○議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

7 番、薄井孝彦議員。

○7 番（薄井孝彦君） すみません、ちょっと聞き落としてしまったんで、もう一度御説明をお願いしたいと思うんですけども、13ページの農業費の関心の強い農業・担い手づくりの総合助成金なんですけれども、これ具体的にどんな内容なのか。それから、その下の花とハーブの施設修繕、もう一度説明をお願いしたいということ。それから、17ページの文化財の保護看板設置なんですけれども、これは高瀬川の希少植物ということでよろしいのでしょうか。その辺の確認を教えていただきたいと思います。

○議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 13ページの強い農業の関心なんですけれども、もともと6月補正で乾燥機にベルトコンベアーをつけるような補助金を申請していたんですけども、その工事費のほうも補助がつくということがありましたので、これについては、その事業の増額があったということであります。

それから、花とハーブの里づくりの桑茶焙煎器のガス管の取付けの関心なんですけれども、以前、東側の倉庫のほうに、桑茶の焙煎器があったんですけども、消防署の検査等で、場所を移せというような指導がありましたんで、その対応というものが主な用途になっております。あとは、また詳しく、予算決算特別委員会で説明がありますのでお願いします。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 予算書17ページの文化財保護活用推進経費、看板設置料2万5,000円につきましては、高瀬川の河川敷2か所に設置をする目的でございます。

以上です。

○議長（矢口新平君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

4 番、横澤はま議員。

○4 番（横澤はま君） 17ページです。今の記念館のところなんですけど、これが、てるてる坊主の案内板というふうなことなんですけど、これからの財政の中で、この看板がどう有効活用されるかというところで、この辺の看板の内容といたしますか、どういうポイントで呼び込みを

されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

記念館一般経費の看板設置につきまして、てるてる広場の、現在、利用上の注意事項を簡易的なもので2つ設置しておりますが、それを本格的な看板1か所につくり替えるものです。内容は既に出している内容をそのまま新しく看板を設置し直すという内容でございます。

○議長（矢口新平君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第37号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第38号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第39号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第36号より第39号までの質疑を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第33号より議案第39号まで、
各委員会に付託

- 議長（矢口新平君） 日程4、認定第1号より第6号まで、議案第33号より第39号までを各
委員会に付託したいと思います。

職員をして、付託表の朗読をさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（矢口新平君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員会に付託することを決定いたしました。
-

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

- 議長（矢口新平君） 日程5、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（矢口新平君） これについては各常任委員会に付託したいと思います。
職員をして、付託表の朗読をさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（矢口新平君） お諮りいたします。
請願・陳情書は、付託表により各常任委員会に付託したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、各事常任委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前１０時４７分

令和 3 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和3年9月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年9月15日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	大 出 美 晴 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	和 澤 忠 志 君	10 番	那 須 博 天 君
11 番	倉 科 栄 司 君	12 番	矢 口 新 平 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	3 番 中山 眞議員	1．行政任せでない防災・減災対策推進を 2．魅力ある町づくりで、甕町長の向こう3年間の主に 取り組む施策、池田町の将来ビジョンを再度問う
2	2 番 大厩美秋議員	1．池田町気候非常事態宣言の取り組みと今後について 2．「こどもを守る安心の家」の運用について
3	6 番 大出美晴議員	1．農業政策について 2．池田町が考える指定管理者制度について
4	5 番 矢口 稔議員	1．毎年発生している大雨災害対策について 2．教育行政の今までの評価と「子どもがまんなか」プ ランの推進方法は
5	4 番 横澤はま議員	1．東山の誇れる自然・郷土を育む「美しいまちづく り」について 2．町の未来につながる文化芸術について 3．健康で明るいまちづくりの生涯スポーツ推進につい て 4．食育のまちづくり「池田町食育条例」について
6	8 番 服部久子議員	1．コロナ感染から子供たちを守る取り組みを 2．3歳未満児の保育料の減免を 3．民営保育園を誘致する方針はあるのか 4．病児保育の充実を
7	7 番 薄井孝彦議員	1．災害時逃げ遅れゼロの取り組みについて、更なる強 化を 2．美術館の方向性の具体化などを町長はどのように進 めるか 3．町民の声を届ける「提案箱」の有効活用を 4．町民の健康課題や「食育のまちづくり」についての 町長の考えは

8	9 番 和澤忠志議員	1．生き残りをかけた農業戦略について 2．少子化の中での保育園、小学校の統合について
9	1 番 松野亮子議員	1．来年度の学校給食における有機食材の使用について
1 0	1 1 番 倉科栄司議員	1．町営駐車場の現状と有効活用について 2．総合体育館駐車場から堤防道路への取付道路の構想について

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、お願い申し上げます。発言される際は、できるだけマイクに向かって話していただきますようお願い申し上げます。

一般質問

○議長（矢口新平君） 日程 1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問一覧表の朗読をさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（矢口新平君） これより一般質問を行います。

中山 眞 君

○議長（矢口新平君） 1 番に、3 番の中山眞議員。

〔3 番 中山 眞君 登壇〕

○3 番（中山 眞君） 3 番、中山眞です。

これから一般質問を始めさせていただきます。

今回、ボリュームがあるので、早速質問に入っていきたいと思います。

今回挙げたのは2点で、防災・減災関係、それから町長の考え、この2点についてお聞きしていきます。

まず、1 番目、防災・減災対策は行動力で。

ここ数年、池田町でも毎年、避難勧告が発令されています。大雨による土砂災害警報です。災害が起きたらどうすればいいのか、どう行動すればいいのかが、今までの防災に対する視点でした。でも、今は、避難指示が出されたら、自分はどう判断すればいいのか。身の回り品を持ち出す、そこまでは各家庭、理解していますけれども、その後、どう行動したらいいのか、どこに行けばいいのか。各地の地震発生や昨今の大雨現象を見て、不安には感じているんだけど、一人一人が何をしたらいいのかというのは、ただ漠然と考えているだけではないでしょうか。それが、ここ 2 年の池田町での、実際避難した人の人数を見れば明らかだと思います。

突発的災害が発生したときに、自分の命を守るのは自分自身、家族です。その次に、地域住民の協力です。行政は同時進行で、長時間避難運営や情報収集等が主体になると、そういうふうになります。

下の図のように、防災と減災と 2 つの輪があります。防災は構造物被害の防止です。耐震補強の建物であったり、河川堤防、あるいは堰堤工事などです。減災というのは、地域での事前準備、地域の脆弱・危険箇所を知ることです。これは地区ごとに違ってきています。洪水危険地区なのか、土砂災害危険地区なのか。池田町でも、地区ごと、自治会単位で、危険度というのは変わってきています。防災・減災対策の中で、いかに減災、地域でのふだんの住民の話合い、これが非常に被害を小さくする最近の最大の鍵になっています。

災害は起きます。減災対策は被害を小さくする。先ほど言いましたように、減災対策は地域によって違ってくるという特性があります。地域住民による日々の検証、いわゆる話合いです。これが非常に大事になってくのではないかと、それが一番のポイントになると思います。池田町でも残念ながら、自治会間でそういう差が生まれつつあります。というか、現実には生まれています。それが自主防災組織です。

質問します。

無事ですエコバッグ、救急医療キット、ハザードマップ等、危機管理対策を中心に進めていますけれども、実際に誰がやるのか、もう一度確認です。それと、危機管理対策室は、現在の池田町の自主防災組織の現状をどう認識しているのか。

以上お聞きします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

〔総務課長 塩川利夫君 登壇〕

○総務課長（塩川利夫君） おはようございます。

それでは、中山議員の質問についてお答えさせていただきます。

過去に発生した各地での災害から言われていることは、大災害から住民の命や財産を守るには、自分たちの命は自分たちで守るという自主防災の理念に基づいて、自主防災活動を高めていくことが必要不可欠だということです。

池田町においても、行政と自主防災組織が両輪の輪のごとく活動を展開しています。町民の皆さんに配布されている防災対策用の配布物等については、あらゆる機会を通じ広報しています。

無事ですエコバックについては、2年続いて地震総合防災訓練が中止になったことから、実践する機会を失っていますが、8月29日のシェークアウト訓練の呼びかけとともに、有事の際には必ず掲示して避難するよう確認をお願いするとともに、ハザードマップについても、マイタイムラインを家族でもう一度確認していただくよう広報したところでございます。

救急医療キットにつきましては、大北5市町村の取組として、65歳以上を対象に、地域包括医療の一旦として希望者を募り、配布したのですが、まだ始まったばかりであり、その利用促進については、利用の実績をうかがっているところであります。

いずれにしましても、地域の安心・安全を担う自主防災組織は、災害時において地域と密着していますので、今後も公助の限界を補っていただくためにも、あらゆる場面で連携していきたいと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 最近の減災対策のキーワードは、避難だと思います。避難基準の周知とか避難場所の認知、あるいはマイタイムラインの作成等が、今課長の中でもありましたけれども、叫ばれています。だけれども、実際に避難の判断は誰がするのかということです。

防災無線で町は呼びかけはしていますけれども、実際行動するのは個人の判断によっている、今現状の池田町はね。それには地区の、あるいは地域の呼びかけが非常に重要になってくるのではないかと。周りが動き出せば、一人一人の個人の緊急度感というのは増してきます。これが今までなかったから、実際、池田町の避難人数は非常に少なかった、ここにあるのではないかと思うんですね。

問題は、自主防災でこれをどう判断するのか、避難に対してね。それは、日々の地域特性、

自分たちの地域のところは危険なのかということも踏まえて、何回もそういう話し合いをしていかないと、なかなかこれは共有できないです。自主防災会長１人だけでは、避難の判断はしにくいと思うんですね。しかも、年度ごとに替わる自主防災会長、あるいは役員では、その判断はできないんです。だから、日々の検証で経験が生かせるということなんですね。

そもそも自主防災組織というのが、１番から３番にありますように、東海地震説が発表されて、宮城県沖地震が起きたときに、自主防災組織の結成が初めて叫ばれました。それから、阪神・淡路大震災のときに、自主防災の重要性というのが再確認されています。それから、東日本大地震、ここは自助・共助という言葉を使って、総合的な防災組織の促進、これが全国的に図られています。

既にある自治会による自主防災組織、自治会とは別の独立した、自治会と連携した自主防災組織、今後は全国的に、この組織づくりですね、いわゆる中身です、内容です。これが進められてくるのではないかというふうに思います。

昨日のテレビでありましたように、茅野市の災害、あれだけの土砂災害があっている中で、けが人がゼロだったとテレビでやっていました。その一番の理由は、地域でのスムーズな伝達と声かけ、これによって全区民が避難したと、こういう放送されていました。要は声かけなんですね、自主防災組織というのは。

そういう意味で、お聞きします。

危機管理対策室として、自主防災組織、これをどのように充実を図っていくのか、推進していくのかをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問でございますけれども、自主防災組織は地域に密着した組織ですので、非常時においては即時即応ということで、地域をよく知っているからこそ、細やかな対応ができる、迅速な対応ができるというメリットを持っています。

高齢化が進む中で、特に避難行動要支援者の皆さんを支える取組の強化が必要になっていきます。地域がつくり上げた組織だからこそ、助け合い・支え合いができると考えております。

本年２月に、池田町避難行動要支援者の避難支援計画に基づき、各自主防災会に個別避難計画の作成をお願いしてきました。今まで取り組んできた支え合いマップの取組に加え、具体的に誰が誰を支援していくのか、地域でしかできない取組の強化をしていただいています。

今回の８月１４日の前線による大雨では、高齢者等避難の発令とともに、高齢者を避難所へ連れてきてくれた自主防災会がありました。これはまさに、地域でしかできない取組の結果

だと思っております。

自主防災会の皆さんには、防災に対する関心や、さらなる理解を深めていただくために、ハザードマップやマイタイムラインの説明会も随時行いながら、大災害での被害軽減につながるようやってきましたが、これからもさらに充実をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 全国自治体アンケート集があります。自主防災組織の問題点として挙がっています。それを抜粋してありますけれども、現在の自主防災会組織は、自治会を基に組織されることが多いのが現状です。しかし、地域住民が参画意識を有している、そういう住民は非常に少ないということです。

自主防災組織が組織化されているといっても、単につくっただけ、平時から、有事や災害時を通じて有効に機能するわけないと、これが住民アンケートです。大地震が起きたときに、自主防災組織が有効に機能するかどうか、平日昼間で70%です。休日・夜間で60%弱は、これは「機能しない」と答えています、アンケートで。災害時の自主防災会活動の課題というところでは、平日昼間、災害発生時の「要員不足」、これが53%、次いで、「全体的に要員不足」が51%、「リーダー不足」が46%、課題はマンパワー不足。それと、リーダーたるリーダー不足、非常に足りないのは人だということですね、このアンケートでいけば。

池田町にも幾つかの、自治会とは独立した自主防災組織があります。それぞれが地域の特性に合わせて、自治会から独立した組織をつくる活動するという、こういうケースが増えてきています、現実には。しかし、いまだに全自治会の3割弱にしか過ぎません。そのほかの大半のところは、相変わらず、毎年自治会長が替わる自主防災組織、自主防災会長が毎年替わっているという現状ですね。

この3割の、いわゆる先進的に取り組んでいる地域のこういう経験、どんなことをやっているのかね。そういった地域での自主的な取組となるような、これを促していく、今の自治会組織から独立した自主防災会組織を全地域に広めていく、これは行政の仕事です。以前に町長に、この話はしましたけれども。

今の池田町にとってどうなのか。まず、自主防災会同士の定期的な会議、年に1回の自治会長を集めての防災会議ではなくて、定期的に行うことが必要だと思います。それから、先進的に取り組んでいる地区の経験発表会など、そういう交流の輪を広げていく必要があるの

ではないか。ただ単に、先ほど課長が述べられたように、もっともなことなんですけれども、話しているだけでは駄目なんですよ、どういうふうにこの輪を広げていくのかというのは、行動力です。理屈ではないんです。

これからは、その地区のリーダーですね、先ほどの茅野市の例を挙げれば、自主防災会長の連絡網で全て、避難の指示の前に全部、防災会長に市から連絡をしたと。その後で防災無線を流したということで、この連絡網が池田町に果たしてあるのかどうか。いざ大地震が起きたときに、町は誰に連絡するのか。そういう自主防災会の会長ごとの連絡先って把握しているのかどうか。

いざ起きたときに、一番大事なものは、町がいかに関心を集めるかなんですよ。どこに応援の手を入れるのかと、そういう判断にもよると思いますけれどもね。だから、地区のリーダーの育成、これらをどういうふうに進めていくのか、それが行政の手腕となってきます。

防災に関して、最後の質問ですけれども、自主防災会がいかに関心かというのは、十分、危機管理対策室も町長も理解しておられます。だけれども、なかなか進まないというのが、ここ数年続いています。

具体的に、今まで言ってきた実態のある自主防災会づくり、これをどう考えているのか。年に1回の自治会長会議での説明だけでは何も進まないんです。だから、冒頭にあるように、今後の池田町の防災力は行動力、行動を起こさなければ、相変わらず、このまま嘆いているだけなんですよ。

ということで、どのような実態のある組織づくりを考えているのか、具体的なことがあればお聞きします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問でございますが、実のある自主防災づくりということですが、先般、専任自主防災会長へアンケート調査を行いました。専任化されていない地区へのアドバイスとして、体制づくりは複数年の任期を持った役員が必要であるとの意見が多く、活動は完成度を期待しないで修正していく心構えでやっていく、御近所の体制づくりから進め、自助・共助、御近所の助け合いを重要視していくとの回答が多くありました。自治会長と兼任では負担が大き過ぎるとの意見もありました。これらの意見を踏まえ、専任化していく自治会が増えていくように取り組んでいきたいと思っております。

議員御指摘の経験発表会については、一昨年に専任化された会長さんから、自主防災会の独立について経験発表をしていただいた経過があります。献身的な質疑等もありましたので、

今後も開催していきたいと考えております。

自主防災組織は地域に密着した組織ですので、非常時には細やかな対応や迅速な対応を望むことができます。毎年実施している避難所運営訓練においても、自主防災会の枠を越えて、一つの避難所に避難した複数の自主防災会がその役目を果たせるような訓練を実施する中で共有を図っています。特に、避難行動要支援者の皆さんを支える取組の強化には、大いに町も参加して、支援の輪を広げるように取組を行っていききたいと考えています。

地域がつくり上げた自主防災会ですので、町は安心できる環境づくりをしなければいけないと考えています。避難支援計画がさらに有効なものになるような取組をすることで、地域の輪や助け合いがさらに向上すると思いますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） あまり追及はしませんけれども、今の池田町で、自治会に入っていない住民の方、2割いると聞きました。今の防災は、誰一人取り残さない防災、これをうたっています。このままでいけば、その2割の人は取り残されてしまうのではないかと。だから、今行動を起こさなければ、三十幾つある自治会の中で、本当に実質的に話し合いを持ってやっていく、そういう組織づくりをしなければ、そういう人たちも取り残されてしまうということなんです。だから、危機感を持って行動に移してもらいたい、そうお願いします。

質問を変えます。

住民本位の町政を。

町長には申し訳ないんですけども、たくさんの質問がありますので、簡潔にお答えいただければと思います。甕町長はどういうことを考えているのか。それを知るため、そこに主眼を置いていますので、よろしくお願いします。このとおりに進めていきますので。

行政は、住民の意思表示が反映されたものでなければならない、これは当たり前のことなんですけれども、住民から選出された町長は住民の代表者です。公約は住民との約束事です。そのためには、首長は絶えず住民の声を聞いて、それを基に自分の考えを意思を示す。何をするのか、何をしなければいけないのかという明確な指針が提示されるべきです。

例えば、人口減少対策は、主に外から人を呼び込むのか、中からの外出を防ぐのか、どちらに視点を置いているのか。あるいは、町民の現在の財政不安、具体的にどう和らげるのか。あるいは、先ほど話に出ました生命に直結する災害対策、これは何を一番に住民に求めるの

か。備蓄なのか、避難なのか、そういったところがはっきりしていれば、もっと住民も動きやすくなってきます。あるいは、麩町長のうたい文句であります池田町の特性を生かした町づくり、これは、麩町長は何に重点を置いているのか。景観に置いているのか、産業なのか、教育・福祉なのか、一番何をしたいのか、美しい町づくりでね。

それから、総合計画、よく町長も言われますけれども、この実証とか改善、あるいは目標をつくり直した新規立案の中で、一番何を町長として考えているのか。今までできなかった原因は何なのか、それをどう解消しようとするのか。そのための新しい施策は。

これから質問挙げていきますけれども、全部を一遍にやろうとしても無理なんです。けれども、一つ一つに、短い言葉でもいいので町長発信があると、住民は安心します。今、池田町の住民はどう感じているのか、何を望んでいるのか。それは、町長自身の言葉です。ですから、今回、この質問を取り上げました。

それは、職員とか担当課長でなくて、町長がどうしたいのかということですね。大きい、あるいは難しい問題ほど、トップの意思表示というのが非常に大事になってきます。住民本位の町政とは、住民にはっきり意思表示をすることです。そこから始まるのではないのでしょうか。

質問していきます。

財政健全化政策、行財政改革推進委員会は、答申が1年後あるいは2年後になります。その間、進めるべきことがあると思うんですね。首長がそこをはっきりと、その問題点、あるいはどこに到達点を置いているのか、これを示さない限り、この委員会も骨格が揺らいでしまいます。そういう意味で、首長の言葉というのは非常に大事だと思っています。あるいは、ふだんからの町長の言葉がなければ、職員の人たちは何をしたらいいのか、それすら分からなくなっている。それが多分、今現状ではないかと、そういうふうに思います。

質問の1です。

町長が考えている財政健全策は、先ほど言った期待値、どこに置いているのか。今、町長自身がどう実行して動いているのか。簡潔で結構ですので、お聞きます。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） 一般質問、御苦労さんでございます。

それでは、ただいまの中山議員の御質問にお答えしたいと思います。

財政健全化に対しての御質問でありますけれども、近年、経常収支比率が伸び、町の財政の硬直化が進んでいるため、今後の町づくりや公共施設維持管理のための財源確保として、

人件費や公債費等の義務的経費を抑えていく必要があります。

現在、人件費の削減については、庁内でも検討を進めているところであります。令和2年度から、それまで、臨時職員につきましては、人件費として算定されていなかったのですが、昨年度より会計年度任用職員として、人件費として計上することになりました。そこで経常収支比率が上がったということがありますので、今後は、正規職員数と会計年度任用職数と、総合的に人件費として考えていかなければなりません。また、公債費につきましては、年々償還を進めておりますので、計画にのっとり減少してまいります。

なお、新規事業の導入につきましては、慎重に判断するとともに、地方債は交付税措置のあるものを選定し、実質公債費比率の抑制に努めてまいります。

取組の現状であります。令和2年度から予算削減プロジェクトに取り組み、令和3年度当初予算では、財政調整基金を取り崩さずに編成できました。現在、基金残高が、本議会で承認をいただきますと、約5億円となっており、今後は公共施設等整備基金や減債基金への積立ても行いたいと考えております。

また、収入を増やすという点につきましては、ふるさと納税が好調でありますので、さらに推進し、自主財源の確保に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 丁寧な回答で、そう感じるだけで、今言った言葉で町長が何を一番にやりたいのかが分からない、私はね。だから、議会でなくても、町民一人一人と話するとき、私は、今の財政の問題点、人件費、これを何とか削減したい、そのためにこれをやります。公債費比率、これを下げたい、そのためにこれをやります。そういう区切りの言葉だけでいいと思うんです、市長はね。だから、今後できるだけ、いろいろな人に発信していくと思うんですけれども、できるだけ短い言葉で相手に伝わりやすく、丁寧に答えるというのは甕町長の特技であって、性格が表れていると思うんですけれども、相手が聞きたがっているのは、一番に何をしたいのか、端的な言葉でいいんです。人件費です、これだけでもいいんです。これが町長発信ですね。

もう既に回答書は作られているので、これからの回答もそうしろとは言いませんけれども、今後はできるだけ、相手に伝えるんだったら短い言葉、このほうがお勧めします。

質問の2に移っていきます。池田町の人口減少対策。

移住定住・空き家対策、あるいは子育て世代の移住、あるいは高齢者への支援策、これがまず、人口減少対策の一つの柱ではないかと思います。それらが、今町長が言われた財政問題で停滞してはいけないんです。少しずつでも、福祉も含めて進めていかなければいけない。それぞれに目標があって、先ほど町長が言われるように、人件費では、何年後には何%に落ちたいと、それが目標数字です。それをはっきり示せば、周りは動いてくれます。それが町長自身の言葉にもなってくると思うんです。

だから、財政健全化、今そういう中でも、答申を待つ間に、できることはいっぱいあるんです、少しずつでもね。と思います。

質問の2です。

池田町の人口ビジョン、大きく挙げていますが、目標数字はどこに置いているのか。その目標達成のために、手段が実際に動く職員たちに示されているのかと。頭の中で考えているだけでは、職員たちは分かりません。あるいは、補助費等による各種支援策、補助費でない支援もできるはずです。そういったことも含めて、大まかで結構ですけども、町長の考えをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

人口ビジョンについての御質問でありますけれども、第6次総合計画最終年となる令和10年度の目標人口は9,000人となっております。総合計画は町行政の最上位計画なので、職員とも共有しているところであります。

補助費等によらない移住・定住推進策についてであります。移住者の方の御意見を伺いますと、地域の皆さんといかになじめるかという点も、移住・定住について大きな要素であるとのことでありました。町内移住者をケアする移住者カフェや移住協力店制度等、ソフト事業に力を入れ、移住者の皆さんが安心して暮らせるよう、先住者の皆さんの御意見を伺ったり、親切に説明したりできるよう取り組んでいるところであります。

また、町の大きな課題の一つに、空き家の増加がありますが、この問題につきましては、どうしても不動産等の業者の皆さんの連携と協力がなければ、とても対応できるものではないと考えております。空き家バンク制度を設置し、その成果を見ますと、制度開始以来、登録82件のうち62件、契約成立という状況になっております。業者の皆さんと意見を交換しながら取り組んでまいりたいと思います。

また、オーガニック農業などの普及推進に取り組み、農業の魅力も移住希望者の皆さんへ

のPRにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 3番です。住民の命を守る。

これが一番行政の、町長にとって一番の使命だと思いますけれども、町長が考えている住民を守るという意識、どこにあるのか。あるいは、池田町の、先ほど言いました防災・減災対策で、町長自身の簡単な言葉でも結構ですけれども、どこに問題があって、どういうことを考えているのかがお聞きできればと思います。町長が一番に捉えている防災・減災対策は何なのか、これをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

防災・減災対策はということでありまして、災害が発生したとしても、被害が最小限に抑えられるよう、住民の皆さんの生命・財産を守ることが一番だと考えております。そのためには、「逃げ遅れゼロ、一人も取り残さない」をスローガンとして、特に避難行動要支援者の皆さんを支える取組を強化していきたいと考えております。

地域をよく理解されている自主防災組織や児童民生委員の皆さん等と町職員が連携して、安心できる町づくりをしなければいけないと思います。

自主防災づくりには、住民一人一人の防災に対する意識と地域の助け合いが必要ですし、町はその意識と助け合いが高まるような取組をしていきます。現在推進している個別避難計画づくりやマイタイムラインの普及は、池田町ならではの施策であり、地域防災力の推進策の一つでもあると考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） これだけ丁寧な回答を想定していませんでしたので、このままでいけばとても時間が足りなくなりますので、申し訳ないですけれども、質問だけしていきます。

4番に、池田町の特徴。

これ、いわゆる農業、商業、これを守るということ、これは、今以上に後退させないということ、特に農業はこれ以上後退させない、そこが狙いではないかと思うんですけれども、

町長が唱えている池田町の特性の中で、どういう施策を考えているのか。あるいは、こういう農業、商業が、今後どういうビジョンで池田町は進んでいくのかというのをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

町の特性についての御質問でありますけれども、当町は水稻を中心とした農業を基幹産業としておりますが、工業につきましても、近隣町村では出荷額が群を抜いており、工業の町とも言えると思います。また、商業につきましては、個店の衰退状況にはあるものの、大型商業施設の進出があり、小規模自治体でありながら、コンビニ、スーパーマーケットなどが充実し、利便性の高い地域となっております。

福祉関係につきましては、近隣からも高く評価されているところでありますし、福祉施設の充実も誇れる町であると考えております。歴史・文化につきましても、広く深いものがあり、子供たちに大いに継承していきたいと思っております。特に池田学問所については、ほかにはない教育施設でありましたので、教育の町としてもアピールできるものと考えております。

そして、芸術家の皆さんも多く住まれ、芸術の発信地であります美術館もあり、芸術の町とも言えるのではないかと思います。また、当町から見る北アルプスと田園風景は、他に類を見ない、素晴らしい景観であると考えております。まだあると思っておりますけれども、特性というよりも特徴について列挙いたしましたので、それぞれの分野で特徴を伸ばすような施策に取り組んでいるところであります。

町づくりは総合的な要素を含むものでありますので、その時々により力点を置くということではありますが、一分野に集中して施策を展開することはできにくいものであります。私は一貫して、美しい町づくりをテーマとして取り組んでまいりました。それは景観面であり、教育面であり、福祉・防災面であり、産業面など全てが包含され、一分野だけの課題ではありません。

特に近年では、持続可能な社会づくりが世界的なテーマとなっております。あらゆる分野で、持続可能をコンセプトとして、取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

当面の取り組む重点課題としては、環境整備、あるいは健康長寿をテーマとして取り組んでまいりたいと思っておりますし、農業振興にも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 大きな 2 番に移ります。

今後、麩町政の 3 年間の重要案件について質問いたします。

まず 1 番に、ハーブセンター、いわゆる道の駅ですね。これを、この全体像、西と東と合わせた、これを今後どう展開していくのか。核になる要点だけでも結構ですので、町長の考えをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

道の駅についての御質問でありますけれども、ハーブセンターを含め、地域一帯についてお答えいたします。

この一帯は、花とハーブの里づくりの一環として造られた施設であります。紆余曲折を経て今日に至っております。私は、花とハーブの里づくりの方針を継承いたしました。現在、県道西側のエリアは、販売を中心とした商業施設エリアであり、東側は、ハーブ園、ガラス温室を中心としたハーブ育成・鑑賞エリアとなっております。

今後についての御質問ですが、それぞれの機能を充実・強化して、町の玄関、顔として、また観光の拠点として、発信できるエリアにしたいと考えております。西側では、地場産品、お土産等の販売、レストラン、加工食品の売店、また食堂もあり、商業施設として充実してまいりました。東側では、このたび、ハーブステーションと名称をつけましたが、ハーブ園、ガラス温室、圃場等、町直営の委託事業として年々充実してまいり、花とハーブの発信基地としての機能が強化されております。

また、有機栽培の試験圃場もスタートいたしましたので、さらに魅力が出るものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 展望美術館とクラフトパークについてお聞きします。

すみません、休む暇もなく質問が始まりますけれども、町長が考える美術館、クラフトパーク、これをどういう位置づけ、いわゆるハーブセンターは池田町の玄関だと、クラフトパーク一帯は池田町の景観でというのは、よく理解できるんですけども、これを10年後どう

いう形にしたいのか、そういう構想も含めて、あればお聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、議員のおっしゃるとおり、北アルプス展望美術館は大北唯一の公立美術館で、池田町の教育文化継承の要であり、北アルプスと安曇野の田園風景が売りの池田町にとって、重要な観光の拠点でもあります。

経年劣化により施設の改修が必要となってきていますが、計画性を持って維持管理に努め、長寿命化を図ってまいります。美術館など施設関係につきましては、現在、行財政改革委員会に施設の在り方について諮問しておりますので、その結果を待ちたいと思います。

クラフトパーク全体につきましては、より公園機能を高め、10年後も今と変わらない景観の美しさを保っている展望と癒やしの公園であるようにと願っております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 会染保育園についてお聞きます。

町長自身が考えていることで結構ですけれども、これは、いつ結論を出そうとしているのか。池田保育園の統合も叫ばれていますけれども、町長自身、そこら辺はどう考えているのか。園児にとって、施設、場所というのをどう捉えているのか、それをお聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

会染保育園の老朽化問題の結論につきましては、昨年度、学びの郷活性化委員会の部会である幼児教育あり方研究会で中間答申が示されましたが、現在、部会名を教育大綱普及推進研究部会に変更し、継続して検討を重ねております。最終答申は年内に、方向性については年度内に示される予定であります。池田保育園と会染保育園の統合についても、教育大綱普及推進研究部会で併せて検討した上で、最終答申において示されるものと理解しております。

町といたしましては、この答申を受けて、しっかりとした方向づけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 役場庁舎についてお聞きます。

これは、私が議員になったときに最初に質問した項目でもありますけれども、今、財政検証委員会ですね、いわゆる。これから施設管理について議論が始まるようですけれども、町長自身の考えとして、役場庁舎がどうなるのか。10年後にはもう、この建物、築50年になってしまいます。もうもちませんよ。

そういったことも踏まえて、町の公共施設、このことで、町長が一番懸案としていることでもいいですので、お聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたしますが、公共施設についての御質問であります。特に役場庁舎ということですが、役場庁舎は築後47年経過しております。公共施設個別施設計画では、60年を迎える令和15年度に建て替えなければ、大規模改修が必要と位置づけています。

今後の方針といたしましては、順次小規模改修を行いながら、長寿命化を図ってまいります。現在、財政状況改善が急務の状況を踏まえ、今は役場庁舎の建て替えよりも、むしろ町民の利用頻度の高い公共施設の維持・補修を優先させたいという方針であります。

当面は、会染小学校の大規模改修や会染保育園整備検討等に取り組むとともに、その他の公共施設については、個別施設計画や行財政改革推進委員会の答申等を参考にし、劣化状況を見極めながら長寿命化を図り、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 矢継ぎ早の質問で大変御迷惑かけましたけれども、最後にお聞きします。

これから新年度予算策定が始まるかと思えます。これは、まず町長自身が、これから向こう1年間、何をやりたいのか、何を主体に、何を柱にやりたいのか、そういう基本方針を具体的に示すべきだと思います。それは、町長自身の考えたことでなければならぬんです。それを基に、各課がそれぞれの予算策定に入っていく、そういう形が、どこの自治体でもやっていることなんですけれども、そこがなかなか池田町は、今まで見えてこなかった。

町長メッセージが、1年間の予算に対して、メッセージがあれば、議会や町民は、それに対して議論ができるんです。それを来年の3月の本会議では、もう既に遅いんですよ。そういう意味で、今後、町長が事前に自分の基本柱を基にした、そういうメッセージを出して

いただけるのかどうか、これを最後にお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 来年度の予算についての御質問でありますけれども、前回、矢口稔議員の御質問にもお答えいたしました。スケジュールといたしまして、本議会が終わりましたら、職員に対しまして、新年度の方針等について説明を行うと。その上で、今計画しておりますのは、11月の、ちょっと日程的に後半になりますけれども、町民説明会を3回開催する予定としております。これは、ある程度、今、日程案は決まっておりますけれども、そこで、新年度についての私の考え方、また方針について、御説明をしまいたいということで考えております。

なかなか具体的な予算組というのは、その後を受けまして、各課から上がってくる、12月から上がってきますけれども、そこから査定が始まりまして、1月末に査定が終わるところでありますので、具体的なことにつきましては、その後、議論になる部分もあるかと思いますが、その前に、ある程度決まった事業につきましては御説明を申し上げる、皆さんの御意見も伺っていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 今言われたように、町長自身の考えを課長会議に諮っていくということですので、その時点で結構ですので、その考えを議会にも示していただきたい。その後で、課長たちの細かい策定が始まると思うんですけれども、その時点で議論をしなければ、課長たちの数字が上がってきた段階で、何もできないということになってしまうね。だから、ぜひ甕町長には、自分の考えがまとまった時点で結構ですけれども、議会にそれを示していただきたいと、そういうふうをお願いします。

今回お聞きしてきたように、町長自身の言葉、町長の考えを口に出すということが、今の池田町、あるいは町民にとって、非常に大事なことではないかと思うんです。総合計画に載っているからというのは、これは町長発信ではないんです、頭の中で考えているだけ。これでは周りは分かりません、トップが何を考えているのか。これは非常に大事だということを再三申し上げてきましたけれども、住民本位の町政というのは、先ほど言いましたように、多くの人の声を聞いて、そこから判断したことを町長自身の言葉で町民に投げ返す、それが大事だと思うんです。町民からの一方通行の声であってはならないと思うんですね。

あと、甕町政3年あります。ここが甕町長の行動力の踏ん張りどころだと思います。5年後、10年後、20年後に池田町はどうなっていくのか。これはぜひ、甕町長の発信力で遺産を将来に残してもらいたい、そう願っております。

以上で終わります。

○議長（矢口新平君） 以上で、中山眞議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 厩 美 秋 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

2番に、2番の大厩美秋議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） これより2番、大厩美秋、一般質問を始めさせていただきます。

今回、2点あります。

まず、1つ目ですけれども、池田町気候非常事態宣言の取組と今後について、町長にお聞きしていきます。

2020年2月28日に、池田町は県内で2番目に気候非常事態宣言をし、1年6か月が経過しました。10か月経過した時点で質問をしましたけれども、その後の取組と進捗状況、今後についてお聞きをしていきたいと思います。

1つ目ですけれども、以前町長に、気候非常事態宣言の宣言に至った経緯と意思をお聞きしました。そのときの答えが、地球温暖化による気候変動が深刻であること、住民一人一人が現状を認識し、温暖化を止めるべく行動を起こさなければ収まらないと感じていること、近隣地域では、白馬村がいち早く宣言を出し、当町も白馬村に追随した状態となっている、

他の市町村も追随するのではと考えていると答弁されました。

当時、町長自身が宣言するに当たって、今後の池田町がどのような行動をし、どう変えていくんだといったビジョンは聞かれませんでした。ここで、改めて町長にお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの大庭議員の御質問にお答えをいたします。

気候非常事態宣言についての御質問でありますけれども、温室効果ガスの影響と言われております気候変動により、年々激しさを増す世界的な災害状況を見ますと、地球上の全ての人類が取り組まなくてはならない命題であります。

行政としては、宣言することにより取り組む課題を明らかにし、住民に対して、しっかりと意識づけをしていただくために行うものであります。その意識の下に、それぞれが日常生活の中で、温室効果ガスの削減のためにできることから取り組んでいくことが大切であると考えております。

国は国でできること、県は県でできること、町は町でできること、住民は住民でできることを実践することが求められております。町といたしましては、再生可能エネルギーの活用ということで、太陽光発電につきましては、公共施設の屋根貸し事業を行っておりますし、保育園では地中熱による発電システムを取り入れております。

今後につきましても、太陽光発電については積極的に推進していきますし、その他の再生可能エネルギーの活用についても研究を進めてまいります。ただ、今までもいろいろ研究してまいりましたが、風力発電については、当該地域がないという結論になりました。小水力発電につきましても、効果が期待できる地勢にはないとの結論でありました。

住民の皆様への取組のお願いといたしましては、断熱効果の高い住宅の建築や太陽光発電の設置、省エネ家電の使用や節電、低燃費やCO₂排出ガスの少ない自動車の使用、また不要な車の使用は避けるなど、温室効果ガスの排出削減につながる生活をお願いしていきたいと考えております。

この後の質問にありますが、可燃ごみの削減にも大いに取り組んでいただきたいと思います。町として、一部には補助金を用意しておりますので、活用していただきたいと思いますと考えております。

ビジョンについてであります。美しい町づくりを進める当町でありますので、その理念にも合致しておりますので、大いに推進して、環境に優しい町、言わばエコタウンと言われ

るような町を目指してまいりたいと考えております。

多くの屋根に太陽光発電が設置されたり、町の中には温室効果ガスを排出しない自動車が行き、可燃ごみの多くが堆肥等に再活用される等、実現できればと考えております。そんなところをイメージして、これから取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大庭議員。

〔 2 番 大庭美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大庭美秋君） 今そうやって、全て、大分、この後聞いていきたいと思う太陽光やごみの削減についても触れていただきましたけれども、とにかくビジョンとは、実現したい未来、言うなれば、池田町全体が共通で認識する行き先であるべきです。目指すべき行き先が存在しない、またははっきりしないと、組織は変化せず、硬直化してしまいます。一方、進むべき方向がはっきりと示されてさえいれば、組織は柔軟に変化し、発展していくことができると思っています。

今、様々な町長の施策を述べられましたけれども、そういったところ、順位づけしながら、あと、職員にちゃんとした、そういった目標数値も含めた中で、まず行政内でそういったことが共有されているか、そこだけ教えてください。

○議長（矢口新平君） 鶴町長。

○町長（鶴 聖章君） 私が美しい町づくりということで進めてまいる、先ほどの答弁の中にありましたけれども、その理念が合致しておりますので、これらの点につきましては職員も共有していると私は考えております。

ただ、具体的な施策については、これから職員とも協議しながら、一気にはできないことですので、一つ一つ解決に向かっての道筋を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大庭議員。

〔 2 番 大庭美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大庭美秋君） それでは、具体的な施策というところ、後に触れていきますけれども、次の質問で、行政内の横断的な取組として、若手職員によるボトムアッププロジェクトで、職員が職場で行えることと町民の皆さんを巻き込んで行えることを2つに分けてアイデアを精査している段階であり、新年度になったら方向性をはっきりとし、町民の皆さんと共に取

り組みたいとのことでした。

新年度からおよそ半年が経過しましたが、内容と状況をお聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

ボトムアッププロジェクトの取組についての御質問であります。ボトムアッププロジェクトについては、業務の効率化とゼロカーボンの取組について検討していただき、16の提案がありました。

ゼロカーボン関係については、ごみの分別の徹底や紙の再利用による燃えるごみの排出抑制、エコ意識を高める施策、自転車活用や会議のペーパーレス化など6つの提案があり、現在、担当課に提案項目を振り分け、実践が始まっている状況であります。

今後、職員一人一人がより意識を高め、率先して行動していくよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今、そういった提案、出たもの、精査されたものを発表していただいたわけですが、こういったものが有効として機能しているのかといったところの検証、そういったところも今後出てくる、必要かと思うんですが、この中で必要なものとか、町民にPRしたり、そういった効果のあるものについての公表とかはどうなっていますか、教えてください。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 庁内の問題につきましては、一つ一つ担当課のほうで取り組んでおりますが、はっきり言いますと、具体策、庁内でのごみの分別、また、自転車等を活用して近隣へ、近場については自転車で用足しに行く等のことについては始まっております。

ただこれ、徹底するまでには、やはり若干時間がかかると思いますので、これからその徹底を図って、効果を上げていくというところに取り組んでまいりたいと思いますし、また、町民の皆さんに対しましては、この後質問がありますけれども、リサイクル委員会を立ち上げましたので、その委員会を通しまして、どうしても可燃ごみの削減に取り組まなければならないということで、町民の皆様には大いにお願ひしていきなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） 気候非常事態宣言をしたことによって、若手職員によるボトムアッププロジェクトが発足されたと思うんですけども、その間、ボトムアッププロジェクトのメンバーの方々、大分御苦労さまでした。

今後、このボトムアップをどのような形で考えていますか。それとも、若手職員だけに限らず、横断的にプロジェクトを組むような、そういった構想もお考えでしたら、教えてください。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） これは、既存の組織でありますけれども、テーマを持って若手職員に検討していただくというような組織であります。それを受けまして、課長会議等を通しまして、庁内の方針として確立していくということになってまいります。私といたしましては、職員の皆さんから大いに発案をしていただきたいと、それぞれのテーマについて意見を上げていただきたいということではお願いしているところです。

そんな中から、また、新たなやり方も生まれてまいりましたので、大いに、ボトムアッププロジェクトはプロジェクトとしての機能を持っておりますけれども、それ以外にも職員の皆さんから意見を上げていただく、そんな仕組みも今始まったところであります。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） それでは、次の質問へいきます。

町民全体で取り組める活動としまして、住民課の環境整美係では、平成22年から主に燃えるごみの削減に取り組み、広報にて啓発記事掲載や生ごみ処理機購入等の補助を行い、宣言後、令和2年4月からは広報で「みんなで実践 ごみ削減！」を連載し、町民への啓発に努めています。しかし、1人当たりの燃えるごみ排出量に減少が見られません。

町長は前回の答弁で、第6次総合計画に具体的な数字が示されているので、具体的な取組の内容もお示しすると言われましたが、評価と進捗をお聞きます。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、議員御指摘のように、

可燃ごみの、いわゆる１人当たりの量につきましては、穂高広域組合で我が町が、ほぼトップを独走していると言っても過言でないかなというふうに考えております。

そのために、過去にもリサイクル委員会を２回立ち上げました。今回３期目ということになりますけれども、本当に私、第６次総合計画で上がっております１３５キログラム、現在１４３．８キログラムということで、逆に増加傾向にもある。これはコロナで、巣籠もりというような問題もあるかと思えますけれども、それにしても、本当に１キログラム減らすということは大変なことだなということを実感として考えているところであります。この第６次総合計画の１３５キログラムというのは、今、現時点で考えれば、相当ハードルの高い数字だなというふうに私は認識しております。

そんな中から、第３期のリサイクル委員会を立ち上げたんですけれども、具体的な町民の皆さんにお願いする、あるいはごみ削減につきましてはの取組については、これからお示しをしていきますが、現時点ではちょっとお話しすることできませんが、いずれにしてもリサイクル委員会を急ピッチで進めて、そして、町民の皆さんに訴えてまいりたいと思います。

また、広報等について、ごみ減量につきましては連載をしております。ただ、連載をしているために、マンネリ化ということがどうしても感じられるので、いま一步、町民の皆さんの意識喚起ということで、今回のリサイクル委員会を立ち上げました。それとともに、広報あるいは防災無線等でこの問題について明らかにし、また町民の皆さんにも御提示、お願い等していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔２番 大厩美秋君 登壇〕

○２番（大厩美秋君） それでは、具体的な取組につきましては早急にまとめていただいて、できるところからちゃんと公表していただき、実践のほうに向けていていただきたいと思っております。

あと、そういった広報で、本当に住民課のほうは、連載でごみの削減に取り組む記事を載せていただいていますけれども、こういったことも、本当に毎回違った内容で出していただいています。要点的なものを集約した形で、保存版的なもので配布するというのも一つの手かなとも思います。

あと、生ごみ処理機につきましても、聞いたところ、効果はあるということで伺っています。この辺のところの効果があるということのＰＲ、あと、お勧めする商品等のＰＲ、紹介

も兼ねながら、広報のほうを努めていただければ、なおいいかなと思います。

あと、食品ロスの削減推進、こちらのほうも、ホームページのほうで住民課、載せてくれてはあるんですが、こういったところも再認識していただくための再PRをしていただきたいと思います。買い過ぎない、作り過ぎない、食べ残さない、こういったところの周知もお願いをいたします。

続きまして、再生可能エネルギーの活用ということで、先ほども触れられましたけれども、太陽光システムの設置促進について、2023年には100か所にするということで、具体性を持った施策を打ち出したいと言われましたが、現在の状況をお聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、再生可能エネルギーの活用では、住宅用太陽光発電システムの設置補助を行っておりますので、これを継続してまいりたいと考えております。

ただ、金額的には削減しましたので、ちょっと需要がどうかというところがあります。新たな施策については、財政的な制約もあり、困難な面もありますが、公共施設の再エネ100%電力への切替えなども今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 2023年に100か所目標ということで、2年経過したのかな、残り、現在、今何か所で設置がされているかといったところを教えてください。

○議長（矢口新平君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 町で行っている補助を受けた設置数ですが、平成21年度からやっております、累計では294世帯になっております。第6次総合計画の範囲の基数については、一応毎年20件ごとで、5年間の計画範囲ということで100基を想定しているんですけれども、ちょっと予算の関係で、そこまでいっていない状況でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） すみません、第6次計画の中で、2023年までに100か所という目標で、令和5年度までの5年間の合計で100か所ということで、今言われたように1年当たり20件、それで、現在は、この期間中に何件申請されているかというか、設置されているんでしょう

か。その数字をお聞きしたいんです。

○議長（矢口新平君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 令和元年から2年間経過しておりますが、その中で、令和元年が12件で、令和2年が8件ということで、現在20件、実績でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 分かりました。

それで、あと残り3年といったところの中で、今現在20件、ちょうど1年分遅れているという計算になります。

それで、現在は、太陽光システムの設置の件数、目標100件と言いますけれども、これをどういった、補助金だけの把握なのか、この辺の数字の把握がちょっと不明、分からないところと、それとあと、現在、令和2年度は、補助金、1件10万円ということで、80万円の補助金で8件、それがその数字だと思います。そうすると、今後残り3年の中で、令和3年度からは、補助金が8万円で件数が10件ということで、予算は同じですけれども、件数を2件増やしてなっております。そうすると、補助金だけのカウントをされているのであれば、もうこれ、5年後、令和5年で目標達成はできないような気がするんですけども。

要は、目標を達成させるためには、もっと補助金のほうを、重要性を考えて、予算を考えた中で、補助金率を考えるということもあるかと思うんですが、その辺について、ちょっと回答をお願いします。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） やはり補助金があるのとないのでは、設置状況は変わってくると思いますので、これから新年度につきましては、予算組みの中で、許される範囲で拡大ができればなというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 生ごみの燃えるごみの量と今の太陽光の設置、こちらの2点が唯一、数字で目標として公表されているものですので、こういったところは特に進めていただき、定期的に報告をしていただきたいと思いますと思いますけれども、進捗状況も兼ねながら、今後していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） これは成果説明書等で上がってきておりますので、その都度、状況については御説明、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） それでは、最後の質問に移っていきます。

町民全体で行動することが、最も大きな効果をもたらしていくと考えます。これは町長も同様に考えられていると思われますけれども、気候非常事態宣言がいかに重要な宣言で、どんな取組をしていくのかを町長自ら発信することが必要と考えますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 気候非常事態宣言につきましては、さきの御質問でもお答えいたしました。気候変動が既に異常な状況であることを認識しまして、地球温暖化対策に取り組む決意を示すものであります。

気候変動による影響は、水害などの自然災害はもちろん、暑さによる人々の健康や農作物へも及びます。私たちの命や暮らしを守るために、地球温暖化の防止を図る緩和策と地球温暖化への適応を図る適応策の両面を進めていかなければなりません。

議員のおっしゃるとおり、目の前にある危機に対して、行政の取組だけで克服できるものではなく、一人一人の行動の積み重ねも非常に重要であると考えております。私といたしましても、機会を捉えて、気候変動に関する発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） ぜひ、防災行政無線とか、そういったところを使いながら、町民に町長自らの声で伝えていっていただくことを望みます。

資料の 3 ページ、4 ページにつけさせていただきましたけれども、長野県の 21 世紀末の気候と題して、長野地方気象台が発表している資料が載せてあります。現在の状態がこのまま続けば、55 年から 74 年後に、長野県の平均気温は年 4 度から 5 度上昇し、現在の九州と同程度となります。猛暑日、最高気温が 35 度以上のことをいいますけれども、猛暑日が約 30 日、

真夏日が約60日、また、冬日は、最低気温零度未満になる日が60日減少してしまうといった算出がされております。産業や生態系など、広い分野への大きな影響と健康被害の増大が予想されます。

降水については、滝のような雨、1時間降水量50ミリ以上降る日が増加をし、反面、雨が降らない日が増加するということで、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大する予測がされております。今の子供たちが私たちの年代になったときに、このような環境にいる可能性が十分あるということです。

町民の皆さんには、取組の内容周知はもちろんですが、将来の危険性を認識していただくことも大切と考えます。子供たちについても、年齢に応じた説明をしてあげて、一緒に取り組めることも大切と考えております。定期的に進捗の方向を提案していただきながら、これは要望といたします。こういったことも取り入れながらの説明をしていっていただきたいと思います。

あと、最後に、町長自身の行動としまして、例えば工場誘致で、環境に関心を持って生産をする工場、また環境問題に取り組む工場等、そういった環境面に特化した部分での工場誘致とか、あとは森林整備の具体的な取組、そういった行動面で考えがあることがあれば、お聞きをいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 工場誘致等についての御質問ですが、これからの企業は、環境を抜きにした企業は成り立たないということでも言われております。当然その企業は、環境に配慮した、そういう施策を持って企業運営されるものと考えておりますし、また、環境そのものの改善について取り組んでいる企業等ありましたら、大いに工場誘致等にも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、工場誘致につきましても、町としても大きな悲願でありますので、常にアンテナを高くし、そして、環境に優しい企業の誘致ということでは考えてきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） ぜひよろしくお願いします。

それでは、2番目の「こどもを守る安心の家」の運用について質問をしていきます。

こどもを守る安心の家とは、登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、コンビニ、商店等に協力をお願いして、子供に緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、あとは、不審な人・車を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしてある場所です。

本格的に運用開始されたのは、平成9年12月からと聞いております。およそ25年運用されています。池田町の現状を聞きながら、こどもを守る安心の家と子供が、より身近な関係を築いていけるように質問をしていきたいと思います。

それでは、1点目、警察署が主体となっていますけれども、実際に活動されているのは、連携となる小学校、PTA、自治会、地区防犯協会などと思われます。こういった運用について、主管となるのは学校保育課であると思いますけれども、運用についての取組をお聞きます。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

町では、こどもを守る安心の家の運用を登下校時の児童の見守り活動の一環として捉えており、警察と行政、学校、地域が協力連携することで、子供たちの緊急事態に対応できるような取組を20年以上にわたって継続してまいっております。また、防犯組合が中心となって、約15年間継続的に行っております青色パトロールと併せまして、子供たちの登下校時の安心・安全な地域環境づくりに貢献していただいていると承知しております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） それで、連携されている中で、資料のほうもつけておきましたが、5ページも見ながら聞いていただければよいと思います。

青色パトロールについては、住民課のほうで取り組んでいただいていることかと思われます。そういった中で、学校保育としては、運用について、各小学校、PTA、自治会、地区の防犯組合等の連携はどのように取られて、運用されているのか、そこをちょっとお聞きます。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

連携の取り方につきましては、やはり、まず安心の家に登録していただく必要がございます。

すので、そういった新規登録ですとか、登録していただいているお宅ですと、企業もそうですけれども、法人ですとか、そういった関係のところの新規登録・廃止・変更等につきましては、自治会を通して、年に1回になりますけれども、町行政のほうから自治会を通して、各住民の方に呼びかけをして、制度自体の周知を図り、登録していただいたお宅につきましては、当然、子供たちが緊急時に避難場所として立ち寄ることを前提としておりますので、学校等にもそういった連携を取りつつ、保護者の方、子供本人、安心の家の場所ですね、そういったところを学校、教育委員会、共に把握しておりますので、そういった連携を取りつつ、今現在に至っております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） ちょっと詳しいところの連携というところが、はっきり聞けなかったのかなとも思いますが、関連していますので、次の質問にいきます。

基準に沿って、安心の家の選定・委嘱がされていますけれども、この更新はどのようにされているのか、また、登録の状況をお聞きします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

選定の仕方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、登録を希望するお宅が、そういう万が一のときに子供を安心の家として受け入れることができるという条件が、お宅さえ希望されれば、特に選定条件ということで、基本的にはこの制度、警察が主体ですので、警察が認める認めないということは特になく、前提としては、登録されるお宅が希望されれば、ほとんど問題なく登録はされます。

更新につきましては、先ほど申し上げましたが、年に1回の自治会協議会で、自治会長に変更の申出等のお知らせをしておりますので、そういった確認を年1回、自治会を通して行っております。変更があった場合につきましては、学校のほか、町、防犯組合を経由して警察のほうへ連絡をいたしまして、情報共有をしております。

こどもを守る安心の家の登録状況ですけれども、池田小学校の学校区が46件、会染小学校校学校区が54件、企業、その他ボランティア15件、計115件の方に現在登録していただいております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） 件数のほうも、思ったより、自分の予想していたよりも多いなというイメージです。

あと、こちらのほうのお願いをされている、委嘱している安心の家ですが、こういったところ、件数多いにこしたことはないんですけども、各地区の通学路上で均一に分布されているか、そういった位置的なところ、そういったところの分析は、どのようになっているかお聞かせください。把握ですね。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 登録の分布状況につきましては、やはり世帯数に応じた形になっているような印象を受けますので、それほど偏りはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） そういったところもしっかりと把握をしていただいて、運用していただくようお願いします。

続きまして、今度は、利用する側のほう、子供に対しての安心の家の周知は、どのようにされているのかお聞きします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 子供への周知につきましては、登録変更があった場合には、学校に連絡がいきまして、周知をお願いしております。4月の地区児童会では、集団下校する際、教員も同行しておりますが、上級生が、ここが安心の家だよというようなことで下級生に教える場面がございますので、そういった周知になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） 上級生、学校、子供たちで帰るときに周知をしているというのは、はっきり言って不十分だと思います。

あと、どんなときに利用できるのか、こちらのほうも資料ついていますが、当然、不審者に声をかけられたので駆け込む、あいさつ運動、トイレを借りに行ってもいいし、けがをし

たので手当のために寄ってもいいし、喉が渴いたら水をもらいに行ってもいいし、こういった内容、広い範囲で安心の家を訪れてもいいということになっています。こういった内容の周知的なもの、ちゃんと小学生には伝わっていますかね、お聞きします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 子供への周知につきましては、学校が主体となりまして、子どもを守る安心の家の制度につきましては説明をしておりますし、先ほどの地区児童会の集団下校も、教員が同行しての現場での確認ということも行っております。

また、保護者につきましても、地区児童会に保護者が同行するということもございますので、学校が中心になりますけれども、子供と保護者への周知は、制度としての説明はさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） では、どういったときに安心の家に行けばいいかということも周知されているということで承知しました。

それでは、あと、今度は、やはり気軽に立ち寄れるということが大事だと思うんですけれども、安心の家の人たちと直接会って顔見知りになるような、そういった行動等は、どう行われているかお聞きします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 現在のところは、直接子供と登録されたお宅の方が、対面で紹介したりされるようなことは一切ございませんので、やはりお住まいの地区のなじみの方というような認識では、基本的にはそういった基本的な考えになろうかと思います。登録されているお宅と紹介をというようなことは一切やっておりませんが、もともと同じ地域で生活しているお宅のことを、よくよくふだんから確認していただくというところのほうが、お子さんにとっても安心の家ということで、しっかり理解されるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） やはり子供にしてみれば、安心して、気兼ねなく寄れるということが一番大事だと思います。子供の目線に立って、これから、どうやったら機能するのかとい

ったところを考えていっていただきたいと思います。

あと、要望としまして、保護者や家庭の方々が安心の家の場所を再確認したりするためにも、こういった所在を、町のホームページの防犯ページがありますけれども、そういったところに掲載することを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 周知という点では、学校を通じまして、地区児童会の中で周知している状況で、町全体の登録について、町ホームページ等では今のところ周知しておりませんので、ちょっとそのあたりは、警察がこどもを守る安心の家の主体となっておりますので、警察にもそこら辺、ちょっと確認、協議させていただければというふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） それでは、今後も子供たちが、こどもを守る安心の家へ気軽に立ち寄れる場所となるように、前向きに、町の学校保育課としての取組をお伺いします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 気軽に子供たちが緊急時に立ち寄れるために、現在も取り組んでおりますけれども、こどもの安心の家の場所ですとか、どんな場合に利用してもらいたいかなということをしっかり、今以上に子供たちにも、学校を通じて理解していただく必要があらうかと思います。

また、受け入れるお宅の方につきましても、よりふだんから子供たちに積極的に関心を持って接するというような対応、子供たちも積極的にあいさつをしていく、登録してあるお家方も地域の子供でありますので、関心を高めていくというような関係づくりをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） ちょっと今回、質問を聞いていますと、根本的に町の主管となる学校保育課が、やはり協力してくれる安心の家とか連携をしている小学校、PTA、自治会とのつながりが何か薄いように感じます。この辺のところを、もう少し把握をしていかなければならないと思いますが、どうも消極的なイメージしか、私のほうは受けません。

子供たちの、本当に、先ほども言いましたけれども、目線に立った中で、本当に防犯、安全についたところでは、もう少し学校保育、介入していてもいいのではないかなと思います。少なくとも登録されている家については、年に1回くらいは回りながら状況を見て、話をするくらいのことの行動は、外に出てやっていただきたいと思います。

それで、1個順番飛ばしてしまいましたけれども、防犯としての運用が主ではあるんですが、災害時、地震やゲリラ豪雨等にも対応できれば、より安心できる場所となります。地震については課題はあると思いますけれども、町の対応をお聞きます。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

現時点では、あくまでも防災面での連携でございますので、一時的な避難場所としての位置づけとしては、例えば落雷ですとか、地震につきましては、ちょっと強弱の関係でございますので、何ともあれですけれども、落雷、地震等の自然災害からも一時的に身を守るような場所であるというふうに捉えて、登録されている方にも、負担にならない範囲での対応を今後お願いしてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） それでは、安心の家、安全に双方が、子供が行って切ない思いをすること、あと、子供が来たときに対応できずに切ない思いをすることといった、そういったことのないように、しっかりと現状を把握していただきながら、推進のほうをお願いいたします。

あと、資料のほう、最後につけておきましたけれども、これ池田のホームページにも載っていますが、ライポくん安心メールという登録を警察にお話に伺ったときに、ぜひ登録をお願いしていただきたいということで伺っております。こういったところも、安心の家をお願いしている方々、あと保護者の方々、もう一度登録の推進をしていただいて、地域の情報が本当にすぐ届くようなシステムになっているということで、地域も選択できるような形になっています。割と使いやすいと思いますので、こちらのほうを、また推進のほうをお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（矢口新平君） 以上で、大厩美秋議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 出 美 晴 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

3 番に、6 番の大出美晴議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 6 番、大出美晴です。

9 月の一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初に、農業政策について質問をいたします。

なお、ほとんど町長にお願いしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 として、圃場整備の考え方と方向について、私は圃場整備の拡大を進める立場から質問をいたします。

現在、財政面からすると、会染西部地区圃場整備事業は、かなりの負担になっているかもしれません。しかしながら、この事業が池田町の原動力になり、これからの農業の進め方の足がかりなると信じています。ただ、町長自身が農業改革について確固たる考えを持っていないと前へ進まないし、方向も定まらないはずです。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔 町長 甕 聖章君 登壇 〕

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの大出美晴議員の御質問にお答えをしてみたいです。

農業改革についての御質問であります。持続可能な農業体制をつくるには、圃場の拡大、高収益作物への転換、農業者の組織化、そして、新規就農者が取り組みやすい仕組みづくりが要件だと考えております。

町では、会染西部圃場をはじめ、高収益作物の圃場の拡大、農業者の法人化等が進められ、新規就農者も増えてまいりました。上記圃場整備を機会として、農業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 町長の考える仕組みづくりとは、どんなものなのでしょうね。お聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） これは、今現在も町で進めておりますけれども、一口で言いますと、法人化ということになります。やはり法人化をして受皿をつくっていくと、そういうことで、新規就農者、また、新たな農業への取組等が可能になってくるのではないかというふうに考えております。今は法人化が一部されておりますが、この法人化につきまして、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 法人化なんですけれども、今は多分、例えば内鎌、滝沢、堀之内かな、何か所か、団体といいますか、組織をつくって、それを法人化していくという方向で進めていると思うんですけれども、これから先、どんな形で法人化を進めていくのかということ、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、法人化が進められて、法人として設立された組織もございます。その経営状況を見ますと、個人でやっているときよりも非常に効率がいいということも言われております。

これから、以前から一町一農場というようなお話もあります。皆さんと力を合わせて、この池田町の農業を支えていくには、大きな法人として法人化を図りながら、農業効率、また新規就農者の受入れ、あるいは、基本的には若い人、また農業に携わる人が生計が成り立つような、そういう収益の上がるような、そういう、法人化することによって可能になってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 2 番も 3 番も一緒になってしまいますので、それぞれで話をしたいと思いますが、法人化、今言ったような形で、若い人たちというようなところも含めて、これから徐々に進めていかなければいけないと思うんですが、多分、圃場の整備ということ、機械の大型化とか、そういうことが絡んできて、圃場も小さいところでは駄目だと。大きいところでないと、収益も上がらないし、そういう効率化も上がってこないということになりますので、それは当然やっていかなければいけないと思うんですが、やはり今、池田町では、それぞれ地区が分かれています。町長の考えとして、地区ごとによっていくのか、さっき言った一町一農場というものをあくまでも推進していくのか、そこら辺の考えをお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 一町一農場というのは、私が発案したものではございません。以前からそういう方向性を持って、法人化に取り組んできていたわけでありまして、やはり全体一つにするというのは、地域によっての特性もありますし、なかなかまとまり切れなかったというのが現状ではないかと思えます。

私といたしましては、小さい町でありますので、全体を網羅した、そういうやはり法人ということが、一つの目標になってくのではないかというふうに考えております。そんな目標を持ちながらではありますけれども、個々の事情も考えながら、法人化を目指していくということになるかなと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 法人がどのくらいの規模の法人を考えているのか、ちょっと分かりませんが、いずれにしても圃場の整備は、これから池田町、一町一農場は甕町長が発案したものではないとしても、それで進めていく、あるいは法人化の中で、結局はそういうものとなつていってしまうという中では、やはりその基となる圃場整備というものが具体的にないか、そこにつなげていかないと私は思うんですが、では、圃場整備、これからどこから始めていくのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、今、会染西部圃場が整備が進められているところであります。これに対しての取組が、ほぼ固まってきておりますけれども、私といたしましては、この圃場整備の進行を見て、また、しっかりとした取組、やはり圃場整備の有効性というものがしっかりと確信できましたら、さらなる圃場整備等についても、皆さん方と協議をして、進められていければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 圃場整備なんですけれども、今のところが具体的には固まってきたら、要は整備がしっかり整ってきたら次へと進めるという、多分町長の考えだと思いますけれども、そのときに、今の圃場整備のところは、水の流れからいって、この前もそんな話をしたと思いますけれども、どうしても北のほうが後回しになっているということで、形としてはちょっと不本意な形のまま、今、圃場整備が進められていると思うんです。

ですので、今、河川敷といいますか、高瀬川の東側、圃場でいったら会染西部になりますけれども、それを北のほうに進めるという考えは、これから先のところであるのでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 現在の会染西部圃場につきましても、十数年、あるいは20年近くかかっている構想が、ようやく実現を見ているというところであります。ここに至る経緯につきましては、非常にやはり地権者の方との合意形成、いろいろな問題が絡んできて、ようやく合意形成に至ったという経緯もあります。

ただ、そういう経緯の中でありますけれども、先ほどお話ししましたように、これが本当に池田町の農業にとって、大きな成果につながるとすれば、他の地域に対しても同じようなことで研究・調査し、そして地権者の皆さんと合意形成図りながら取り組んでいくということも、やぶさかではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 確かに地域の皆さんとの合意形成を大事にしていかなければいけないと思いますけれども、一つの構想の中で、ある程度、町あるいは町長がイニシアチブを取っ

て、言葉は悪いですけども、強引に進めていくということ、その結果がいいほうにいけば、私はそれで成功だと思いますので、そこら辺のところを、北のほうに向かって進める、あるいは県道の東側についても、まだまだ圃場整備を進めていかなければいけないところがあると思います。今のところ、そこら辺のところも、合意形成が多分なされていないと思いますけれども、町がどういうふうにしていくのかということ、あるいは町長がどういう考えで進めていかなければいけないということを、しっかりと町民あるいは地権者に説明していけば、具体化してくるのではないかと私は思うんですけども、そこら辺、町長どうですか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） いずれにいたしましても、今、西部圃場が進められております。この状況を私はしっかりと確認し、また調査・分析をしながら、次のステップというところに目を向けられればなというふうに考えておりますので、今の段階でここをこうする、ああするというような考えはまだございません。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 本当は町長の口から、そういうところを具体化していくという言葉欲しいわけですけども、今の段階では私は諦めます。

次にいきます。

いずれにしても、今のところは、町長にしっかりとイニシアチブを取っていただいて、進めていくという方向をぜひ打ち出していきたいという思いで、1番のところは閉じたいと思います。

続いて、2番、もうかる農業経営を町がどう支えていくのかということで、1番にも絡んできますけれども、もうけるための農業をするに当たり、それぞれの農業者は試行錯誤していると。

これから農業も、AIやIoTを駆使する時代に入ってきています。トラクターが自動で作業をする、また、ビニールハウスにおける自動給水や液肥の管理をロボットが行う時代が来ています。ドローンで圃場管理もできる環境が近づいていますし、体を酷使して農作業をする時代はなくなってきていると私は思っています。もっとスマートにもうける必要があると思います。

しかし、そこには資本がついて回ります。町長は、もうかる経営を支えるためにどう考え

ますか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、ＩｏＴ機器やＩＴシステムなどの導入によるスマート農業の支援については、国の補助制度がありますが、高性能技術を取り入れた農機の購入等、コストが大変大きくなることと、その技術を扱える人材が必要となります。新しい技術であるため、その人材が少ないことが課題となります。

必要性は感じておりますけれども、現状では、国の支援の上乗せ補助や人材支援は厳しい状況であると考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 何か答えになっていないような、今、気がするんですけれども、要は、そういうこともあるので、町が支援をしていけるのか、いけないのか。要は、もうかる経営というものを支える気はあるのかどうかということで、もう一度聞きます。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 支援というのはどういう形かということでありまして、私は、そういうことに取り組む農業者の皆さんについては、大いに寄り添って支援をさせていただきたい。

ただ、先ほどお話ししましたように、経済的な補助等については、非常に今、現状を考えると、厳しいということでもあります。いろいろな制度がありますので、それに導く、そのいわゆるお手伝いは大いにさせていただきたいと思ひますし、どんな形で支援できるか、一緒に考えてまいりたいということでは考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） こういう池田町の財政状況を見れば、お金での支援というのは非常に厳しいということになると思います。

しかしながら、いろいろな支援の仕方があると思います。それぞれで農業者が何を考えているのかと、どんな方向に進めていきたいのかという、そういう聞き取りをするということも、一つの支援の方向につながる方策だと思います。取っかかりという形になりますけれども

も、そんな方法も考えながら、どんな形で農業者が生きていけるのかということを考えていただきたいと思いますというふうに思います。それによって、もうかる経営ができていくのではないかなというふうに考えています。

このところは、ちょっと難しい部分もありますし、私もちょっと、しっかりとまとめていません。ただ、現実として、これからは、そういうような大型化していかなければいけない、あるいは楽に農業をしていくと、体を酷使しないで、もうけていかなければいけないというような時代に入ってくる気がします。そうでないと、次の３番につながる若手が取り組めなくなってしまうというふうに思いますので、いろいろなことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。

続いてですけれども、３番、担い手の後継者づくりと農産品についてということです。

農業は毎年１年生です。その年の気象条件や作付面積、作付の時期によっても、同じものはできません。こうした中で、安定した農産物の推奨、あるいは高収入が期待できる作物が求められます。町が率先して、後継者の育成と特産品と言える農作物の拡大を図る必要があるのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（矢口新平君） 養町長。

○町長（養 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、農業につきましては、国内の米消費量が減少傾向にあり、水稻を主体とした農業経営は厳しさを増していくことが想定されます。水稻から高収益作物への転換が求められておりますけれども、県やＪＡと連携しながら、市場のニーズ、気象や風土、栽培の容易さ等を考慮し、奨励作物を定めております。

過去、現在、町の風土に合った作物を見いだすべく取り組んでまいりましたが、特産と言われるような作物が見いだせないでいるのが現状であります。今後も研究を続けてまいりたいと考えております。

後継者の育成については、個人経営者の後継者不足は深刻な問題であり、法人化の推進や新規就農者への支援を行っていますが、抜本的な改善には至っておりません。就労条件や労働条件の改善や農作業の効率化、都市型の生活スタイルを好む若者の通勤農業などへの対応等が必要になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔６番 大出美晴君 登壇〕

○６番（大出美晴君） 今年の作物の生育というものを、町長、どういうふうに把握している

か分かりませんが、一つの例を挙げますと、今年は非常に暑さ、7月までの暑さ、そして、お盆ちょっと前からの雨、そして長雨、日照不足ということが続きました。一番最悪なのは、今年は遅霜と、それからひょう害というような、遅霜であってひょうが降るという、こんな現象というのは、今までに多分なかったのではないかと。私の人生の中で、こういう百姓に目覚めたといいますかね、そういうようなところからでは記憶にありません。

そんな中で、先ほど言った一つの例としては、例えばトマト、屋根があっても割れてしまうと。農業者の中には、大体、育苗ハウスが3畝あるんですけれども、そのハウスの中でトマトを作ったと。いつもなら、農協へ何百ケースも出荷できるというところだったんですけれども、今年の場合には、みんな割れてしまって、11ケースしかできないと、出荷できなかったというところ、それで、これは地区が違うんですけれども、リンゴの状態、池田の町の中にもありますけれども、リンゴ農家、ひょうに遭って、ほとんど贈答用のリンゴが間に合わないというような状況も聞いています。

昨日もそうだったんですけれども、生坂のほうのブドウ農家、今、ブドウがトマトと同じように、みんな割れが入ってしまう。長雨で成長が止まってしまって、シャインマスカットなんかは本当に小さい粒であるというような状況、非常にこういうような、さっき書いてありますように、農業は本当に毎年1年生というぐらいに何が起こるか分からないし、どれだけ準備周到にしているにしてもそうになってしまう。

私のところもキュウリ、例年でしたら300ケース、農協に出荷するんですけれども、今年は200ケースで終わりました。それはやはり、去年失敗したから、今年周到に準備して、消毒もしっかりとしてきたにもかかわらず、そういうような状態が起きます。

ですので、農業というものは非常に難しいという中で、これ、本当に腰を据えて、担い手の後継者の育成ということに取り組んでいかないと、これから先、農業は、水稻も含めて、成り手が不足してしまって、池田町の中でそれを担うという人がいなくなってしまう、極端なこと言えば、いなくなってしまう状況が出てくるのではないかとというふうに私は危惧するわけなんですけれども、町長、そのところ、本音を聞かせてください。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 議員おっしゃるとおり、大変、今年は気象の変動によりまして、大きな作物への被害が生じたと。県全体では数億円というようなことも言われているようです。

これはもう天候、気候の問題で、そうなるからこそ、気候非常事態宣言ということで、こ

れも住民がみんな取り組まなければいけない、そういう問題にもつながるのかなと思います
が、先ほどもお話ししていますように、圃場の拡大とか法人化、組織化ですね、あるいは高
収益作物への転換、この辺が一つの突破口だと私は思っております。そうすることによって、
若い人たちが就労しやすい条件を整備していくということが、これから町が進んでいく方向
性ではないかなと思います。

天候、気候による変動につきましては、なかなか町でどうするということできませんの
で、この辺につきましては、専門家の知恵を借りながら、極力影響を少ないような作物の生
産の仕方ということの研究も必要かなというふうには考えております。

いずれにいたしましても、私は悲観的には考えておりません。池田の町、これだけの圃場
がありますので、小さいながらも魅力ある農業の推進ということは、私は十分考えながら、
これから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 高収益作物ということ、簡単に言っても、本当に、夕張のメロンだと
か、それから、ちょっと急には思い出せませんが、黒いスイカだとか、人と違う、あ
るいは地域ごとに違う作物を作れば、もしかしたら当たるのかもしれない、それが高収入に
つながるといえるかもしれません。

ですけれども、こちら辺で売っている、ふだん売っているもの、例えば、自分のところの
ものばかり言うてはいけませんけれども、今、キュウリが非常に高騰しています。何で高騰
するのかと、先ほど言ったような気象条件で高騰します。ですけれども、キュウリって簡単
にできます。温度さえしっかりと把握していれば、どこの地域でもできます。それを商品化
すれば、かなりの収入が得られます。

今言ったような、一つの、どこにでもあるような商品でも高収入につながると。今、普通、
夏場、誰でも作る家庭菜園でできるような時期には、キュウリ 1 袋 50 円で売っても売れない
ような状況になりますけれども、それからお盆近づいて、2 週間ぐらいたつと、急に上がっ
ていきます。1 袋 100 円でも売れます。今は、150 円で安い、安いと言われるような状況にな
っています。今、キュウリ作っているところは、非常にいい値段で売れているはずです。

ですので、一概に高収入作物と、特別に何か見つけなければいけないのかなということでは
なくて、時期とか、タイミングとか、そういうものを判断して農家の皆さんに作ってもら

うと、そういうこともできると思います。

先ほど町長が言ったように、多分そういう専門のところ、ここら辺でいったら大北農協とか、そういうところの力を借りてというようなことになるとは思いますけれども、町と農協がタッグを組んで、そういうことを推奨していくということも、高収入な作物作りということにつながっていくのではないかなというふうに思いますけれども、町長、どうですか。そういうタッグを組むということは、積極的にやるつもりはあるでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この地域におきまして、ＪＡさんとは農業の核になっているような組織であります。そこからいろいろな情報をいただき、また指導をいただき、そして、農作物の生産というところに取り組んでいるところであります。

大いに、しっかりとした連携、これは不可欠な要素だと私も考えております。何もしていないというようなイメージの御発言ですけれども、しっかりと農協さんとは取り組みながら、指導いただいて、そういう今お話のあったようなことについても、協議をしたりしているところではありますが、なかなか天候等につきましては読み切れない部分がありますので、そういう点については、これからの研究課題かなというふうには考えております。

いずれにいたしましても、専門家にどうしても入ってもらわないと、いろいろな要素の含まれる農業につきましては、課題の解決には至っていかないというふうには考えておりますので、これからも農協さん含めて、その他の機関につきましても、大いに相談・連携等を取りながら、今お話のあった高収益につながるような生産の在り方というのにも研究していく必要があるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） あともう一つなんですけれども、ぜひ一生懸命研究していただきたいというふうに、研究ばかりではなくて、実行できるところからすぐに実行していただきたいというふうに思います。

もう一つは、私、常日頃から言っていますけれども、やはり高収入、そして、もうかる経営ということをするためには、やはりそれなりの圃場施設が必要ではないかなというふうに私は思っています。ここら辺でいったら、ハウスですね。今、農協で行っている育苗ハウスを、ほとんどの農家の皆さんが借りて、農家といいですかね、農業やる人たちが借りて、作

物を作っているということで、中心は農協に出すということをしているわけですが、でも、それって、非常に効率のいい農業経営ができる一つの方法だと私は思っています。

会染西部圃場についても、園芸の地域については、そういうことはしないということなんですけれども、ぜひそこばかりではなくて、ハウス農業を増やしていくということ、こちら辺は水稲ということで、まだまだ水稲農家を中心なわけなんですけれども、単純に言って、今、育苗ハウス3畝ですね、奥行き50メートルの大体幅8メートル、7メートル幾つかから8メートルぐらいの幅で、そこで作物を作ると、一つのもので大体40万円前後稼げます。水稲の場合には、大体、1反部10万円ということになりますけれども、手はかかりますけれども、収入でいったらば、それだけの差が出てくるということになります。それは一つの作物だけですので、これをハウスですので、冬でもできると、冬でもできる作物を作れば、そこで、またその倍稼げるということになります。

ぜひこのハウス経営、ハウスを主体とした、水稲のところを邪魔するわけではなくて、今荒廃地になりつつあるような圃場、そういうところでも、水の問題もありますけれども、そういうような施設を造ることに、町がやはりある程度支援をしていただくような形、そして、先ほどから言うような、もうかる農業経営というものにつなげていく、そこに若手が参入できるような体制というものを、ぜひ町が積極的に関わってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 私は、ハウス栽培、これ素人考えですけども、天候、気候にこれだけ左右されてしまう農業でありますので、ハウス栽培をすればいいのではないかということでは、いろいろな方に聞くんですけども、それぞれ農業者の皆さんの、やはり考え、事情等がありまして、なかなかそこまで踏み切れないという実態もあるのかなと思います。

町といたしましては、大いにそういうところは支援していますし、先ほどお話ししましたように、寄り添って、課題解決のために、ハウスがどうしてもいいということであれば、それに対する支援は惜しまないということでは考えているところであります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

○6番（大出美晴君） 私はあまり賛成していないんですけども、町長が言うオーガニック栽培というものも、今、イオングループでもコマーシャルしていますよね。イオンのものに

ついては、農作物といいますか、野菜等について、オーガニックを進めて、そういう商品を販売する、独自のイオングループで進めている、そういう栽培方法で、今売り出していますというコマーシャル入れていますね。でも、あれってハウスなんですよ。何でハウスでなければいけないのかというと、虫、害虫、そして害虫が呼び込んでしまう病気、それを遮断することがある程度できると、私はそう考えています。

普通なら、外からの害虫だとか、病気だとか、そういうものを遮断するためにハウスを作っているわけですが、逆に言えば、私からすれば、そういうものが外に漏れないようにして、管理ができるということが考えられると私は思います。そうした中で、安心・安全な作物を作っていくということができると思うんです。そうでないと、私がやっているハウスは非常に、ダニだとか、それから細菌病だとか、そういうものが1回入ってしまえば、非常にそれを駆除するのに苦労します。かといって、では露地でやっていたら、それがいいのかというと、逆にすごい勢いで入ってきますし、それを退治するには、やはり防虫剤とか、殺虫・殺菌をしなければいけないというような状況になります。

ですので、可能性としては、ハウスによるそういう有機栽培、オーガニック栽培というのが考えられると思いますけれども、町長はそこら辺、どうですか。

○議長（矢口新平君） 養町長。

○町長（養 聖章君） オーガニックについては、今進めているところといいますか、非常にいろいろな角度で研究を進めているところであります。基本的には露地でというのが基本でありますけれども、なかなかこれ難しいということも感じているところであります。そういう点でいきますと、ハウスの中というのは、外との遮断ができますので、やりやすいのかなというふうにも考えております。

いろいろな角度で今研究しておりますので、その一つとしては、ハウス栽培ということも十分検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） いろいろなことを考えると、ハウスというものは非常に便利なものだなと、私は常々思っていますので、どっちに進むにしても、そういう形でやったほうが、お互いにいざこざといいますか、「北の国から」の田中邦衛のやっていた、相当古いドラマですけれども、そのときに、片や有機栽培するために無農薬でやっている。だけれども、

隣の圃場は、きちんとした形で薬剤で農業をやっている。そのことによって、均一した作物が取れるということで、それを出荷することによって安定した収益が上がるというようなこと、そこに、無農薬というようなことで、害虫がついた、病気が出たということで、その圃場まで消毒されてしまったというようなドラマの一部を私は今でも覚えています。それってやはり、人に迷惑をかけるというようなこともありますので、ぜひそのところも考えた中のハウス栽培というものをぜひやっていただきたいと思います。

次に移ります。

池田町が考える指定管理者制度についてということで、池田町にとっての指定管理者制度は必要かということをお尋ねします。

前回回答がなかったと言いましたが、ある程度はありましたが、気に入った回答ではなかったということで、もう一度お聞きします。

池田町にとっての指定管理者制度の在り方と必要性について、もう一度伺います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、指定管理者制度についての御質問ですが、お答えをさせていただきます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものであります。この制度導入により、施設が有効に活用され、接遇等、運営内容においてサービスが向上し、集客力がアップするとともに、人件費や運営経費においてコストが削減するのであれば、当町にとっても必要である制度と考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 一般に言えば、そういうことだと思います。しかしながら、池田町の事情というものもあって、指定管理者制度って、一つの方向といいますか、決まりの中では、いろいろな形ができる、行政の皆さんがそういうふうに言っているように、いろいろな形が見えるということなんですけれども、その中で、池田町として、どういう形が指定管理者制度なのかということをしっかり把握していかなければ、私は、またおかしな形になってくると思っています。

今、課ごとに指定管理者に対しての考え方が違います。全てが一つの方向に向かって、あ

るいは一つの形の中で、指定管理者に対する扱いが同じであれば、私も何も言わないと思いますが、それぞれが違った考え方、あるいは思っていると思います。それは外部の人から伝わってきます。

やはりそうであるならば、私は指定管理者制度を、あくまでも使う必要ないと思います。お金を払って管理してもらおうということであれば、業務委託にすればいいし、そこは、家賃だけ、使用料だけ取って、半分管理もしてくれやというようなことでやるならば、賃貸契約を結べばいいことであると私は思います。紛らわしいような指定管理制度を使わなくても、私はいいと思いますけれども、どうですか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 指定管理者制度につきましてというよりも、町の施設はそれぞれ、次の質問にもありますけれども、いろいろな役割を持って、また町も、その役割を遂行しているただために指定管理という形を取って、そして施設管理、または運営等、お願いしているわけであります。

そうでありますので、一つ一つやはり役割が違う、また、町の期待する効果も違うわけありますので、それぞれの指定管理について条件を設定して、そして、お互いに納得した上で指定管理をお願いしているわけありますので、決して統一していないからといって、これがおかしいというような指摘を受けるということは、ちょっと考えにくいなというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 町長、質問者が言ったのは、産業振興課の指定管理と教育委員会の指定管理が違うのではないかというのを聞いています。

○町長（甕 聖章君） ちょっと、どの点を言われて、違うのかというところがよく分かりません。町としては、それぞれの課で条件を設定して、そして指定管理をお願いするということで、了解の上でお願いしているところありますので、課によって考え方が違うというのは、どの部分を言われているのか、よく、ちょっと理解ができないところあります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） それぞれで考え方も違う、やり方も違うということであっても、それはそれぞれの課で委託するところに、指定管理ではなくて業務委託して、そこと契約の中で

それぞれの、町がこれとこれとこれを管理してくれ、こういう形で管理してくれということ
でお願いすれば、別に指定管理にしなくても、私はやっていけるのではないかなというふう
に思いますけれども、町長、どうですか、そこは。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 指定管理というのは総合的な管理というような意味にもなります。業
務委託というのは、一部、この部分だけということではありますが、指定管理の中には業務委託
も当然含まれておりますので、その条件を付して、指定管理をお願いしているわけであります。
そういう点でいけば、さらに業務委託以上に効果の上がる制度であると私は考えております。
以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） どこまで指定管理にすると、業務委託よりか効果が上がるのかは、ち
よっと私も見えてきませんけれども、どこまでいっても多分平行線だと思いますので、この
質問についてはここで終わります。

2 として、町営施設の在り方の見直しということでお聞きいたします。

前回も同じようなことを具体的に質問しましたがけれども、どうも納得できないような答弁
でしたので、もう一度、町長にお聞きいたします。町営施設の生かし方を本当に考えている
のかということでお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 町営施設といいましても、いろいろありますので、先ほどからの大き
なテーマであります指定管理をしている施設についてお答えをしてみたいと思います。

指定管理をお願いしている町営施設でありますけれども、まず美術館につきましては、そ
の目的は、文化芸術の振興及び、これを通じた地域の振興を図ることにあります。指定管理
料の用途につきましては、主に人件費、施設管理費、企画展費などに充てられております。
収益を目的とした施設ではないことから、人件費を含め、町の負担としております。

また、ハープセンターにつきましては、主たる建物のほか、トイレ、駐車場等、一部の施
設について管理をお願いしておりますが、収益事業を中心とした施設でありますので、人件
費等は事業の中で負担していただくことになります。また、町の施設を利用して収益事業を
行っておりますので、施設使用料を頂いているところであります。

シェアベースにつきましては、施設管理とにぎわい創出事業を委託しております。一部、

収益事業に取り組んでいただいております。収益を上げるのに難しい条件にありますが、収益が上がった年度は、その一部を町に納めていただくことになっております。

美術館、ハーブセンターにつきましては、以前は町直営で運営しておりましたが、指定管理をお願いしてから、町にとりましては、かなりの費用の削減につながっておりますし、企画運営面、売上げ面でも数段改善されているものと認識しております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 数段収益が上がっている、町にとってメリットがあるというようなことだと思いますけれども、現実には町長、本当にそのような状態になっているのか。町長、本当に、しばらくそういうところの現実を観察していただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 私といたしましても、決算上とか、利用度合いとか、そういうところを拝見するし、現場にも当然足を運んで見ておりますけれども、大変美術館につきましては、非常に皆さん、やる気で取り組んでおりますし、町の以前の費用負担を考えれば、2,000万円前後の費用の軽減につながっているということもあります。

また、企画展等考えますと、美術館らしからぬ企画もありますけれども、それでも職員の皆さん、一生懸命考えて、集客に結びついていると。このコロナ禍ではありますけれども、周辺の美術館と考えますと、数段の集客をしているところであります。そんな実績も聞いております。

また、シェアベースにつきましては、先ほどお話ししましたように、一部収益事業も行っておりますが、町なかの施設等々ありますので、なかなか収益を上げるのに苦慮しているというところが実態であります。しかしながら、町なかのにぎわいの中心施設として、十分な機能を発揮してもらっていますし、大変関係者の皆さんには御努力と御苦勞をかけているなと思いますけれども、この施設が中心となって、かなりの町なか活性化といえますか、つながっていると私は考えております。

ハーブセンターにつきましては、以前から進められておりますけれども、以前の振興公社を考えますと、売上げ面からは全然違いますし、そういう点で大変な努力されているかとも見えますが、一時的な部分もありますけれども、売上げの上下するということは、ある程度、

収益事業である以上、これはやむを得ない部分があるのかなと思います。その辺は、大いにいろいろな工夫をされ、何とか乗り切っていただきたいなというところも感じているところでもあります。

特にハーブセンターでは、ふるさと納税を扱っていただいておりますので、これは大いに町に貢献しているというのも事実であります。

そういうことから考えますと、各施設とも指定管理にしているということで、私は成果が上がっている、苦しい部分はありますけれども、成果が上がっているというふうには考えております。

以上です。

- 議長（矢口新平君） すみません、質問の途中なんですが、誠に申し訳ないんですが、61分にスタートしてしまいましたので、1分引いて終わるように、よろしくお願いいたします。

大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

- 6 番（大出美晴君） 最後の質問して終わりにします。

指定管理の施設については、町長言うように、だけれども、私の考え方とすれば、やはり平行線で意見が合わないという考え方の違いがあるということで、やむを得ないだろうなというふうに思います。

この前、上原の跡地、あるいは北保育園ということで、その有効利用、あるいは売却ということの中で、いろいろと考えているという町長の答弁があったと思いますけれども、その後どんな感じ、3か月の間に進展があったのかどうか、ちょっとお聞きします。

- 議長（矢口新平君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） 北保育園につきましては、来年度、これをどう処分するか、またどう活用するかということでは、もっと踏み込んで考えたいと思いますが、地域の皆さんから活用したいというような要望もありましたけれども、なかなかそれにはお応えできないような状況であります。また、上原跡地につきましては、企業進出ということで随分話がありましたけれども、今年度に入りまして、それぞれ、やはり条件が合わないということで中断してしまいました。

そういうことでありますので、これからこの土地について、どのようにするか、また検討して、公募による入札等も考えていきたいと思っておりますし、しかし、あの場所柄もありますので、さきの議員の質問ありましたけれども、やはり環境にいい事業所ということで、条件を

つけてまいりたいかなというふうに考えております。土地自体が非常にちょっと問題がありますので、なかなか難しいかなと思いますが、積極的に取り組んで考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 6 番（大出美晴君） 業者も上原の跡地、それから北保育園について、いろいろな案があると。環境に優しいという面もあるだろうし、町の考える、本当に、業務委託ではないですけども、町が考えていることをその業者たちに話をして、理解を得た中でその開発をしてもらうということを、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（矢口新平君） 以上で、大出美晴議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢 口 稔 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

4 番に、5 番の矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） お疲れさまでございます。5 番の矢口稔です。

令和 3 年 9 月の定例会における一般質問をさせていただきます。

その前に、まず、コロナ対策の関係で、第 5 波が収束に向かいつつあると言われておりますけれども、これまでに御尽力いただいた医療関係者の皆様、また役場、健康福祉課を中心

とする担当者の皆様に、ワクチンのスムーズな接種に向けて御努力いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、これと同時に、池田町の財政再建に取り組んでいるわけでございますけれども、池田町の財政改革推進委員会の皆様の御議論も、本当に深い御議論をいただいていることに併せて感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は、大きく2つの課題について質問させていただきます。

1つ目には、毎年発生している大雨災害対策についてであります。気候変動に伴う災害対応はということでお尋ねをいたします。

ここ数年、毎年のように大雨被害が全国各地で発生しています。当町においても、過去に発生したことのない被害が年を追うごとに多発しており、今年8月13日から15日にかけての大雨で、役場の雨量計は54時間190ミリの雨量を観測しました。当町では、24時間雨量で100ミリを超えると何らかの被害が出ると言われており、何があってもおかしくない状況と言えます。

数年前より高瀬川において、内鎌地区のあづみ野広場のグラウンドが毎年のように浸水し、現在も利用ができない状態です。過去には県防災ヘリコプターが離発着するなど、多目的に利用されてきましたが、災害時における利用を含めて、改善が必要だと感じております。また、町内を流れる町川や内川なども雨水をのみ込めずに、規模の多少はあるものの、被害が頻発している状態です。

気候変動で、気温が今後も上昇すると考えられています。研究所のデータを資料としてつけさせていただきましたが、やはり、明らかに右肩上がりの気温上昇、また、大雨の回数も年を追うごとに増えているといったことが見てとれるかと思います。これは、町民にとって不安が尽きない状態であります。

そこで、8月14日の大雨対策の評価と課題について、まず町長にお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えをいたします。

今年は、お盆の時期に大雨ということで、本当に例年にない、珍しい現象かなと思います。が、今回の前線に伴う大雨については、8月12日に千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン運用会議が開催されまして、8月14日以降の週末に大雨になる可能性があるという情報を受

け、流域市町村と共に流域タイムラインに合わせた対策を取りました。住民の皆さんへも、十分な警戒をするよう、防災無線やホームページ、SNS等によって広報を行いました。

評価と課題ということですが、大雨によって、岡谷市では土砂災害により死者が発生するという痛ましい災害となりました。池田町では大きな災害もなく、胸をなで下ろしたところであります。

14日の14時20分に、土砂災害警戒情報が池田町に発表されましたが、既に14日の早朝より、池田小学校と多目的研修センターを自主避難所として開設する準備をしていましたので、気象庁から受けた情報によって、7つの地区にレベル3の高齢者避難を発令し、多目的研修センターを避難所としました。気象状況や土壌雨量等の経過を見ながら、池田小学校も即時避難所を開設できるように準備していました。担当課では、関係部署や消防団と事前対策を取っていましたので、慌てることもなく、スムーズに対応できていたものと評価しています。

ここ3年間は、毎年、避難所を開設するような大雨が降っております。さらなる対応の強化が必要と考えています。課題は、まだまだ不足している物品もあり、計画的に備えをしていく必要があります。また、避難行動要支援者の助け合いがさらに進むよう、自主防災組織と連携を取り、逃げ遅れのない対策を取っていくことが大きな課題だと思っています。

いずれにしましても、住民の皆さんの生命・財産を守るため、災害が発生したとしても被害が最小限に抑えられるよう、万全な対策を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 今の評価ということでしたがけれども、様々な課題がこれまた、毎年こういう積み重ねによって課題も見えたり、また安全対策の強化につながっているものと思います。本当に大きな災害がなく、本当によかったなと思っております。

また、消防団の関係ですけれども、最近は、火災の出動が非常におかげさまで減って、町民の皆様の防火意識が高まって、本当に火災が減ってきたように思います。その点で、逆に水の訓練ですね、水防訓練というもののほうに力を入れていく必要もあるかと思いますが、水防訓練、そちらの訓練のほうについては、どのように取り組んでいるのか、担当課長、分かりましたらお知らせください。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） 水防訓練につきましては、今年度につきましては、松川村と合同

で1回やってはいます。どちらにしても、ここ2年ほど、コロナの関係があって、大勢の方が集まって大規模な訓練をするというわけにはいきません。幹部の皆さんが集まりながら、そのような訓練を行っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひ、幹部から団員の皆さんに引き継がれるように、水防訓練のほうをしっかりと行っていただきたいと思います。

特に、私の地元でも水が出たりしたときもあったんですけども、今こういう、水を入れると膨らんで、砂を入れなくても使える土のうというのがあって、非常に便利になったんですけども、あれも一長一短で、膨らむまで待たないと使えなかったりするので、すぐ水が止まらないんですね。なので、そういった用具のほうも、どういうときにはこういったものがというのが、適材適所もありますので、そういった配置も含めて、また利用方法も含めて、ぜひ水防訓練のほうにも力を入れていただきたいと思います。

そんな中で、原稿にはないんですけども、NHKの朝の連続テレビ小説、今、「おはようモネ」というのをやっているんですけども……

〔「おかえりモネ」と呼ぶ者あり〕

○5番（矢口 稔君） 「おかえりモネ」ですね、失礼しました。やっているんですけども、昨日の放送でしたかね、こういうプレゼンテーションをやって、全国に気象予報士を配置したらどうかという話もありました。こういったところも、ドラマの中とはいえ、これ一理あるなというふうに感じたところでもあります。

池田町にも、気象に詳しい気象庁のOBの方も住んでいらっしゃるし、そういった方に、またこういう知恵を借りて、常勤では、こういう財政状態ですから、気象予報士の方を雇用するなんていうことはできないとは思いますが、それだけの人材がいるとは思えないのですが、地元でそういう気象に詳しい方がいらっしゃるものですから、そういった方の知恵とかノウハウを今度は活用して、町独自で、要するに、どういうふうな被害があるのではないかなとか、そういうところの予報ができる、予報といいますかね、こういう研究ができるのではないかなと思うんですけども、その点、ぜひ町の人、町内の方、そういう気象に詳しい方もいるようなので、ぜひそういった取組もしていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 麿町長。

○町長（麿 聖章君） 議員御指摘のように、気象情報を的確に捉えていくというのが、これからの防災の大きな要かなと思います。それを気象データを読み解くという、これは本当に優れたというか、かなり高度な技術ではないかと私は思っております。そういうことから、テレビのドラマにもなるということかなと思いますが、大いに気象に通じた皆さんのお知恵を借りながら、気象のデータの分析、また読み取り、これをしっかりと、そして事前に気象の状況を把握していくということが、大きな防災の要になるかなというふうに考えております。そういう人材がおりましたら、大いに相談をしてみたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） ぜひお願いいたします。その方は、お聞きすると、自分のところでも雨量計を持っていて、毎日観測しているという方でして、また、ぜひ池田町の力になってくれると思いますので、ぜひ御活用といたしますかね、御協力をいただけるように依頼していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

防災無線の放送内容をホームページ等に掲載をということでございます。

防災行政無線のメリットは、屋外スピーカーや戸別受信機で同時に重要な情報を得ることがメリットですが、放送時間に間に合わなかったり、町外にいたりすると情報を得ることができません。現在、町ではメール配信サービスを導入していますが、防災行政無線の内容と異なることも多く、必要な情報を聞き逃すこともあります。

そこで、放送内容をホームページやSNS等に掲載できないかお聞きします。

千葉県の大多喜町や静岡県南伊豆町などでは、既に掲載がホームページにされております。また、安曇野市をはじめとする県内の幾つかの市町村では、フリーダイヤルによる防災行政無線テレホンサービスを導入し、放送後でも情報を入手することが可能です。

さらに、放送時の始めのチャイムを工夫して、チャイムを聞いただけでどのような放送が流れるのか、無意識的に判断できるシステムも必要ではないでしょうか。

これは、全て池田町の防災行政無線、流れるときは、ピンポンパンポンという4つの音なので、普通の情報もそうですし、緊急性のある情報もない情報も全部同じ、火災以外は全部

同じチャイムなんですよ。なので、ふだんピンポンパンポンだったら、これは緊急性はないけれどもお知らせがあるのかとか、もっとちょっと違ったチャイムになれば、これは町からの重要な情報だということで、そういったチャイムの変化によって、全部を聞かなくても、最初の部分の音だけで聞く耳を持ってもらえるような取組もできるのではないかなと思います。

まず、フリーダイヤルの関係ですけれども、もちろんコストがかかりますので、今の現状の町では、ちょっと厳しいと私は判断しておりますけれども、まずはホームページ等で情報提供の関係をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、今回の大雨についての気象情報や避難情報は、8月13日から19日の避難所閉鎖まで、延べ10回の防災無線広報を行いました。議員の御発言のとおり、広報をもう一度聞きたい方のために、テレホンサービスやフリーダイヤル等で情報を提供できるシステムがあることは承知していますが、高額な設置費用とランニングコストがかかることから、導入することはできない状況です。

今回、防災無線で広報した内容は、その都度、手作業により、ホームページ掲載と町民登録メール、ヤフー防災情報、町の公式ツイッターでも発信しました。特にメールやヤフー防災情報はプッシュ通知していますので、ホームページを見に行くよりも有効であったと考えています。

今後も、防災無線広報と同様にホームページには掲載していきますし、各種メール、SNS等も発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） そのところで、確かにヤフー防災情報、非常によかったんですね。やはり的確に、プッシュ型の情報通信なので、登録していなくてもそこに入ってくるということで、非常にありがたかったと思います。

ただしこれ、ちょっと穴がありまして、要するに高齢者が池田町に住んでいて、それで違うところに、例えば近隣、松本とか長野とかいったところにいる方は、池田町のこういうプッシュ通信なものですから、池田町のエリアでないと情報が取れないんですね。なので、おじいちゃん、おばあちゃんのところで何が起こっているのかというのが分からない。それを

唯一分かるのは、SNSなりホームページだったりするわけです。

今回もツイッターのほうも、防災のほうも見てみたんですけども、池田町の公式ツイッター、また防災のほうのツイッターですね、DPというアカウントがついている、やってもフォロワー数が74件なんです。74人にしか伝わらないです、はっきり言えば。その人しか、要するに届かないものですから、ぜひフォロワー数を2桁くらい伸ばさないと、多分ほかの人には届かないですよ、79人ですもの。

なので、普通の個人のアカウントでも、79人くらいはフォロワーはいるのではないかなと思いますので、ぜひそこら辺ところのフォロワー数の拡大をしていただきたいと思います。

また、内容についても、詳しくちょっと見てみると違ってありまして、避難所開設も、食料を持ってくるって書いていないんですね、そこにはね。避難所開設しましたので避難してくださいと、ツイッターなので文字が短いんですね。なので、そういったところも、見る方をやはり注意していただいて、発信内容も検討しながら、まずは広く通知できるような、複数のチャンネルで。

そして、やはりこういった大きな災害が起こる前には、そういうホームページにも集中してその情報が見られるような、ここに御両親が住んでいる方が、ほかの地域からでも、大丈夫かな、うちの親父大丈夫かなとか、そういうことが分かるような、うまく情報発信ツールを構築していただきたいと思います。これは総合的に構築しなければいけないので、ぜひ来年度の、これで台風シーズンが終われば、ほぼ大雨の時期というのはなくなるわけですので、そこに向けて、来年度に向けて、こういう取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 議員から御提案、御指摘いただきましたので、十分これから研究してみたいと思います。

いずれにいたしましても、一回一回のことで、そこに起こるまた課題等がありますので、その課題等、大いに御指摘いただきまして、改善に向けて努力をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひお願いいたします。お金がかかることは、私、なるべく言わないようにしておりますので、これ、そのままに、要するにゼロ予算ベースで全部できる話です。

ので、ぜひその取組、それで、1回構築してしまえば、そのプラットフォームから乗っていただけますので、ぜひそういったところもしていただきたいと思います。

途中で出ましたけれども、放送時のチャイムですね、いつもピンポンパンポンの一般放送しか出ないんですけれども、あれの先をちょっと緊急的な、今NHKとか、いろいろなところでも、緊急情報のときは音が鳴りますよね。ああいうふうな、ちょっとこういう目線というか、耳がこういう、あっ、これ何か違ったような情報が流れるぞといったものを、ぜひ検討に入っていただきたいと思いますのですが、そちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この件につきましても、併せて研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） お願いいたします。また後で、後日またお聞きしたいと思います。

続いて、避難所の開設及び運営についてお伺いをいたします。

8月14日の大雨により、多目的研修センターと池田小学校に避難所が開設されました。多目的研修センターには、5世帯9人の方が利用されたとお聞きしております。私も現場に行きました。避難された方の多くは高齢者でありまして、独り暮らしの方もいらっしゃいました。避難されて、ほっとされた顔が印象的でありました。

しかし、課題として、幾つかの課題が見えてまいりました。役場危機管理対策室では、迅速な対応ができていたと思われませんが、避難所では、まだ場当たり的な設営に感じました。特に、避難されていた方は高齢者の方が多いため、看護師や保健師の常駐の必要性を感じました。また、食料を持参してとお願いしてあったにもかかわらず、最低限の熱中症対策などの水や食料品の準備や、ふだんから施設管理を行っている担当課が避難所の担当を行うなどの、これ種類は違いますけれども、改善も感じられました。

特に、食料を持参してといっても、何を持ってきていいのかというのがなかなか、高齢者なものですから分からないのと、どこまでいればいいのかも分からないので、そういったところのケアといいますかね、最低限の食料品の確保、高齢者なので乾パンというわけにもいかないですし、様々なちょっと課題が見えてきたと思いますけれども、そういった点。

また、施設管理を行っている担当課ということなんですけれども、多目的研修センターは産業振興課の管轄だということでしたが、避難所の開設は生涯学習課であるということ、課

を越えて、何がどこにあるかが分からない、どこの鍵がどこにあるのか分からないとか、結構そういった、ちょっとしたことですけれども、こういう不便だなといいますか、あれっというところが、今回見え隠れしたのではないかなと思います。

今回の避難所開設は、今後も、来年も起こり得る災害への重要な経験だと思います。今回の避難所開設及び運営について、評価と課題をお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それぞれお答えしますけれども、先ほどお話ししましたように、大きな災害が発生しなかったため、災害警戒本部としては、迅速な対応ができたのではないかと考えております。もっと広範囲に土砂災害警戒情報が発表されれば、複数の避難所を開設しなければなりませんし、レベル4の避難指示が発令される段階になれば、限られた職員数で対応することになりますので、さらに関係部局の連携が必要となると思っております。

今回、3回目の避難所開設になりますので、パーティションとエアーマット、感染対策物品も同時に搬送し、準備を行いました。職員初動マニュアルや業務継続計画により、避難所開設・運営の部局が決められていますが、今回は消防団本部の協力も得て、池田小学校と多目的研修センターを準備しました。

レベル3、高齢者等避難は、発令区域を限定したため、多目的研修センターのみの開館といたしました。高齢者の方が多く、避難していることは理解していますが、看護師や保健師の常駐については、避難所に福祉避難室を設ける状況になったときに、必要に応じて常駐することとしております。

また、食料や飲料水についてですが、小・中学校やアート梱包運輸などに分散配置しておりますが、今回の開設を踏まえ、多目的研修センターにおいても最低限必要な物品を常備しました。

避難所開設担当については、前段でも申し上げましたが、部局ごと業務を指定しておりますので、部局を越えて担当する場合は、災害対策本部で都度検討し、配置することとなります。災害によっては、職員が開設できない場合も考えられますので、自主防災会や防災士会にもお願いしながら、今後もスムーズな運営ができるよう、避難所運営訓練にも生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○ 5 番（矢口 稔君） 様々な課題も、今回、改善に向けて動き出してきたかなと思います。特に多目的研修センター、本当に災害備蓄品がなかったということで、様々なところから、無線や電話等で連絡を取って、備蓄品がどんどん届いてきたということも承知をしております。やはり、スペースもあの場所、まだありますので、ぜひ最低限の備蓄品を設けていただければ、運ぶ手間もないし、迅速な開設ができるかなと思います。

しかしながら、私が思うには、避難所の開設訓練を、私も防災自治会の一員として参加させていただいているんですけれども、今回みたいなケースでも、それに参加したと思われる人が誰もいなかったということなんですよ。消防団員の若手しかなくて、右往左往しているんですよ。だから、何をどうしていいかが、まず消防団員に、だから、ある意味、消防団員の方も、本部の方を中心にでしたけれども、かわいそうなくらいに右往左往しておりましたので、ぜひそこら辺のところも、もし声かけられる範囲で、対応をお願いしたい思います。

それと、またもう一点、女性の関係の看護師や保健師の関係ですけれども、規模の大小に関係ないと今回感じました。なぜなら、避難してきた人が、ある方は車椅子というか、手押し車を持って行って、多目的のトイレもあるんですけれども、若手の男性消防団員が、どこまで介助したらいいのかというのが非常に困っているようでした。トイレに入ったらいいけれども出てこなければ、どこまで行っていいのかとか、やはりそういったところもあるので、女性の消防団員を配置するとか、せめてそういった、ちょっと配慮をしていただいたほうが、間違いなく来るのは高齢者が来ます。体のちょっと不自由な高齢者とかが来ますので、ちょっとそこら辺のところも、また対策会議等で出していただいて、対応をお願いできればと思います。どうしてもそういったところの、こういうケアというところが、なかなか難しくなっているのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、災害備蓄品の利活用についてお尋ねをいたします。

避難所を訪問して感じたのは、思った以上に環境が整っていないことでありました。これは、先ほど町長が、また改善すると言ったことですので、ぜひこれはお願いしたいと思います。パーティションも背が高過ぎて、入ってしまえば様子が分からないこと、ベッドも最初はキャンプ用のアルミマットレスのみで、とても高齢者が休める環境ではありませんでした。その後、エアベッドを運び込んで、ようやく必要最低限の環境となりました。

そして、大きな課題として、多目的研修センターの大ホールは床が揺れるという構造にあること、人が歩くと床全体が地震のように揺れます。これは、スポーツをやるときに膝の軽

減をするために、床にゴムのクッションが入っているので、致し方ないことなので、中学校の体育館もみんな同じような構造になっておりますが、そこに寝ると、やはり歩いてくると揺れるので、ちょっと怖いといえますか、そういったところもございます。

さらに、避難者からは、テレビがないため情報を得る手段がない。居室空間から出て座れる空間がないなどの声がありました。避難所が想定されている場所には、最低限の災害備蓄品を常時保管しておくべきだと強く感じましたが、こちらのほうは対応していただけるということでございました。また、その上の上段ですね、情報を得る手段、避難してきてから、避難している方が、どういう外の状況になっているのかというのが、1回避難所に入ってしまうと分からないということなんですよ。

特に、高齢の方が1回、そのエリアというか、テントの中に入ってしまうと、パーティションの中に入ってしまうと、寝ているのか、具合が悪いのか、生きているのかどうかということが、全然分からなくなるということなんですよ。そういったところも含めて、今後、これも一つの課題だと思いますけれども、どのように対応していくのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） それでは、お答えしますが、まず備蓄品についてであります、常時配置につきまして、先ほどお答えいたしましたけれども、想定されている場所で常備していなかったのは、多目的研修センターだけだったということであります。今回、パーティションや毛布、食品や飲料、トイレ物品等を配置いたしました。ということで御了解ください。

避難所のパーティションですが、パーティションは4種類を備蓄しております。段ボール式で高さが1メートルのもの、ワンタッチ式パーティションで高さ1.2メートルと1.4メートルのもの、今回設置したパイプ組立て式は1.8メートルの高さがあります。昨年も今年も、感染症対策として高さの高いパーティションを設置しています。本来、福祉避難所では、職員や避難所担当者が要配慮者の方を確認できるように低いパーティションを設置しますが、今回は感染対策を一番に考慮し、高さのあるパーティションを使用したものであることを御理解いただきたいと思います。

また、エアベッドとアルミマットは同時に設置する予定で配備していましたが、エアベッドの設置が遅れたことは今後注意したいと考えております。

次に、大ホールが揺れる構造ということですが、指摘のように、町中学校の体育館を避難所にしても同様な構造ですので、課題ということになれば、体育館やホールを避難所として

開設できなくなってしまう。町には有効な避難所が数少ないため、御理解をお願いしたいというふうに考えております。

また、居室から出て座る空間ということですが、感染症対策もあり、団らんを得られる場所は当分つくれそうにはありません。避難所を開設して、落ち着いたら居室の移動や再編をして、コミュニティのスペースや更衣室、医療救護スペース、伝言板や情報掲示板、物資の配布所などを設置していかなければなりません。災害の規模や避難者の人数を把握した中で施設内の対応していくことになりますので、御理解をお願いいたします。

テレビの設置は、アンテナの配線も必要であることから、避難所に設置可能な情報源は、個々の携帯電話かスマホ、タブレット等になります。誰でもが取れる情報ツールはラジオになりますので、今回は備蓄しているラジオをお持ちしました。

地震等の突然来る災害では、準備もできない方もいると思いますが、風水害では、あらかじめ気象情報によって避難の準備を呼びかけていますので、個々に備えを万全のものにしていただきたいと思います。この情報につきましては、先ほど指摘ありましたので、詳しい準備についてお知らせをしていくということにつながっていくかなと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） ぜひ、そういった研究をしていただきたいと思います。対策幹もプロフェッショナルでありますので、多分そういったところは情報も持っていますし、どうしたらいいかということも分かると思います。

特に、そういう情報源なんですけれども、今回もそうですけれども、来る方、本当、高齢者なんですよね。まず、スマホは持っていませんよね。そういう方なので、私もそういう自分の地区のところで、呼びかけのところにも立ち会わせていただきましたけれども、何を持っていったいいのかも分からないですし、まず、そういうものがあるだろうと結構思っている方が多いです。飲物の少しくらいは置いてあるだろうとか、ベッドがあるとすれば毛布があるだろうとか、やはりそういったところ、明らかにないということも、これは用意してありませんということも教えていかないと、備蓄品はあるという、備蓄品があるということは、町民の皆さん理解されてしまいますので、備蓄品があるということは、これもあるだろう、あれもあるだろうなんですよね。なので、今回、地元のほうでは、毛布は持っていった正解だったんですよね、現場になかったものですから。

やはりそういったところが、こういう備蓄品としてもあるものとなないものがあるということ、ぜひいろいろな機会を通じてお伝えできればと思います。これは、この気候が続けば、来年も多分、避難所開設になると思いますので、ぜひそういったところで、パーティションについても4種類あるのでしたら、試しに、やはり高齢者、そのまま中で具合が悪くなったら全然分かりませんので、高齢者向けにはこうするとか、そういった使い分けをうまくしていただいて、ぜひ来年の風水害のシーズンに備えていただきたいと思います。町長、一言だけお願いします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほどもお話ししましたように、これは経験ということが非常に大事なかなと思います。一回一回の積み重ねということにもなりますので、それぞれ皆さんで感じられたところ、改善すべきところ、大いに御指摘をいただきまして、町は前向きに、それに向かって改善に取り組むということできたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） よろしくお願いいたします。

続いて、大きな2番目でございます。

教育行政の今までの評価と「子どもがまんなか」プランの推進方法はということでございます。

最近の教育行政に対する評価についてお尋ねをいたします。

「子どもがまんなか未来を拓くひとづくり」第2次教育大綱が運用を始めて、約2年を迎えようとしています。大綱は15年間の大きなプランであります。この大綱とともに、町の教育行政も「子どもがまんなか」のキーワードとともに、懇談会を定期的で開催するなど、大きく変革してきたと思います。

最近の教育行政に対する評価とともに、様々な意見や要望が寄せられていると思いますが、その対応についてお聞きをしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 御質問ありがとうございます。最近の教育行政に対する評価ということで、私なりの言葉でお答えをしたいと思います。

昨年1月より運営しております第2次教育大綱は、まさに日本の学校教育の大きな転換期に誕生した、大変意義ある大綱であると私は感じております。

大綱の運用開始と時期を同じくして出現し、今もなお全国に拡大し続けている新型コロナウイルス、それまで当たり前だった教育活動や学校等の運営がほとんどできない状況の中で、日本中の教育行政と教育現場は混乱し、試行錯誤を繰り返す、本当に大変な毎日であります。

池田町の保育園、小・中学校の教職員も日々、真剣に悩み抜き、考え抜いて対応を続けておりますが、「子どもがまんなか」を基本理念とする大綱を意識することで、ピンチをチャンスに変えようと前向きに捉え、子供たちにとって安心・安全な育ちと学びの環境づくりを意識して、子供たちと一緒に取り組むことができていると感じています。

昨年3月、全国一斉の学校休業が実施されましたが、池田町では現場が大きく混乱することなく、むしろ、学校は誰のためのものか、教育の主人公は誰かという普遍的な問いについて、保・小・中の先生方と教育行政でしっかり共有しつつ、互いの信頼関係を強めることができました。これも大綱の共通理解があってこそだと思っております。

池田町の大綱づくりには、行政、保・小・中の教職員、保護者、子供たち、地域住民の皆様など、多くの方々が立場を越えて参加し、約10ヵ月間の議論を経て誕生し、一步一步、育ちつつあると感じております。「子どもがまんなか」という言葉が、教育現場はもとより、保護者や地域の皆様からも好意的に度々聞かれるようになり、池田町が目指す教育の姿が、大綱に基づいて着実に浸透しつつある手応えを感じております。保・小・中いずれも、育ちと学びの主人公は子供たちという本来あるべき姿が、現場の教職員、子供たち、保護者たちの意識や言動の中に一つ一つ見える形になっているように感じています。

充実した教育環境をつくるためには、子供も大人たちも自分ごととして関わることが不可欠です。地域の子供は地域で育てるという池田学問所の精神を現代に受け継ぐ大綱を、町民全員の財産としてしっかり育てる大切さを伝え続けることが教育行政の責務であり、これからも池田町の豊かな土壌を丁寧に耕し、池田町ならではの教育実現のための種まきを地道に続けたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 始まったばかりといいますかね、ようやく種をまいて芽が出たといったところかと思いますが、今答弁にもありましたけれども、意義ある大綱にするためには、まだまだ努力しなければいけないところもあったり、子供たちを取り巻く環境、特に町民の皆さんへの浸透ですね、そういったところが非常に大事なかなと思っております。

懇談会も定期的に、コロナの中なので、オンラインも併用しながら行っていったわけですが、固定化された方になって、その方がして、またクラスターの、こういう広がっていただければいいんですけれども、町全体にはなかなか浸透し切れていないというところも私も知っておりまして、何かやっているけれども、何をやっているのか分からないと。

なので、また、ぜひそういったところも、出向いて行って、お出かけの懇談会、コロナの収束を見計らってかもしれませんけれども、やはりこういう住民に近いところで、しかも、子育て中の方は大体浸透してきたので、今度、子育て中ではない方のところへのアプローチもぜひしていただいて、町中が、そういったところの「子どもがまんなか」というキーワードが共有できるようにしていただきたいと思いますが、端的にいかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 議員御指摘のように、広く町民、世代を越えて、しっかり教育行政、何をやっているかということを知っていただくための情報発信をさらに工夫しながら、進めていきたいと思えます。

コロナということもありまして、オンライン、技術的には大分やりやすくなったところもありまして、今回、町民懇談会も、最初からオンラインで、かつ動画を記録として残すということは意識的にやってまいりました。要は、当日は見られないけれども、いつでも繰り返し、どなたでも見られるという記録をまずは残すというところを、今しっかり積み重ねているところでございますので、またその残った記録をこれからどのように広げていくかというところを工夫したいと思えます。ありがとうございます。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思えます。これは次の質問にも重なるところでもあります。保小中15年プランの今後の推進方法であります。

新型コロナウイルスの感染症が収まりません。様々な事業が影響を受ける中、教育大綱の推進にも影響がやはり出ていると思えます。直接的なアプローチはできなくても、来年度からのオンライン配信など、先ほど話しましたがけれども、子育てを直接していない方、この方にも届くような手法で、プランの推進をしていく必要がさらに重要だと思います。

また、一步踏み込んだ、大綱は大体分かったんですがけれども、では今度は、実のほうですね、茎が出て、実がなる。実際、そこら辺を要求してくるというか、「子どもがまんなか」

のプランで、これが実現できたというものも、要求といいますかね、ニーズが生まれてきているのも事実です。やはり来年度に向けて、新しいこういう考え方とか、そういうニーズに対応した、今度実の部分をもどのように、何というんですかね、出てくるのか。

今までは、こういう計画の状況で、まず計画を知っていただいたという状況ですけれども、そうすると、計画を知ったんだけれども、では何ができたのかとか、何ができるのか、そういったところが、来年度以降、新しい将来、近い将来にはどのようなことが予想できるのか。その辺、実の部分について、ちょっと分かれば教えてください。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 保小中15年プランの今後の推進方法ということでお答えいたします。

池田町の教育大綱は、子供の誕生から中学校卒業までの15年の一貫した大綱である点が極めて重要な特徴でありまして、それを実践的に具現化するための基本目標の一つ、保小中15年プランの推進が、大綱の価値を示す重要な柱となっております。

保小中15年プランは、保・小・中、保育園から小・中学校とステージが変わっても、子供一人一人の成長に寄り添い、その育ちと学びの環境づくりを切れ目なく丁寧につなぐことを目指しています。

15年プランの具現化には、理念だけではなく、具体的な教育実践のテーマ設定が不可欠であります。例えば、既にスタートしておりますＩＣＴ教育やインクルーシブ教育、また、運動プログラム等を通した幼児期からの健康な体づくり、コミュニティスクールを、同じテーマを保・小・中一貫して推進することによって、結果として、保小中15年間の切れ目ない育ちと学びの姿が見える形になると考えております。

要は、理念や目標を百万遍唱えるよりも、実際に教育の中身をしっかり進めながら、そこにいろいろな方々を巻き込んでいく。コミュニティスクールなどは、特にこれは学校だけでなく、地域の方も一緒になってつくっていく、そういった実践でありますので、そういった中で、保育園から小・中学校の子供たちが一緒に活動する、一緒に学び合う、そういった姿を、ぜひ具体的に見ていただけるようにしたいというふうに思います。

また、今後はＥＳＤ、これはＳＤＧｓに基づいた持続可能な開発のための教育や、人権教育やシチズンシップ教育、また英語教育を通じた多文化共生などの新しいテーマにも、保護者や地域の皆様と一緒に取り組みながら、多様な子供たち一人一人の生き抜く力、社会に貢献できる力を15年間かけて丁寧に育みたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 非常にソフトな、こういう語り口なものですから、なかなかこういう、ずばっと来れば非常に分かりやすいんですけども、やることは大きなことを目指しているなと思います。

そんな中で、コミュニティスクールとかＩＣＴの話が出てまいりました。コミュニティスクールも、国の関係で導入といいますかね、考え方が導入されて、池田町も進んでいくだろうと思いますけれども、その中で、ＩＣＴの関係、タブレットがそろいました。今、ＩＣＴ支援員の方がいて、さきの協議会とか、そういったところでも、もっともっとＩＣＴ支援員の方が必要なのではないかとということで、再三、私も含めて、地域にＩＣＴに詳しい方がということなんですけれども、一向になかなか、お声がかからないといいますか、その代わり予算だけがつけられて、あれっ、この予算はどこにいつてしまうのみたいな、ボランティアで考えている方もいるんですけれども、そういったところは、要するに、いつ頃までにこういうＩＣＴ支援といいますか、そういったトラブルシューターというか、これも一つの地域の方が、結構年を召された方もパソコンに詳しい方がいて、やってやるよという人も中にはいると思うんですね。やはりそういった人たちで、子供がこういう真ん中になるような仕組みづくりというものもできると思うんですけれども、いつ頃のタイミングでそういったものができていくのか。１年ぐらい待っているの。もうそろそろ来ないと、しびれを切らしてしまう方もいますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 教育長。

○教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。

当初から、保護者の方や、また地域の方、今御指摘いただいたように、ＩＣＴに詳しい方、大勢いらっしゃるというのは承知しておりまして、そういった方々に、サポートチーム的なものをぜひ組織していただきたいということは構想としては持っております。ぜひそれは実現したいと思っております、今やっと１人１台、小・中学校配付されて、少し学校のほうも慣れてきて、これから自宅に今、ちょうど持ち帰ろうかというような、そんな段階でございますので、今年度中には、ぜひ次のステップにつながるための、そういった地域の方々のサポート体制ということもぜひお声かけをして、しっかり学んで裾野を広げていくような、そんな体制を今年度中には形にしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

- 5 番（矢口 稔君） 今年度中という話がございましたので、なるべく、年度末になるとばたばたしてしまいますので、今年これから、決算も終了して来年度の形になりますので、まずはチームをつくって、その人たちも、もちろん最初は顔合わせが必要かもしれませんが、オンラインで打合せしたりとか、どうしていこうかという話になりますので、ＩＣＴの支援員の方との連携というのも必要だと思うんですね。

ＩＣＴの支援員の方も、先日懇談会にも出ていただきましたけれども、そこの方とのそういう連携もやはりやっていかないと、今後費用がどんどん発生していつてしまったりとか、ＩＣＴ支援員の方がいないとうまく回っていかないということではなくても、ＩＣＴの機材が池田町に来たということは、それも含めて、全員で池田町のみんなが協力をしていこうということで、そうすればコミュニティスクールで、学校にも地域の方も入りやすくなったりとか、顔が見える形、フェース・ツー・フェースの形も見えてくると思うので、ぜひ学校保育課長もしっかり協力していただいて、せめて12月くらいまでには、何かこういうチームの募集要綱くらいまではできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（矢口新平君） 教育長。
- 教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。ぜひそのような方向で、ちょっとスピードを上げて取り組みたいと思います。
- 議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

- 5 番（矢口 稔君） お願いいたします。

続いての質問、旧教育会館の後利用の検討状況はについてでございます。

前回の一般質問でも議論させていただきましたが、旧教育会館の後利用についてお聞きいたします。

子供の第3の居場所事業も検討されています。旧教育会館は環境的にも、子供たちの空間には最適な場所であります。ただ、閉館していれば老朽化も進んでしまいます。コストをかけず、最低限の設備を運用して、民間の団体等へ建物を貸し出すなど、早期に有効利用をすべきだと思います。

現在どのように検討し、活用に向けての状況をお聞かせください。

- 議長（矢口新平君） 竹内教育長。
- 教育長（竹内延彦君） 旧教育会館の後利用についてということで、6月議会での答弁のと

おり、旧教育会館を子供の居場所として利活用することにつきましては、小・中学校や役場に近いというロケーションのよさなどの可能性や、子供の居場所を求める町民の声の高まりなどを感じる中で、教育委員会としては、ぜひ前向きに検討していきたいと考えております。

しかし、財源の確保という最大の課題と、居場所の継続的な運営のための人材や団体等の確保について、具体的な方策が見いだせておらず、一步踏み出せないのが現状でございます。

そのような状況の中で、過日議会にも御相談しましたB & G財団による「子ども第三の居場所」の助成事業は、大きな原動力になるのではと期待しておりますので、ぜひ2023年度の募集に向けた準備を進めつつ、この事業を基盤に、旧教育会館の後利用も含めた包括的な子供の居場所事業が展開できるよう検討を重ねたいと思っております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひあの場所、本当に立地がいいものですから、様々な課題がやはりあるんですけれども、このタイミングに、ぜひ利活用を真剣に考えていただきたいと思います。隣の芝生がかわいそうになってくるくらい場所がいいです。

それで、民間でも、もしかしたらこういう、いろいろな事業所の方が利用してみたいというものもあるかと思うんですね。それについては、今の現状がどんな状況であるのか。どこが使えて、どこが使えない、書庫でどの部分を使っている、この部分は使えるとか、そういったところ、あと電気回りが年間どのくらいかかるのかとか、あとは、そういった周りのインフラの関係とかをちょっと調べていただいて、始めるにはこのくらい必要だという、まずはこういうバックグラウンド的なものを示して、また「子ども第三の居場所」のB & G財団の関係も、来年に先送りにはなりましたが、また社協さんとも、今期にこういう説明を重ねていただいて、何とかあそこがあのままにならないように、これから秋、冬になっていきますと、中学生の皆さんが、やはりあそこで寒そうに待っているということも、毎回、議会が終わったりとかして行くと感じるんですね。せめてあそこだけ開いていれば、ちょっと暖まれるのになというふうに思うんですね。

なので、ぜひ旧教育会館の活用、要するに民間でもいいでしょうし、幅広く、こういった条件だったら、あくまで町の施設ではなくても、貸し出せる、生かせるというもので、私は、また一つ違った方向性が見えるかなと思いますので、教育委員会でまたもう一度、早期に検討をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 議員御指摘の部分は、全くそのとおりだというふうに思っております。とにかく幅広い視野で、しっかり進められるように取り組みたいと思います。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 残り時間も僅かとなってまいりました。一番最後の質問でございます。

竹内教育長がこちらに見えて、もうすぐ3年、1期目が12月いっぱいということで、任期が終わろうとしております。教育長の1期目の任期について、これまでの自己評価とともに、今後のビジョンについてお聞かせをいただければと思います。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。

3か月後の任期満了を控え、この2年半余りを振り返りますと、正直あっという間でございました。2年目以降は、ずっと新型コロナウイルスへの対応に翻弄されておりますが、最初の御質問でお答えしましたように、日本の学校教育が従来の価値観から大きく転換しつつあるタイミングで、基礎自治体の教育長という重責を担わせていただいていることに大変大きなやりがいと手応えを感じております。

着任以来、私は子供本位、現場第一主義を貫き、保・小・中の先生方や保護者の皆様と信頼関係構築に努めてまいりました。先生方の考え方ややり方を最大限尊重するために、できる限り日々現場に足を運び、丁寧に対話することを心がけています。その成果の一つが第2次教育大綱あり、保小中15年プランですが、新型コロナウイルスのピンチをチャンスに変える意識を先生方や保護者の皆様とも共有しながら、様々な課題に取り組み、多くの可能性を強く感じる池田町の教育の見える化のため、町内外に向けた情報発信に積極的に取り組んできたことは、大綱の理念の定着と保小中15年プランをはじめとする基本目標の具現化に寄与していると自負しております。

国は、子供たちが生き抜く力を育むための主体的・対話的で深い学びの環境づくりを掲げていますが、そのためには、教職員の主体性も大切にされなければなりません。私は、公教育に最も重要な要素は学校の自治であり、市町村教育行政の自治だと強く感じています。教育委員会は学校現場を信頼して任せ、必要な判断をスピーディーに行いながらも、余計な口出しはしないことが重要です。校長がリーダーシップを発揮し、教職員が子供たちと丁寧に対話しながら創造的に考え、自律的に運営できる学校こそ目指すべき姿です。

これからの教育行政は、上意下達に現場を管理し指導するよりも、子供や先生方が求める環境づくりの支援に尽力すべきです。子供と教職員、保護者、地域住民が自分ごととして主体的に学校に関わり、対話を通じて考え、行動しながら、学校や地域をつくるのは自分たちだという意識を高めていくことが不可欠であります。教育長や校長が替わっても、子供が幸せを実感しながら成長できる育ちと学びの環境づくりが持続的に発展する池田町になるよう、私も与えられた任期を精いっぱい務めます。

以上です。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 様々な取組をしていただきましたけれども、最後の質問として、今度は町長にお聞かせください。

外部からの教育長登用ということで、様々な出来事があったわけではございますけれども、町長として教育長の評価をどのようにしているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、教育環境といいますが、教育を取り巻く状況について、大変厳しいというか、変革のときと私は感じております。そういう中で、従来の考え方というよりも、やはり新たな考え方がある程度導入していかないと、これからの時代に対応できないのではないかというふうに考えました。そういう意味では、新しい風というようなことで、新しい教育長を迎えたということで考えております。

その中で、たまたま教育大綱、更新の時期にありましたので、全く今までとは違うスタイルの教育大綱ということで策定をしていただきました。この教育大綱、いろいろな評価がありますけれども、私といたしましては、大変評価できるというふうに考えておりますし、これを、さっきからの御質問にもありますように、やはりいかに住民の皆さんに定着していくか、またそれを広めていくか、それがこれからの要件だというふうに考えております。

そういう意味で、大変池田町の教育行政に、現在に至るまで大きな貢献をしていただいたなというふうに私は感じております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 町長の言葉もございました。

いずれにしても、教育大綱始まって、いかに密着していくか、より住民に近くいくかということで、正念場だと思いますが、またこれから、教育の問題も多々出てくると思いますので、また定期的に質問をさせていただきたいと思います。

これで、私の９月定例会の質問を終了とさせていただきます。

○議長（矢口新平君） 以上で、矢口稔議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 ３時０９分

再開 午後 ３時２０分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

横 澤 は ま 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

５番に、４番の横澤はま議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） ４番の横澤はまでございます。

今日最後の質問であります、最後のお時間をしばらくお願いしたいと思います。

今、まさに秋真っ盛りであります。稲穂も真っ黄色くなりまして、稲刈りもやっておりますところもあります。秋といえば、私たちが思い出すのは、すぐ味覚の秋ということであり、また文化芸術、それからまた、味覚の秋と、そして健康、スポーツ、これが秋のしっかりと、ソフト面でのいい季節だなと思います。コロナに負けないためにも、この辺のソフトの部分を、池田町のこれから、どう皆さんとやっていくのかなと、そんなことの課題を持って、４点質問させていただきたいと思います。

まず、東山の誇れる自然・郷土を育む「美しいまちづくり」についてであります。

東山の豊富な緑は。私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれる大切な自然財産であります。東山一帯は過疎化が進み、里山の健全な森林や自然維持のために、地元住民の方の苦勞があ

ろうとかと思います。担い手不足や耕作放棄地の増加など、維持管理はどうしていくのか課題であります。

この東山の貴重な自然財産や豊かな郷土を次世代にどのようにつなげていくのか、町が「魅力あふれる美しいまち」をコンセプトとした東山の郷土や自然環境整備の取組について伺いたいします。

まず、旧広津小学校跡地の将来展望についてであります。

広津中央老人クラブの方々により、学校跡地や広津グラウンドの草刈り整備がされております。しかし、廃校跡地の体育館や公共施設については相変わらず放置されたままで、有効的な利用方法の検討はされたのか。また、地元の方の意見はどのようなか。

かつて広津・陸郷の大麻問題があり、獣による被害が発生しております。この現状を認識しつつ、安心・安全な環境整備はどうされるのか。地域を守るのは住民にありますが、そこから引き出し、検証し、醸成することが、美しい町づくりの根幹ではありませんか。知恵を結集し、前向きな活用が考えられないのか、将来の展望をお聞きします。

まず、資料がちょっとたくさんありますけれども、後のほうに広津小学校の体育館等の写真を御覧いただき、答弁をお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの横澤はま議員の御質問にお答えをしたいと思います。

広津関係の小学校跡地等についての御質問であります。旧広津小・中学校の体育館及び旧広津小学校跡地の建物は老朽化しており、現在未利用で、今後も利用予定はありません。また、目が届きにくい場所柄、鳥獣のすみかや犯罪の温床になる危険性もはらんでおります。加えて、地滑り地帯であることから、公共施設個別施設計画の今後の方向性は取壊しとなっています。一方、地元の広津自治会からも、建物解体及び周辺整備を行うよう要請が出されております。

以上のことから、体育館と建物は今後取り壊す計画ですが、予算の兼ね合いもあり、具体的な実施年度は現時点では未定となっております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

- 4 番（横澤はま君） かつて、この質問を一度やらせていただきました。私は、今年 5 月と 9 月初旬でしょうか、行ってまいりましたが、相変わらずであります。写真を見ると、ちょっと黒っぽくてよく分かりませんが、相当な体育館の奥ですね、荒らされているというか、床が全部剥がれているような状況と、かんながかかっていたような、そういう状況であります。

先ほど町長が、地元の皆さんの意見もお聞きしたということで、撤去したいという、こういことであります、この体育館、そして撤去後というのは、どんな利用をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、また、ぜひあそこは、旧広津小学校の本当に思い出のあるところでもありますので、何か跡地をあそこの一つのエリアとして、広津の、かつては池田町よりも人数の多い、そして小・中学校があったということの、合併も、保育園、幾つかの学校を分教場、そういうことでの合併をした過程がございます。ぜひ跡地というものをどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（矢口新平君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、先ほどお話ししましたように、あの地域一帯が地滑り地帯、これも非常に危険な地域でありますし、また体育館、建物等も土砂災害警戒区域に含まれております。以前は、ここを活用したいという話もありましたけれども、等々の事情を御説明いたしましたら、やむなく撤退をされたという経緯もあります。

今後、取壊しについては計画していかなければなりませんけれども、跡地の利用については、ちょっと今考える余地がないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

- 4 番（横澤はま君） これからのお話だと思いますが、ぜひそういう、広津という一つの部落ですね、そこを何らかのいい形で跡地に残れるような、またそんな御努力をいただきたいなど、そんなふうに思います。

次にまいりたいと思います。

大峰高原白樺の森周辺の整備、観光地域づくりについてであります。

秋になると、大峰高原の大カエデは鮮やかな七色に色づき、訪れる人を魅了しています。しかし、その先の中カエデや大峰高原白樺の森周辺、キャンプ場は訪れる人も少なく、一帯が雑草で生い茂り、足を踏み入れる状況ではありません。森林の里親企業のボランティアに

より、森林整備や新しい森林づくり事業が行われていますが、現況から、地域の活性化が図られている様子は見られません。魅力あふれる美しい町づくりを目指すには、広く町全域に目を配るべきではありませんか。この現状を町はどう考えておられるのか。

また、将来展望として、キャンプ場、マレットゴルフ場も併せ、大峰高原白樺の森周辺一帯の森林資源を生かした新たな町づくり活性化の観光地構想について、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問でありますけれども、大峰高原一帯の整備は、昨年度まではシルバー人材センターに委託しておりましたが、本年度より、公衆トイレの清掃を除き、乗用除草機を保有する農業者の協力を得て、月１回ペースで除草作業に改めました。今年は例年以上に、大峰高原周辺で熊など野生鳥獣の目撃情報が多く発生、さらに、火気使用を禁止している場所でのキャンプやバーベキューを行う観光客も散見されました。

また、大峰高原は多様な植物の宝庫であり、また、絶滅が危惧される固有種のチョウチョウなどの小動物も生息しております。町では現状を踏まえつつ、森林浴や散策など、またキャンプなどで豊かな自然を満喫していただけるよう、散策道の整備やリピーターの意見を反映させながら、キャンプ場の整備を積極的に行っております。

御質問の雑草が繁茂しているポイントは、どの位置を指しておられるか分かりませんが、希少種のチョウチョウの繁殖・生育期には、観光客や昆虫採集愛好家などが足を踏み入れないように、歩行・観賞ルートの道方のみを除草して来訪者を誘導するなど、戦略的に除草していない場所も多くあります。無計画で放置していることはありませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、多くの誘客が見込まれる10月からの紅葉期に向け、9月下旬には、来訪者が思い思いの楽しみ方ができるよう、除草・環境整備を予定しております。

将来像としましては、昨今のキャンプブームなど流行にとらわれることなく、大峰高原では、必要以上に人の手を入れず、整備し過ぎず、自然の中で心を癒やせる観光ポイントとして、現在の環境を保全しながら、今後も自然の造形美を求めて、多くの方に訪れていただけるよう心がけてまいります。

現状、借地であること、水利や降雪期など活用期間が限られることから、構造物などの施設整備を伴うリゾート化は想定しておりません。春から秋、特に紅葉期間には、多くの誘客

が見込まれます。紅葉観賞の往路・復路にて、町なかへの誘導、回遊性の向上にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 私も時々行きます。奥のほうまで行くんですが、確かにキャンプ場のほうですね、ずっと八坂のあの辺でしょうか、際まで行きました。トイレもあります。そしてキャンプ場も、水道の長い水道ですかね、ああいうものあって、キャンプで火をたいているなという、その気配も見えておりました。

しかし、コロナでありますので、なかなか行けませんけれども、かつては子供たちもあそこまで行って、そして楽しんだということですが、今のコロナの問題で、子供たちがなかなか遊ぶところもない、そして、しかしないながらも、あんなにすばらしい広津という場がありますので、やはり子供たちの、物の豊かさよりも心の豊かさと言いますけれども、そういった子供たちの総合教育といいますか、その中での体験、ぜひあの場を、やはり学校の先生方も知っていただいて、そして、子供たちにぜひ体験と、そして五感で感じる、これが私、これからの教育には本当に大事なことだと思いますので、ぜひ学校の遠足といいますか、あるいは、そこへ行って合宿するとか、大変いい場所でありますので、ぜひ学校の教育の中にも、そういったところで体験学習を広めてもらえればいいなと思いますが、いかがでしょうか。教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 御質問にお答えいたします。

先般も文部科学省から大きな調査事業で、体験学習が全ての子供にとって、全てというのはちょっと大げさですがけれども、家庭環境を問わず、子供たちの成長に大変効果があるというような調査結果も出ておりますし、かねてから池田町の子供たち、よく地域に出ていって、いろいろな体験学習等もしておりますので、大峰高原も含めまして、ぜひ町の資源を最大限活用できるように、また学校とも協議を進めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） やはり、私もそうですが、小さいときの遊びって、とても思い出になります。今の子供たちは、そういう思い出がなかなかできない、今のこの社会の中ですが、

ぜひそういったところで、よろしくお願ひしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

広津・陸郷の文化財保護についてであります。

広津の山里散策コース周辺一帯は、神社、石仏、観音堂などひっそりたたずみ、地元の管理は困難の状況にあると思います。それぞれの時代に、共通のよりどころとして守り、保護していくことは大切ですが、年を重ねるごとに風化し、朽ちていく一方で限界を感じます。どの程度把握され、定期的な監視体制が取られているのでしょうか。陸郷地区を含めた東山一帯の衰退していく神社や文化保護にどう向き合っていくのか、町の考えをお聞かせいたします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

広津・陸郷につきましては、議員のおっしゃるとおり、お堂や仏像などが点在し、その保存方法については課題を多く抱えております。それらの中には、町の教育委員会に預けられているものもあれば、そのまま地元の方に管理されているものもある状況でございます。

現在、町の指定文化財につきましては、定期的に保存状況等の確認をしておりますが、指定文化財以外の文化財につきましては、定期的な保存状況の確認までは手が回らないため、監視体制を取ることは困難でございます。

今後、山間部においては、文化財の荒廃が進む可能性を十分認識しながらも、網羅的ではなく、個々の文化財につきまして、その保存方法等を個別に判断する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 4 番（横澤はま君） これも私、ちょっと訪ねてみました。ちょっと写真で黒くて申し訳ありません、ここになまくら観音というのがありますし、それから、その前にも法道の神社があります。これも前にちょっとお示したと思いますが、本当にひっそりたたずんで、この部落の皆さんは下に下りてきているということで、きれいには手が入っているんですが、中の小屋というか山車ですね、そのままになっておりまして、もうここは使わないところかなということの寂しい一角であります。こういったところも、どういうふうに守っていくのか、ただいまのお話であります。本当に、さあどうしようかという話になりますけれども、

何とかこれ、地元でももう一度できないのかなと思いますが、ここは難しいところでしょう。

それで、神社庁というか、中のものはどこかへまとめてしまって、保管しておくかどうかというの、そこら辺も、やはり地元の皆さんにも聞いてみなければ分からないところでありますが、いずれにしても、やはりこういう文化というものは、何とか形として伝えていければというようなことで、ぜひ御努力をいただければ、また地域の方にも声をかけていただいて、どういう状況になっていくのかということもお聞きしていただいて、一步でもそういう、残していけるようなものにならないか、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 地域の貴重な文化財をみすみすやはり荒らしてしまうという、その心配は十分認識しておりまして、先ほど来、地元の所有の方との話合いがやはりあって、町の文化財の関係も、方向性について、支援できるところがあるかどうかというような議論になるかと思しますので、議員おっしゃるとおり、一步でも貴重な文化財が保存できるような形で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ここでちょっと紹介させていただきたいのは、なまくら観音なんです、実はこれは、穂高の碌山館、そこに横山拓衛さんというおじさんがいたんですが、私、その当時、穂高におりましたときに、そのおじさんとも行き会っていた、そういう経験があるんですが、このおじさんが、横山さんですが、「なまくら観音」という民話をつくりました。ここにちょっと記録してありますが、その題材であります。ですので、この「なまくら観音」という薄い冊子なんです、草柳大蔵さんの本にも「なまくら観音」の民話が載っております。池田の図書館にも載っておりますので、ぜひこういうことも、子供たちの民話の何か一つの材料になるかと思しますので、またこの機会にぜひ御活用いただいて、そこも訪ねていただくと、子供たちがまた、池田の民話の中にこういうのがあるんだなと広がるかと思ひますが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に行きたいと思ひます。２の町の未来につながる文化芸術についてであります。

「豊かな文化を目指す」総合的な文化政策はについてです。

文化芸術基本法が法改正され、趣旨は文化財保存及び活用で、生活の中に茶道や華道、書道と並び食文化が明記され、改正の趣旨は、文化芸術だけの振興にとどまらず、観光や町づくり、福祉・教育・産業など幅広い分野と連携し、総合的な文化政策を推進しようというものであります。

この趣旨から、当町は、恵まれた美術館、創造館や文化財資料館、そして浅原六郎文学記念館、岡麓「内鎌草庵の家」などがあり、多様で有効的な活用が未来をつなぐ子供たちに文化的な伝統を尊重する心を育て、心豊かな活力ある社会の形成に極めて重要な館で、財政難の中を今後どう生かしていくか求められています。文化的な伝統を大切にし、多様性を尊重し合い、魅力ある文化を育て、生きる喜びを見いだす町づくりを目指していく上の総合的な文化政策をお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

議員のおっしゃる文化芸術基本法の趣旨を踏まえれば、文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、児童・生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性についての２点を中心に、町としても総合的な文化政策を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、現在ある文化芸術関係施設の交流センターかえで、美術館、創造館、文化財資料館、浅原六郎文学記念館については、環境の保全・維持に努めてまいりますし、児童・生徒がこれらの施設利用を通して、できるだけ多くの時間を文化芸術に触れる機会をつくるように、教育委員会や小・中学校が連携して取り組んでまいります。また、文化芸術を観光・福祉・産業などの他の分野とも連携し、町の文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 今、町長のほうから、そういうお話をいただきました。本当に、池田町がこんなに文化豊かだなということを、私もしみじみ思っております。

たまたま、この「池田ものがたり」というの、教育委員会で大変いいものを作っていただきました。これ、たしか３冊目だと思います。大変これ、大人でもこれを見ると、いい文章といいますが、写真から、説明が分かりやすいということで、これをぜひ、学校のほうではどんなふうにご利用されておりますか。もし分かったら教えていただきたいんですが。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 小学校では、社会科ですとか総合学習の授業の時間に教材として使っているという実績があります。また、この「池田ものがたり」ですけれども、町のホームページからダウンロードできるようなものになっていますので、必要に応じて閲覧できるようにしております。よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 町民の皆さんも、知らない方も結構いらっしゃると思います。特に高齢者の方はどうなのでしょうかね。その辺のところで、私たちも一緒に、もう一度改めて池田のよさ、文化を改めて考えさせるきっかけのこの本をぜひ愛読したいなと、そんなふうに思っております。

先ほどの町長の話ですが、ぜひこういう文化を、やはり日頃、町民の皆さんと議論を戦うというか、そういうこともテーブルが必要ではないかなと、そんなふうに思いますが、そういう機会が、こういう文化を語るとか、そういうようなことは、町長、どうでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 大いにやっていきたいというふうに考えておりますが、現在、ガイドマスター等で講座をつくったり、いろいろな形で、池田町の文化等についての講演会等、開催しているかなというふうに考えております。

町としましては、今、資料館ができましたので、私は当初から、資料館を造るべきと主張してきたんですけれども、ようやくそれが実現しましたので、今、学校関係の先生方に聞いてみますと、必ず一度はあそこに行って、池田町の文化芸術に触れるということをやっているようでありますので、あの資料館を大いに利活用しまして、池田の文化に触れてもらい、また継承してもらおうということで、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 本当に資料館が、とても皆さんの、地元の文化を結集されているところで、非常に喜ばれているというお話も私も聞いております。

そこから、次のところにいきたいと思うんですが、文化財資料館・浅原六郎文学記念館を通した文化振興はということなんですが、文化財資料館が開設され、貴重な文化財を目にす

ることができ、関心が高まっております。限られたスペースの中で、各地域から預かっている文化財等はどのように回転され、住民に発信されるのでしょうか。

また、池田学問所開設から233年を迎え、この教育精神をこれからも生かしていく先人の残した豊かな文化財は、子供の心の教育を深める土壌であります。故郷を大切に思う未来の子供たちに託したい様々な文化財産を学校教育にどう生かし、文化的な伝統を尊重する心の育成を図っていかれるのか、今後の取組やお考えをお聞きますということです。もしお答えが準備されればあれですが、ちょっと重複しますので、もしこれからの中で、ちょっとお答えいただければと思いますが、これはというところがあったら、簡単で結構ですので、お願いいたします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

文化財資料館につきましては、各地域から預かっております文化財について、専門的な視点から価値の判断を行う必要がございます。議員のおっしゃるとおり、展示スペースには限りがございますので、お預かりしている文化財全ては展示できない状況であります。できるだけ展示替えを行い、歴史的価値や希少価値があるものをまずは展示してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 4 番（横澤はま君） よろしく申し上げます。

それで、これは私の一方的なアイデアというか、考えなんですけれども、これから何十年先の子供たち、人口も減少していきます。学校がどうなるか、1校が2校になるのかなと、そういったときによく、池田町ではありませんけれども、私も経験したところで、学校の中にそういった文化財というか、空き部屋に陳列して、極端に言うと、昔の農具ですとか、そういうものを展示した学校がありました。そういうところも、何か空き教室といいますか、そういうことも一つのアイデアかなと思いますが、これはちょっと想像つかないかなと思いますけれども、そんなところはいかがか、町長どうでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今おっしゃられるような学校もあったかなと思います。身近に資料等があるということは、非常に子供の教育にとっても重要なかなと思います。環境が許されれば

ということになるかと思います。現状は空き教室というものが、あるようでないというのが実態でありますので、なかなかそういうことの設置もできないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 一つの例でありますので、そういった、やはり子供といつも、共同体
というか、行けば文化が、あそこが見えるなど、そういうような一つの提案でありますので、
またどこかにそういうことがありましたら、ちょっと思い出していただければと、そんなふう
に思います。

次にまいりたいと思います。岡麓の「内鎌草庵」の文化財保護についてであります。

岡麓は、1877年から1951年、正岡子規の直弟子で、アララギ派の歌人であります。内鎌に
住みおき、７年ほど住まわれたと。町の文化向上に活力を与えた文化人であります。功績を
たたえ、内鎌草案が残されておりますが、保存管理、環境整備は十分な状態にあるとはいえ
ず、心配されております。

池田町ゆかりの多くの文化の俳句、短歌が残されております。文化は住民共通のよりどこ
ろになるもので、内鎌草案の家は文化的価値を評価し、町づくりの財産の一つであり、貴重
な文化財を保護していくべきと考えますが、町の対応をお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

岡麓「終焉の家」につきましては、管理人の方が平成26年３月に亡くなり、最近では管理
が以前のように行き届かず、職員と地域ボランティアで草刈り等の手入れを行っております
が、近年、来館者はほとんどない状況であります。

建物自体の今後の方向性につきましては、かねてより町に寄附をしていただいた、同じ敷
地内にある管理人だった方の住居も含め、活用方法を検討することになっております。現在
のところ、管理人だった方の住居に残っている動産について、遺族への相続が難航し、いま
だに処分ができておりませんが、今後の方向性につきましては、文化財保護委員会と教育委
員会におきまして、継続的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

- ４番（横澤はま君） この前にもそのお話をお聞きしましたので、なかなか難しいことかと思えますけれども、ぜひこれを残していただく形で、また御努力をいただきたいなと、そんなふうに思います。

次にまいりたいと思います。

文化芸術プロジェクトチーム設置についてであります。

厳しい財政状況が続く中、心のよりどころである美術館、創造館、クラフトパーク、一連の運用に様々な課題が山積です。恵まれた文化施設は町民共有の財産ですが、今後の美術館の在り方や、ふるさとの見える丘の名のごとく、クラフトパーク一帯の環境をどう再構成していくのか。多くの住民が主体的となり、議論を重ね、アイデアが創出されてこそが、住民主役による協働町づくりにつながるのではないのでしょうか。

そこで、文化芸術プロジェクトチームの設置を提案します。

なお、今まで議員さんのほうでそれぞれ、クラフトパーク、美術館のことについては質問されておりますが、私の場合は、ぜひ文化芸術プロジェクトチーム、これがやはり設置できないかということで、こういうところから、やはり町民の意見から、またアイデアが出るのではないかなということで、お尋ねしたいと思います。

- 議長（矢口新平君） 下條課長。

- 生涯学習課長（下條浩久君） お答えいたします。

地域文化振興は、地域で育まれ継承されていくものですから、主役は地域住民であると認識しております。多様な方々が参画し、アイデアを出していくには、行政主導ではなく、地域住民主導の自立した組織であることが望ましいと考えます。現在のところ、プロジェクトチームの設置は考えてはおりませんが、地域住民の間でプロジェクトチーム等が立ち上がるようになりましたら、行政として、できる限りの支援していきたいというように考えております。

以上です。

- 議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

- ４番（横澤はま君） そうすると、地域からそういう設置をされればということで、そういう解釈でよろしいのでしょうか。その辺をまた検討させていただいて、大勢の皆さんに、どうするかということを決めさせていただきたいと思います。またその節は、お願いしたいと思

います。

さて、次にいきます。

3の健康で明るい町づくりの生涯スポーツ推進についてであります。

スポーツを通し、幼少から体を動かし楽しむ経験を積むことは、健全な心と体づくりにつながるものです。池田町が目指す生涯スポーツ推進につき、お尋ねします。

なお、一番後ろのほうに、すみません、1987年の中山竹通さんを語ろうという、たまたま日刊紙に入っておりましたので、大変申し訳ないかなと思いつつ、資料として添付させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

あずみ野池田ハーフマラソンの復活であります。

オリンピックで思い出すのが、広津出身の中山竹通さんのソウルオリンピックとバルセロナオリンピック、ともに4位入賞の活躍は町民の誇りです。これを御存じの方は、多分30代の方は分からないのではないかなと思いますが、そういう中で、広津の梅の尾の神出というところだそうですが、神出にある実家です。写真も私、ちょっと申し訳ない、撮らせていただきました。本当に、家が神出の奥であります。もうそこ以上、道はございません。その山、実家の山、谷、坂を駆け下りてきて、そして、そういった生活が、強靱な体が培われたのではないのでしょうか。

このようなことがきっかけで、あずみ野池田ハーフマラソン大会が開催され、20年以上続いてきましたが、取りやめとなり、大変残念であります。どのような理由にせよ、当時の町民意識をつなげることは、活力を生み出すスポーツ振興の大切なことと思います。池田町が誇る中山竹通さんのマラソン人生は、未来を開く子供たちの生きる力への応援メッセージであり、大いに語り続けてほしいなと、そういうふうに思っております。

なお、中山竹通さんは、昭和63年でしょうか、池田町の名誉町民1号ということで、町長室に写真が掲げられております。そういったことで、オリンピックを機に、大いに語っていただきながらも、オリンピックを機に、スポーツを通して、健康で明るい町づくりとしたハーフマラソンの復活に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

以前開催されておりましたハーフマラソンでありますけれども、参加者の減少、経費の負担、安全対策等の問題により、中断を余儀なくされました。大会運営には運営費、運営スタッフが必要でありますし、また、大会を安全に開催するためには、警備に多くの人手がかか

ります。この人集めも、当時と状況が変わって、事故等が起きた場合の責任問題から、安協、自治会等からの協力が得にくい状況にあります。

運営予算の確保、安全に大会を開催することができないことから、ハーフマラソンの復活は現在は考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 中山竹通さんの、ここにもやはり「池田ものがたり」に出ておりますが、これほど全国に流されたということについて、私たちの、やはり中山さんの素晴らしい精神力と体力と、あの広津から下りてくる、そして池高へ通ったという、こういう精神は、やはりどんなスポーツでも通用するかというふうに思いますが、今の子供たちを見ますと、やはりいろいろな制約の中で、体力づくりというのは本当に、なかなか思うようにいかないのが現状でありますけれども、しかし、これほど大きなハーフマラソンをやったんですが、小さくても私はいいのではないかと思います。どんな小さいマラソンであっても、大町市ですかね、北アルプスマラソンというのが、ちょっと延期になったんでしょうか。それでもやるという、続けていらっしゃるという話をちょっと聞きましたけれども、ぜひ検討していただきたいと。

それで、大かえで倶楽部もありますので、そのところの経費や、いろいろ問題があります。相当にお金がかかったという話も、先ほどちょっと聞いたばかりなんですけれども、そういうお金をかけなくても、こういう中山選手が出たというつながりの中で、何とかみんなで健康づくりをしていく、マラソンをみんなで快く、ここの高瀬川の堤防を、まさに素晴らしいところだと思うんですね。小さくてもいいから、そういう、今の「大かえで倶楽部」とちょっと相談していただいて、何とかそういう復活が、復活というか、全面的な復活ではないんですが、それに等しいというか、小さいものでもいいから何とかできないかというところで、もう一度、町長、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 当時からしますと、大分時代も変わってきたというのが実態かなと思います。当時は3,000人からの選手が集まったということではありますが、それが最近では年々減少して、恐らく今募集しても、数百人もいかないのではないかなというのが実態かなと思います。

子供たちが走るということに対する喜びが、どうも当時とは、やはり違ってきているとい

うのは私は感じています。そんなことから、今、大かえで倶楽部とは、走るのがスポーツの基本でありますので、走ることの喜びを感じられるような、そんなところをもう一度考えてみたらということでは投げかけております。

そういう基本的なところから、走る喜びを感じた、そういうことで機運が盛り上がってきましたら、また考えられる余地は出てくるかなと思いますが、現状、今申し上げましたとおり、安全面というのが非常に重視されます。今回も大町マラソン、今日の新聞ですかね、載ったようでありますけれども、警戒区域から500人を超える応募者があるけれども、今現状では断れないんだと。申込みのときにそういう条件つけていませんでしたので、それでどうするかということで、大変悩んでいるというような記事が載っておりました。

とにかく、現代では、安全面をどう確保するかというのが非常に大きな問題で、長距離道路を確保するのは困難な時代かなというふうに考えております。いろいろな状況から、状況が許されましたら、また考える余地は出るかなと思いますが、現状ではちょっと難しいというよりも、無理かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 全く駄目ではないというふうに伺っておりますので、ぜひ長いスパンというか、この状況を脱した中で、ぜひ大きいものでなく、小さいものからやれるような、そういう、ひとつ御検討をお願いしたいということで、町長、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次にまいります。

最後であります、すみません、3になっておりますが、4であります。食育の町づくり「池田町食育条例」についてであります。

「あづみ野池田いきいき食育条例」の取組はということで、飽食時代、食材・料理の多様化、そして外食や加工食品の増加、それに伴い栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食生活に起因する多くの問題が生じており、また、食料自給率の低下、食品ロス、コロナ禍の感染予防の食事、最近では専門家は、米などを主食にする日本型食生活は非常に感染予防によいということでデータが出ております。そういった問題も拝聴しております。

このような問題を解決するために、あづみ野池田いきいき食育条例の制定をこの9月に上

程し、町の食育推進計画に反映させ、全町的な課題として取り組んでいきたいと考えます。関係団体からの意見、パブリックコメント、町民説明会を経て、行政の関係担当課とも幾度か協議を重ねてきました。老若男女が健康長寿の食育の町づくりを目指します。

昨年一般質問では、町長から、行政の職員と力を合わせ、よりよい池田町らしい条例を願っているとの思いをお聞きしております。改めて、食育条例の取組について、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、食生活は健康維持・増進のためには不可欠な要素であります。町では食育推進計画を立て、食育に取り組んでいるところでありますが、１期目が終了する時期となりましたが、減塩運動を展開するなど、成果が上げられているものと考えております。ただいま第２期の策定に入っておりますが、より充実したものとなると考えております。

議会の皆さんは議会として、食育条例制定に取り組まれ、多くの歳月をかけ、このたび、まとめられましたとのこと、その御尽力に敬意を表するものであります。町職員との調整も調ったとのことですので、制定に向け、法令整備を進めてまいりたいと思います。

なお、食育推進計画も進行中ですので、町民の皆様に混乱なきよう、整合性を図りながら進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 十分な、そういう今の町長の御指摘でありますので、整合性をしっかりと見極めて、これで進められればということで、ありがとうございます。

やはり食育というのは、一般的に決められた条例、条例というふうに、よく町民の皆さんからもお声をいただきました。全部頂戴した中で、やはり池田町は健康でいくなだと、財政云々の問題ではなくて、健康が、先日も100歳が長野県は上から７番目なんだそうですね。そういう長寿の長野県、長寿の池田町、それにはやはり人は健康であること、これが一番大事な幸福であると言いますけれども、この条例も決して押しつけではありません。

そういう中で、互いに食べるという意識、そして、それを食べる、おいしい、それが私たちの生きる力だというふうに思っております。それについても、議会も一生懸命、共に町民の皆さんと、そして行政の皆さんと歩みたいと、そんなふうに思っております。

以上で、私の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（矢口新平君）　以上で、横澤はま議員の一般質問は終了しました。

散会の宣告

○議長（矢口新平君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会　午後　４時０９分

令和 3 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和3年9月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年9月16日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	大 出 美 晴 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	和 澤 忠 志 君	10 番	那 須 博 天 君
11 番	倉 科 栄 司 君	12 番	矢 口 新 平 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

- 議長（矢口新平君） おはようございます。
ただいまの出席議員は12名全員であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

一般質問

- 議長（矢口新平君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

服 部 久 子 君

- 議長（矢口新平君） 6 番に、8 番の服部久子議員。
服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

- 8 番（服部久子君） 2021年 9 月議会一般質問を行いたいと思います。8 番の服部久子です。
4 点お尋ねいたします。

まず、コロナ感染から子供たちを守る取組についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の変異株「デルタ株」の現在（8 月末）の陽性率は92%、ウイルス量は従来ウイルスの1,200倍、感染力は2 倍以上、死亡リスクは2 から3 倍とされており、二十歳未満の感染者が急増し、7 月20日から 8 月17日までの感染者数は1 か月で6 倍となっております。特に保育園児、小・中学校の子供への感染が拡大しています。子供も重症化する危険があり、以前は家庭内感染で親から子供へ感染していましたが、今は子供から親に感染する状況も指摘されております。

特に保育園児は、マスクの装着は困難で、園児同士が密になることも多く、ワクチンを打っていないので、大人がしっかり子供を守る対策をとる必要があります。子供たちを感染か

ら守る町の取組をお聞きいたします。

まず、保育園、学校、児童センターでどのような感染防止対策をとっておりますか。また、6月議会で決まった水道の自動水栓は、保育園、学校、児童センターに設置されたでしょうか。

1日、園児1人の感染が判明しましたが、その後の他の園児の検査結果はどうでしょうか。議会協議会で報告がありましたが、保育園の現在の状況を公表できる範囲でお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

○教育長（竹内延彦君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスへの感染予防策としては、当初より児童・生徒や教職員のマスク着用、手指のアルコール消毒、三密の回避を徹底しておりますが、再三の感染拡大に伴い、保育園、小・中学校や児童クラブ等の施設への体温測定器とアルコール消毒器の設置を進め、また、小・中学校では、県の補助金や国のコロナ対策交付金を活用したスクールサポートスタッフを配置し、教室等の消毒作業も徹底しております。

デルタ株に置き換わってからは子供への感染拡大も深刻となり、家族からの感染の懸念も高まっていることから、保育園、小・中学校共に各家庭への感染防止の注意喚起を丁寧に行い、国や県の指針に基づき、学校行事や中学校の部活動の在り方も慎重に検討し対応しております。

保育園、小・中学校や児童クラブ等への新型コロナ対策交付金を財源とする非接触型の自動水栓の設置につきましては、全国的に設置のニーズが高まる中で品薄状態が続いており、現在まだ設置できておりません。引き続き納入業者と協議しつつ、少しでも早く設置できるように努力します。

8月下旬から9月初めに保育園で2名の陽性者が確認されましたが、その後、当該園児の家族や他の園児、職員のPCR検査の結果は全て陰性となり、感染拡大は現在食い止めることができている状況でございます。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 新型コロナウイルス感染症の感染力は、発症前後が強いといわれてお

ります。無症状の感染者を確認することが感染を拡大させない早道と専門家は指摘しております。コロナ感染から１年８か月以上たちますが、国は検査体制を強化せず、今の災害的感染状況が生まれています。

最近になって、国は抗原検査キットを小・中学校、幼稚園に80万回配布し、主に教職員と４年生以上の児童が対象とされておりますが、教職員に優先してワクチン接種を行うと方針を出しました。具体的には、町はどのような取組を進めていくのでしょうか。小・中学校、保育園、児童センターの職員と子供たちのワクチン接種の状況と検査方針をお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

保小中、児童クラブ等の教職員の感染防止につきましては、そのための予防策の徹底と環境整備はもちろんのこと、一人一人の職員の意識喚起を繰り返し行っております。

教職員のワクチン接種についてですが、ほかの自治体よりも早い段階の６月下旬から７月下旬にかけて全職員が接種を受けております。

なお、国から無償配布される予定の抗原検査キットにつきましては、保小中共に希望は出しておりますが、現在まだ配布されるに至っておりません。

また、子供のワクチン接種につきましては、12歳以上の中学生ということで、希望者ですけれども、ワクチン接種を２回目まで終了したところでございます。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔８番 服部久子君 登壇〕

○８番（服部久子君） ８月14日の新聞報道なんですが、松本市はウイルス感染の陽性者の早期発見を促すために、希望者に抗原検査の簡易キットを無償配布すると方針を示しました。7,300人分キットを県から取得して配布するそうですが、抗原検査はＰＣＲ検査に比べて精度は劣りますが、判定の時間が早くて感染の目安となるので実施するそうです。

県は、感染力が強いデルタ株が拡大している中、早期発見のため、簡易キットの配布を計画しておりますが、町もぜひ県に希望を出して、陽性者の早期発見をしていただきたいと思います。陽性者が初期の段階で治療できるよう、方策を立てていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、町としても、教育委員会を通じて県のほうに抗原検査のキットの要望は出しております。それがいつ届くかということにもよりますけれども、届きましたら、より迅速に不安のある児童・生徒、教職員等にそういった抗原検査キットが使えるようになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 県の対策は、国が80万回配布しというこれと多分関係しているのかなと思うんですが、この方針を菅さんが出したのはもう大分、1か月ぐらいになるんだと思うんですが、これがまだ希望を出してもわたってこないというのは、国の相変わらずのそういう施策かなと今思ったんですが、これはどこの自治体も希望を出していると思うんですが、再三催促するのなんなんですが、もう一度改めて国とか県に、その担当のところに催促をしていただいたほうがよいかなと思うんですが、幾らか違うのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） そのように再度県のほうに確認をしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 下條村では、抗原検査、PCR検査に本人と家族に助成金を出しております。本人の検査の場合は抗原検査は8,000円、PCR検査は2万円、家族の場合は抗原検査5,000円、PCR検査1万8,000円の補助をしております。

デルタ株の感染が猛威を振るっている中で、池田町でも毎日のように感染者が出ています。これ以上感染者を出さないよう、町でも何か取組を示していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

町長、お願いします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この件につきましては、教育長のほうで答弁を用意しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 私よりお答え申し上げます。

感染者のほとんどが変異株に置き換わっているといわれる状況においては、誰もが感染してしまうリスクがあると考えざるを得ません。大切なことは、感染者や濃厚接触者に関する情報をいち早く把握し、感染拡大防止のための最善策を講ずることです。子供がいる家庭に対しては、少しでも体調が悪い家族がいる場合には、用心して子供の登校や登園を控えていただくように繰り返しお願いをしております、保育園や小・中学校でのクラスター感染を絶対に出さないよう、細心の注意を払っております。

保小中それぞれに引き続き各家庭との連携を丁寧に図りながら、保護者の理解と協力もさらにお願ひしつつ、子供たちの感染防止に日々丁寧に組み込んでまいります。また、あわせて、保健所とも密に情報共有をしておりますので、何かあった場合にはよりスピーディな情報収集にも努めたいと思っております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 今日の新聞報道で書いてあったんですが、県がコロナ対策の補正予算 162 億円出すということで、その中で検査体制を強化するというで 11 億 1,200 万円補正予算を出すということになったという報道がありました。県もデルタ株の感染が 10 歳未満の子供さんまでにきていることに危機感を持たれて、何とか抑えようということだと思んですが、これとさっきの検査キットの配布とはまた別だと思いますが、こういうこともあるので、ぜひ利用がどういうところに可能かということをお県に具体的に問い合わせていただいて、何とか利用できるようだったら利用していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員の御質問にお答えいたします。

また県の保健所のほうにも確認しまして、どのような形で使えるかということで聞いてきたいと思ひます。また、デルタ株は本当に議員おっしゃるように物すごい感染威力がございますので、今回教育委員会と保健所と話し合ひまして、かなり広範囲で、園皆さん検査をしていただけるとか、そのように県のほうでも配慮していただき、早めにクラスターにならないような対応をしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 町長の答えをお聞きしたいと思います。

○ 議長（矢口新平君） 甕町長。

○ 町長（甕 聖章君） ただいま担当から申し上げたとおりであります。県・国とも非常にデルタ株の感染については神経を使っているところであります。それを受けまして、大いに連携をいたしまして、感染防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） ぜひよろしくお願いいたします。

それからもう 1 点、文部省が 8 月 27 日に、学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインを発表いたしました。学校内で感染者が出た場合、臨時休校の可否を判断する際の基準となる指針を出しました。全国的に保健所業務が逼迫していますので、学校が主体となって子供への感染拡大を防ぐことが目的とされております。通知では、感染した児童・生徒と同じ学級、部活、寮に所属する子供をリスト化して、無料で受けられる行政検査の対象候補とするよう求めています。

これまでは学校で感染者が出ても、濃厚接触者に当たらなければ国の行政検査の対象になりませんでした。今回文科省は、子供の行動履歴を特定することは困難だとして、広く検査をする方針を出しております。町はこの方針に基づいて、対策をどのように進めていくのか、お聞きします。

今度感染者が出た場合、保育園の対応をお聞きしましたが、施設全体の検査も考えていますでしょうか、お聞きいたします。

○ 議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○ 教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

5 月の連休中に中学校で 1 名の陽性者が確認された際には、保健所の指導に基づき、同じクラスや部活の他の生徒への P C R 検査を実施いたしました。その後、小・中学校では感染は出ておりませんが、万が一また陽性者が確認された場合にも、議員御指摘のように、保健所の指導に従って、P C R 検査をはじめとする慎重な対応をお願いしていきたいと思っております。

保育園の場合は、特に園児同士の接触が小・中学校に比べてどうしても密になってしまうことから、今回のように陽性者が判明した場合は、小・中学校以上に慎重な対応となり、保健所ともしっかり協議をしながら P C R 検査も園全体に行われることとなります。

なお、教育委員会では、国や県の指針に基づいた小・中学校の学級閉鎖や学校休業等についての基本方針を9月9日に保護者と町民の皆様に、ホームページやすぐメール等を通じてお示しをしておりますが、濃厚接触やPCR検査が必要とされる場合の説明を記載して、保護者や町民への理解をさらに進めることで、家庭や地域においてより確実に子供たちを感染から守る意識を高めてまいります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） ぜひ国とか、県の情報をつかんでいただいて、しつこく問い合わせとか、催促していただきたいと思います。

では、次にいきます。

3歳未満児の保育料の減免をお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束する見込みが見えない中、私たちの生活に経済的、精神的に大きな負担が強いられております。コロナ感染症が原因で派遣社員や非正規雇用者は解雇や減収を強いられ、正社員でも解雇の勧誘があり、不安定な状況下に置かれております。令和2年度の出生数が例年の約半数にとどまっていることもそのあらわれではないかと考えます。町の支援を求めてお聞きいたします。

現在町の保育利用負担は、1号認定と2号認定の3歳以上児は無料ですが、3号認定の3歳未満児の保育料は、子育て世代にとっては大きな負担です。未満児の保育標準時間を利用している保育料は、第3階級の月額1万7,000円から第8階層の月額7万3,000円となっております。1人分の保育料でも大きな負担ですが、未満児2人を預けますと、3号認定の5階層の場合、第1子が3万8,700円、第2子が半額の1万9,350円で、合計が月5万8,050円の負担になります。第8段階では、2人預けますと月10万9,500円となります。3歳未満児は令和2年度は34人でした。1人につき1万円減額するなど、町財政でもできる支援をして保護者の負担を少しでも軽くなる取組ができないかお聞きいたします。

子育て世代の負担を軽減することが若い世代の移住・定住にもつながっていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染流行により影響を受けている子育て家庭へは、国から昨年度臨時

特別給付の支給、現在も低所得家庭への生活支援特別給付金等の支給など、様々な支援が行われております。町でも、子育て世帯応援臨時給付金支給など、支援を行ってきました。影響を受けているのは保育園児のいる家庭だけではないので、その部分だけ負担軽減をするのは不公平ではないかとはいえず考えるところであります。

保育料については、御存じのとおり所得額により料金が決定し、3歳未満児の今年度の状況は、児童37人中8人は所得による基準の区分が無料となっております。また、第3子以降保育料が無料となることや、ひとり親世帯や障害者がいる世帯や多子世帯への減免制度もあること、さらにコロナの影響により所得が下がれば保育料も下がることから、町では3歳未満児への保育料にのみ焦点を当て支援するだけではなく、町民全体で影響の出る事業者や家庭への支援を今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 子育て世帯の支援をやることは、それに特化したということで非常に目立つと思うんです。それで、今の町財政を考えると、町民全体に、では、コロナ対策でやってくださいと言っても非常に大きな額になりますので、何とか未満児の負担が多いので、今日提案しております。

それで、コロナ禍で自殺者が大幅に増加しております。今年1月から6月の全国の自殺者1万784人、前年同期と比べて13%増えております。特に女性の自殺が男性と比べて多くなっておりまして、昨年11月の調べでは前年同月比28%増えております。女性の過半数は雇用状況が不安定、それから、コロナによる事業不振の影響を受けやすいということが原因ではないかと考えられております。

コロナが長引く中、生活の息苦しさが重くのしかかる状況が生まれております。生きづらさを少しでも取り除くための政策が必要です。今困窮している子育て世代、すぐにできる支援をお願いしたいと思います。この未満児、今対象者も幾らか少なくなるということですが、30人前後の支援、今の町財政でもできるかと思うんですが、もう一度考え直していただけないでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この問題につきましては、前回も困窮者の問題ということで指摘をいただいておりますけれども、町ではあらゆる機関を通して、全ての住民の皆さんの相談を受

け付け、それに寄り添いながら対応しているところであります。一くくりにしてこの部分に焦点を当てるといふ政策はっておりません。そういう点からも、先ほどお答えしましたように、3歳未満児だけに焦点を当てるといふ政策は今のところ考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 次にいきます。

兵庫県明石市では、子育て支援を充実させ、6年連続人口が増加しております。2019年の出生率1.70となり、全国平均の1.36を大きく上回っております。保育料を2人目から無料にし、おむつ定期便と名づけて、子育て見守り支援員が毎月無料でおむつを届けて話を聞く事業、それから、小学校28校区あるらしいですが、子ども食堂を44か所で開設し、保育士定着支援金など、工夫を凝らした市独自の17の支援策を子育て支援でしております。余りお金をかけずに子育て世代にとってよいと思われることをどんどん進めております。

池田町でも町民や若い子育て中の職員の提案に耳を傾け、子育て世代応援の事業を実施していただきたいと思います。町長、そのお考えはあるでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、子育て世代の応援は、人口増加の観点からも重要であると考えております。子育て支援事業は、各市町村でそれぞれの特徴を持って行っていると思いますけれども、当町の支援方針といたしましては、保護者主体の子育て、子育て世代の孤立の防止、多職種、多機関の連携による包括的な支援を指針として進めております。

事業の特色の一つといたしましては、妊娠期から助産師が親と丁寧なやり取りをして、保護者のニーズに応じて積極的に対応して、良好な関係を築いております。その結果、親が子育て等に困ったときには、親自身から助産師に相談する関係ができ、また、助産師の範疇でない相談は、助産師からの報告を受け、多世代相談センター等の専門機関で対応できるようになっているのが特徴であります。

今後は職員提案等を得ながら、当町の子育て世代への支援を積極的にアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

- 8 番（服部久子君） もう一度言いたいと思いますが、未満児の保育料、非常に負担が大きいと思います。それで、町全体、町民全体ではやりたいが、特化したことはできないようなことを言われましたけれども、特化したことをやることによって、そこが目立って、子育ての応援を町はしっかりやっているんだな、子育て中のお母さん、特に非正規雇用で働いているお母さんはお給料が安いので、これは助かるわと、未満児を預けているお母さんがそういうふうに思われると思うんです。ぜひそれを少し考えていただければなと思うんです。30人前後の子供さんですので、何とか町の財政でもできると思いますので、ぜひ引き続いて頭の片隅に入れていただきたいと思います。

次にいきます。

民営保育園を誘致する方針はあるのかということでお聞きいたします。

国は保育の受け皿を整備し、待機児童を解消するとして、平成30年度から子育て安心プランをスタートさせましたが、認可保育所でなく、基準が低い小規模保育や認可外保育を促進し、職員配置基準緩和が行われてきました。園庭、ホールのない保育園が増え、保育環境が後退してきました。その結果、公立保育園の廃止や民営化が進み、認可保育園の60%を占めていた公立保育園は現在35%まで減少しております。令和3年度から新子育て安心プランをスタートさせましたが、常勤保育士から短時間勤務保育士へ置き換えが進む方向で、保育の質が確保されにくくなるおそれがあります。保育を町の責任で実施することを求め、お聞きいたします。

会染保育園建て替え問題で、会染児童センターを使用する中間答申に、3歳未満児は民間保育事業を誘致するという計画がありました。児童センターを保育園に使用する案は住民の反対が多くて撤回されましたが、民間保育事業所の誘致の方針は、今でもまだお考えがあるのでしょうか。このときは児童センターが狭いので、3歳未満は民間保育を入れるというような考えかなと思ったんですが、まだ民間保育を誘致する考えはおありでしょうか、お聞きいたします。

- 議長（矢口新平君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたしますが、会染保育園の老朽化問題を解決するために、教育大綱普及推進研究部会では、年度内に最終答申を出すべく議論を進めております。財政状況や地域性、また、保育環境に対する子供と保護者、地域住民の要望など、様々な観点を踏まえてまとめられると聞いております。

会染保育園の課題解決において最優先すべきは、保育の質が担保される環境づくりであります。そのためには、民間保育事業者との連携についても排除せずに、丁寧な議論を進めることが大切であると考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 今、民間保育所の考えを排除せずと言われましたけれども、そうすると、今の会染保育園をどういうふうになるか分かりませんが、規模をもし公の保育園を小さくして、未満児だけは民間保育に誘致するとか、そういう分けるような考えもあるのでしょうか。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） 先ほど申しあげましたように、研究部会で検討しておりますので、そこで十分いろいろな意見を総合的に検討されていることと思います。町といたしましては、その結果を待ちたいというのが今の現状でございますので、先ほどお話ししましたように、民間事業者につきましても、この中で議論の対象にはなっているのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 町長のお考えとして、民間保育所を入れたやり方で会染保育園をどうするかということを打ち消さないということは、町長もそれには賛成で、そういう方針でしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 麩町長。

○町長（麩 聖章君） 先ほどお答えしましたように、最優先すべきは保育の質の担保ということになりますので、そういう前提で民間事業者がどういう形態なのか、これによってよりよい保育の環境ができるとするならば、排除するものではないということであります。いろいろな角度で検討しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 教育長のお考えをお聞かせください。

○ 議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○ 教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

町長も申しておりますけれども、教育委員会としても保育の質をどうしっかり担保するか、また、より上げていくかということを最優先に検討する中で、私としても教育委員会としても、民間保育事業者が一概に質が低いというふうには思っておりませんので、よりいい事業者の選定も含めて、池田町にとって最善の選択肢を見いだすように、部会のほうで検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 大分前ですけれども、二、三年前に、穂高のニチイが経営する民間の保育園、見学させてもらいましたけれども、園庭とか、ホールがなくて、子供さんを預かるお部屋が2つぐらいあって、あと台所と、やはりちょっと狭いなという感じです。民間となると、もうけがもし赤字になれば、これはもう駄目だというふうに年度途中でもやめることがあると思います。その場合、保護者は仕事を続けるか続けないかというような非常に大変なことになりますので、そういうことも考えたら、民間はちょっと不安定かなと思います。

それから、7月に福岡県の保育園で、保育園の送迎バスの中に園児1人が取り残されて、それから9時間後、死亡に至ったという事件がありました。これも民間の保育園でした。民間保育園は財政上しっかりもうけを出すためには、職員数をぎりぎりに多分運営されていると思うんです。その点、公営の場合は、もしぎりぎりではなくてもしっかりと国の基準に沿って、ホールの広さ、教室の広さ、それから園児の数に対しての保育士の配置、それはきちり守られて、預けるほうにとっては非常に安定して安心があると思うんです。

こういう悲劇を生まないように、民間を入れて選ばれるんだったらいいんです、いや、私は民間のほうに行きますと。ではなくて、もう民間しか選べないというふうに、例えば3歳未満児はもう民間を利用するしかないんですというようなことだったら、ちょっと保護者にとっては不幸だなと思うんです。だから、民間を誘致する場合は、公でもしっかりしますけれども、民間がきてもどっちを選ぶかは保護者の自由というそういうような状態だったら、私はいいと思うんですが、そうでなかったら、やはりちょっと問題かなと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） いずれにいたしましても、今検討、研究中でありますので、議員の御意見は御意見として承っておきます。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 次に進みます。

病児保育の充実についてお願いいたします。

病児保育が昨年10月から大北地域 5 市町村で実施されました。県内のほかの地域に比べ、実施が遅くて、働く母親にとっては待ちに待った事業です。これから徐々に事業の充実を図ることを求めて質問いたします。

令和 2 年度登録人数は大北全体では57人ですが、町の登録人数は 1 人、利用人数はゼロでした。また、令和 3 年度 6 月末現在、登録人数は池田町 5 人です。働く母親にとってはなくてはならない事業ですが、松川村の登録者16人と比べて利用が非常に少ないのは、周知が足りないのではないかと感じたり、それから、事業が利用しづらいのではないかと感じたり、いろいろ考えられます。子育て世帯の多くが共働きをされて、子供がもし病気になれば、母親が休む傾向があります。特に女性は非正規雇用が過半数を占めておりますので、コロナ禍で休みを取るということになると、解雇の不安もありますので、休みづらい状況があります。

女性の社会進出を進めるためにも、病児保育を充実させ、女性が仕事を安心して続けられる施策を求めてお聞きいたします。

まず、町民に周知してもらうためには、町のホームページや広報に載せるだけでなく、直接対象者の保護者に病児保育のお知らせを配布して説明したのでしょうか、また、保育園・園児の保護者の説明会でも周知を図られたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたしますが、北アルプス連携自立圏病児・病後児保育の周知について、事業開始時の令和 2 年10月に、町広報、防災行政無線、町ホームページでお知らせをしたほか、町立認定こども園園児家庭には、直接メール送信により御案内をいたしました。今年度も町ホームページで改めて御連絡をしたほか、町立認定こども園園児家庭にはメールで、認可外保育園等園児家庭には文書でお知らせしております。

町立認定こども園入園説明会では、煩雑になりますので周知は見合わせておりますが、今

後も適切な時期に適切な方法で周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） すみません、2 つに分けてしまいましたけれども、次に、安曇野市が豊科の日赤病院で病児保育を実施しておりますけれども、利用者の対象者を保護者が市内で勤務している人も、池田町で安曇野市にお勤めの方は該当するというふうになっております。こういうことも、病児保育が利用できるならということで周知をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○議長（矢口新平君） 養町長。

○町長（養 聖章君） 安曇野市病児・病後児保育事業の周知は議員御提案のとおりでありますけれども、令和 2 年 3 月から新型コロナウイルス感染症対策のため、受入れを中止しているということであります。事業再開後、改めて対応したいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） さっきの答えて、保育園の入園時に、説明が煩雑になりますのでというようなことで、御説明をしていないというような答えだったんですが、チラシを渡すだけでもいいかと思うんですが、ぜひ入園時は保護者にそれをしていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

それから、北アルプス広域の病児保育の対象児童は、今は満 1 歳から未就学児になっております。近隣の松本市、安曇野市を見たら、生後 5 か月、6 か月から小学校 3 年生までの低学年までになっております。利用対象年齢を広げることも利用しやすい事業になると思います。改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 養町長。

○町長（養 聖章君） それでは、お答えいたしますが、小学生の利用について、議員のお話のとおり、安曇野市や松本市の事業は有料であります。小学校 3 年生まで対象となっております。御提案のとおり、北アルプス連携自立圏でも、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） よろしく申し上げます。

それから、これが本命なんですけれども、松本市は病児保育を 4 か所で実施しております。それから、大北地域は南北に長い地域ですので、池田町のあづみ病院が何とか実施してもらえないかなと思って、前から希望を出しているんですが、特に大町病院まで池田町から大体 30 分ぐらいかかるんです。そうすると、特に冬は雪が降っておりますので、北へ行くほど雪が深くなります。熱を出した子供を 1 時間ほど早めに車に乗せて、家を出て、預けて、それから松本や安曇野市のほうに働きにいくということは大変な負担がかかると思うので、ぜひ自立圏の事業として、大町病院と合わせてあづみ病院での病児保育を求めて、お聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 麿町長。

○町長（麿 聖章君） それでは、お答えいたしますが、北アルプス連携自立圏事業はまだ始まってから 1 年経過しておりません。また、新型コロナウイルス感染症流行のため、利用をちゅうちょされる方もいるというふうに聞いております。実施場所を増やすどうか、今後の利用の動向を見ながら、北アルプス連携自立圏、他市町村とも協議し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 先日、あづみ病院に行って、事務長さん、それから総務課長さんにお会いして、病児保育実施の可能性があるかどうか、お話を聞いてまいりました。事務長さんは、随分前から要望を聞いておりますが、地域の要望に応えたいと思うんですが、今ネックになっているのが看護師の人出不足、それから場所をどうするか、その場所の確保がネックになっておりますというふうに話されました。

病児保育は、大町病院と日赤病院など、保育士 2 名が常駐しておりますが、看護師は常駐しておりません。朝子供さんを預かるときに、看護師さんが子供の様子を見ることかありますけれども、常に待機をしていなくてもよいというふうに説明しました。そうすると、事務長さんは、常駐の保育士 2 名のうちの 1 人を、もし可能だったら、退職された看護師資格を持った方を配置すれば、看護師不足の病院の看護師を呼ばなくても可能ですねというような提

案もされました。

それから、場所なんですけれども、役場の入り口付近にあるメンタルクリニック、提案いたしましたら、あそこは最初病院職員の子供を預かる保育所として使いたかったんですが、道に面しているのが危険と判断して今の場所に、ちょっと引っ込んだ場所なんですけれども、なったというふうに話されました。しかし、病児保育は、子供が外で遊ぶということは絶対にないので、あの場所でも可能ですというふうに提案をそのときいたしました。

最後に事務長さんは、今のコロナ感染がどうなるかわかりませんが、できるだけ地域の御要望にお応えしたいというふうに話されました。私は北アルプス自立圏で、南北に長い地域ですので、大町病院とあづみ病院とやれば、本当に大分網羅できると思うんです。利用しやすい事業になると思うんです。

町長は、広域議会の理事者会議があると思うんですが、その中でも、あづみ病院での病児保育の可能性を何とか提案していただきたいと思います。それから、少しでも進めていく上で、若い世代が池田町に住んでよかったなと思えるように、どうか病児保育のできるような前向きな可能性を、小さくてもいいです、1つ、2つ越えていけば、何とか病児保育が何年後にはできましたねというような姿勢で臨んでいただければなと思うんですが、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） これは試行錯誤という話がありますけれども、始まって1年でございますので、またそのニーズ等分析しながら、議員の御意見、十分連携自立圏の中でも反映できればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） やはり池田町に移住・定住を図るとか、若い世代が池田町に住んでいただくようになるには、いろいろな子育て事業があるかと思うんですが、この病児保育というのは、一応基本的な事業だと思います。今はもうどこも全国ありますので、ぜひ使い勝手がよい、利用しやすいような事業になるように、町長もぜひ可能性を探っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（矢口新平君） 以上で服部久子議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

7 番に、7 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○7 番（薄井孝彦君） 7 番、薄井孝彦です。

2021年 9 月議会の一般質問を行います。

今回は 4 つのテーマで質問いたします。

まず最初に、災害時に逃げ遅れゼロの取組についてさらなる強化の想定最大規模降雨時の指定緊急避難場所が示されていない地区についての場所指定の考え方はについてお聞きいたします。

すみません、ちょっと字が不鮮明で申し訳ございません。

6 月議会の一般質問で述べましたが、想定最大規模降雨時（洪水最大規模）の指定緊急避難場所が示されていない地区として、吾妻町、東町、渋南、内鎌、十日市場、高瀬橋南、中之郷地区が挙げられております。町は 6 月議会で検討すると回答しましたが、現在まで更新されておられません。災害時、これらの地区の住民がどこに緊急に避難したらいいか、そういうことが分かるように、早期にこれらの地区の指定緊急避難場所を具体的に示してほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

なお、内鎌、十日市場、高瀬橋南、中之郷地区は指定緊急場所としてクラフトパークが指定されておりますが、クラフトパークは土砂災害のおそれもあり、避難場所として適当では

ないので、実質的な指定緊急避難場所ではないというふうに考えました。

御回答、お願いいたします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

〔総務課長 塩川利夫君 登壇〕

○総務課長（塩川利夫君） それでは、薄井議員の質問についてお答えしたいと思います。

ハザードマップ上の指定緊急避難場所一覧では、議員が示された地区だけではなく、想定最大規模降雨でほとんどの地区が避難に適さない避難場所になっていますので、今後見直しが必要になると6月にお答えしました。これを踏まえ、7月に全戸配布しました洪水・土砂災害時の避難行動調査アンケートの中で、洪水土砂災害時に避難可能である町の避難所として、2階以上の階にある高瀬中学校、池田小学校、会染小学校、多目的研修センター、アート梱包運輸の避難場所5か所を具体的にお示しました。特に地区指定はしていません。これは気象庁や県危機管理課等の情報から、避難が必要な地区が示されますので、その地区の状況と安全を判断し、レベル3になる前の早い段階でその地区に近い避難所を開設していきたいと考えています。

大雨や台風がくるといっても、最初から最大規模降雨になる予測はできませんが、町の危機管理対策として、計画規模降雨の半分以上の降雨レベル3の段階で、上記の5カ所のうちから避難場所を開設します。今回8月の前線による大雨においても、池田小学校と多目的研修センターをレベル2の段階で開設準備し、いつでも避難情報を発令できるようにしました。今後指定避難場所及び指定避難所一覧表を分かりやすいものに変更していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 今後示していくという回答かと思いますが、逃げ遅れゼロにしていくためには、最大想定規模が想定された場合、どこにみんなで緊急避難場所として避難するか、その場合、最大想定規模の場合は4か所というふうに一応決まっているわけですが、地区としてどこに避難するんだということが明確になっていたほうが、安心してみんなで声をかけて誘い合っていくことができると思うんです。そういうことによって、逃げ遅れゼロになっていくと思うので、なるべく早く決めていただいたほうが私はいいいと思いますけれども、できれば、年内にというわけにはいきませんか。課長にお聞きします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

- 総務課長（塩川利夫君） 今の御質問ですけれども、5か所というのは避難場所としてあるわけなんです、前々から言っておりますが、避難場所につきまして、5か所ではなくそのほかにも各町民の方、親戚のところへ行くとか、他町村へ行くとか、そういうこともあります。その中で、最低、今答弁したように2階以上となるところが5か所ということになっております。これにつきましては、12月中にどうですかという今の御質問ですが、期間は言うことはできませんが、できるだけ早く担当の係のほうと詰める中で示していければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

- 議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

- 7番（薄井孝彦君） ぜひ12月までと、年内にという形でできるだけ御努力をお願いしたいと思います。

2番目の質問に移ります。

来年度から洪水最大規模指定緊急避難場所5か所への誘導標識設置に財源措置をに移ります。

逃げ遅れゼロにするには、町民が避難先を知っていることが重要です。そのために、当面洪水最大規模の指定緊急避難場所5か所（池田小学校、高瀬中学校、池田工業高校、会染小学校、アート梱包運輸株式会社）への誘導標識の設置が必要と考えます。来年度から計画的に設置し、令和5年度には完了するよう財源措置を講じてほしいと思います。町の考え方をお聞きします。

- 議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

- 総務課長（塩川利夫君） 今の御質問でございますけれども、現在指定緊急避難場所の誘導標識は、電柱を使用した標識設置を町内の事業主様の御理解をいただく中で設置していただいております。新たに標識を設置するには、用地や工事費用も多額になると思われますので、町の指定緊急避難場所は47か所ありますが、議員御指摘の想定最大規模降雨時に開設する5か所については、少なくとも設置が必要だと思います。今後特別交付税措置の適用の有無も含め、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

- 議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

- 7 番（薄井孝彦君） 前向きに検討していただくということで、私、いいかと思います。

ただ、実際に最大想定規模になった場合、その地域の浸水する深さ、大体 3 メートル程度になると思うんですけれども、それを実際目で見て分かるような標識板を池田町だったら総合体育センターだとか、会染だったら多目的センターとか、そういうところに併せて設置していただいて、想定最大規模になればこんなに水が来るんだよということを日々分かるような標識板も併せて一緒にセットしてもらえば、逃げなければいけないんだということが日常的に分かると思いますので、その辺の設置の検討も、2 か所くらいでとりあえずそれについてはいいいと思いますけれども、検討していただけないでしょうか、お聞きします。

- 議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

- 総務課長（塩川利夫君） 今の薄井議員の質問ですけれども、先ほども言ったように、交付税の措置の内容の中に含まれていれば、できるだけそれに沿った形でということで、5 か所全部が一回にできるわけではございませんが、今後予算の中で毎年 1 基ずつでもできればということと、高瀬川に近いところにつきましては、3 メートルとか、それが分かるようなものができれば、できるだけ努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 7 番（薄井孝彦君） よろしくお願ひいたします。

次の質問に移りますけれども、ちょっとすみません、4 番目の質問を先にしてから、3 番目の質問に移りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

4 番目、県の高瀬川想定最大規模浸水想定区域図の家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸浸食・渦汜流）を当該自主防災会へ説明をに移ります。

長野県の高瀬川想定最大規模浸水想定区域図の家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸浸食・渦汜流、図 1 ～ 3 ）を見ますと、これは町のホームページのハザードマップにも入っていますが、高瀬川沿いの四丁目、三丁目、二丁目、高瀬橋南の地域が家屋倒壊等氾濫想定区域に入ります。

しかし、町の想定最大規模浸水想定区域図のハザードマップでは、家屋倒壊等氾濫想定区域図が示されていませんので、これらの地域住民に危険性が知らされていないのではないかといいふうに危惧いたします。町ではこれらの自主防災会にその危険性を知らせてほしいと思ひます。町の考え方をお聞きします。

ちょっと説明させていただきますけれども、まず、町のハザードマップは各家庭に配られておりますけれども、この図を見ると、浸水の深さだけなんです。家屋倒壊のものは町のホームページのハザードマップには入っておりますけれども、これには入っていないのです。町のホームページを見る人というのはそんなに多くないので、多くの人が多分、私も三丁目で聞いてみましたけれども、知らないんです。

それで、図の1から3というのは、町のハザードマップを写真で撮りまして、ホームページから出た写真を撮って拡大して貼り付けたものでございますけれども、まず、図の1は、河岸浸食の図なんですけれども、最大想定規模になりますと、河岸が流れによって浸食されて、赤いところまで川幅が広がるということを示しておりますので、言ってみれば、四丁目の宮本課長のところ、それから役場、交番のちょっと西側の高瀬川沿い、それからあづみ病院も含めて、家屋の倒壊の氾濫想定区域になるということを示しております。

河岸浸食の場合は、家屋の基礎となる支える地盤までが流出して家屋が倒壊するということですので、木造、非木造を問わず倒壊のおそれがあるということです。

図の2は、十日市場の高瀬橋、白いところが高瀬橋ですけれども、その付近の河岸浸食の幅を示したものでございまして、この赤い幅の中に高瀬橋南の地区が多分入ってくると考えられます。

図の3では、渦氾流といいまして、河川堤防の決壊だとか、洪水の流れによりまして木造家屋が倒壊するおそれがある地域ということで、この赤丸の中には、高瀬橋南の団地のところが入ってくるかと思います。

そんなようなことで、非常に危険性がありますので、まだ知られていない方もおりますので、ぜひその辺のところを自主防災会のほうに知らせていただきたいと思います。町の考え方をお聞きします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問ですけれども、高瀬川浸水想定区域図には、計画規模降雨による百年確率の想定区域図、最大規模降雨によるおおむね千年に一度確率の想定区域図及び浸水深50センチを上回っている継続時間の目安を示す想定区域図があります。また、河岸浸食、または氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域図があり、議員が御指摘された高瀬川沿いの三丁目、四丁目及び高瀬橋南地区の一部の世帯が該当となっております。

県及び町で紹介しているホームページ上の区域図では、鮮明に倒壊家屋が示されていませんので、資料を作成した段階で該当地区の自主防災会長に説明の御相談をさせていただいた

いと考えております。コロナ禍の時期でありますので、各地区代表者数名への説明となることもありますが、御理解のほどよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） こういう時期ですので、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、戻りまして、3 番の質問に移ります。

逃げ遅れゼロにする各自主防災会の取組に町の指導と支援をですが、町は、洪水・土砂災害時の避難行動アンケートで、各家庭の避難先を記入する取組を7月から各防災会に依頼して行っております。この調査を通じて、各家庭では避難先を考える機会になったよい取組だったというふうに評価いたします。

しかし、個人情報の関係もあり、やむを得なかったと思いますが、無記名の調査であったので、町の指定避難所へ避難する家庭の総数を分かって、どこの家庭が指定避難所に避難するのかということが、自主防災会では分からない場合も出てくるのではないかとというふうに思われます。

逃げ遅れゼロにする自主防災会の取組として、今後指定避難所に避難をする家庭を把握して、みんなで声をかけ合って避難をしていくという活動が必要と考えます。この点について、町の指導と援助をさらにお願ひしたいと考えます。町の考え方をお聞きいたします。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問でございますが、さきに実施した避難行動調査アンケートについては、現在回収中であり、結果は出ていませんが、自主防災会によっては無記名のアンケートであったため、回収時に世帯主と避難先を独自調査した自主防災会もあると聞いています。しかしながら、避難所はコロナ禍ということもあり、避難先の選択肢が多数あることから、同一地区住民が同一場所に避難するとは限らないため、地区ごと避難する家庭を把握することは難しいと考えられます。

ただし、現在取組中の避難行動要支援者の個別計画によって同意された要配慮者については、避難協力者と連絡体制を取るようお願いしております。逃げ遅れゼロにする取組として、今後もこの活動は名簿の見直しや更新も含め、毎年実施していく予定です。

また、東山の土砂災害警戒区域の地区の皆さんには、地区による避難計画を作成していただき、地区全員で避難する連絡体制や情報訓練を実施していく取組をしていますので、御理

解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 今の回答の中で、アンケートの中、避難先がそれぞれ、例えば親戚の家へ行くとか、ホテルに行くとか、そういう人たちはいいと思うんです。ただ、どうしても町内の指定避難所へ行くという方については、地区でなるべく統一してやったほうが、声をかけ合って逃げ遅れゼロにつながると思うので、その辺、多分今回の調査で、同じ自主防災会でも町の避難所に避難するとしても、ばらばらな答えが多分返ってくるかと思うんです。それについては、既に緊急避難場所として決まっているところもありますので、この地域についてはここに決まっていますよということを指導していただいて、なるべく同一步調で、みんなで声をかけ合ってそこに避難をしていくということが逃げ遅れゼロにつながりますので、ぜひそのような指導を今後の中でしていっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 塩川総務課長。

○総務課長（塩川利夫君） 薄井議員の言うのも一つだと思いますけれども、場所については、統一してその地区の方が一つの地区というのができない場合もあると思いますので、その辺は議員の言われることも鑑みながら、こちらの系のほうで研究させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 自主防災会の皆さんの意見もあろうかと思うので、ぜひその辺の意見も聞いていただいて、コロナがおさまりましたら、町のほうとしても自主防災会に出かけて行って、直接意見を聞いていただいて、その辺をどうするのかということも含めて検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

2 番目、美術館の方向性の具体化などを町長はどのように進めるかに移ります。

（ 1 ）美術館の方向性についての具体化をどのように進めるか。

美術館の在り方については、今年度内に方向を出すことになっております。7月25日に町

公共施設のワークショップが開催され、美術館の魅力アップのアイデアが出されましたが、方向性を出すまでには至っていないかと思います。ワークショップで出されたアイデアでよいアイデアがありましたら、意見発表していただいたり、町の考え方、あるいは行財政改革推進委員会の答申、そういったようなことも含めながら、町民参加でどうするかという意見交換会を開いていく必要があると考えます。今後どのように進めていくのか、町長の考え方をお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 美術館の方向性についての御質問でありますけれども、現在、公共施設の在り方については、行財政改革推進委員会で検討していただいております。私といたしましては、その結果を待って検討に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 恐らく説明からいきますと、年内にはその方向性が出るような感じがいたします。ですので、その方向性が出たところでもって、町の考え方とか、ワークショップも含めて、町民の皆さんにも直接意見を聞いて決めていくということでやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 美術館につきましては、いろいろな考え方が町民の皆さんからも聞かせていただいております。十分町民の皆さんの御意見を伺いながら、最終的な方向性については定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） すみません、意見交換会、ワークショップみたいなそういう形というのはできないんでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） どんな形にするかはまたこれから検討いたしますけれども、いずれにいたしましても、行政だけで決められる問題ではないとは私も考えておりますので、町民の皆さんの御意見を十分伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 直接町民の声も聞いていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

2 番、地域交流センターの東側の町有地（商業エリア）の利活用をどのように進めるかについてお聞きします。

地域交流センターの東側の町有地、以降、商業エリアというふうに申し上げますけれども、利用策が示されないまま放置されております。交流センターを訪れた人が利用でき、町なかのにぎわいの拠点となるよう商業エリアの利活用をどのように進めるか、町長の考え方をお聞きします。

当面の措置として、町民があそこのところを駐車場として利用したいという要望もありますし、また、安曇野市、辰野町、長野市で実施しているような軽トラ朝市の利用も検討できるのではないかと思います。あわせて、町長の考え方をお聞きします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、商業エリア、町有地ではありますが、活用についてでございます。なかなか用途が決まらないのは事実ではありますが、検討委員会の最終答申では、とりあえず駐車場などに活用との答申でありました。現在イベント時に駐車場が不足するような場合は、臨時駐車場として使っておりますが、舗装されていないため、非常に使いづらい状況であります。庁内会議では、とりあえず舗装しておけばいろいろ活用できるのではないかと意見もありました。

朝市として利用してはどうかとの御意見ですが、未舗装の状況では難しいと考えます。他の活用案も出てきておりますので、皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 私は全部でなくてもいいと思うんです。西側の半分だけでもいいんで、とりあえず舗装していただいて、駐車場だとか、軽トラの朝市、こんなような方向で来年度から使えるような方向性をまず町長のほうから出していただければ進んでいくと思うんです。

その辺いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今その段階に入っておりますので、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 財源措置もありますので、それを見ないとなかなかはっきりしたことは言えないかと思えますけれども、その辺のところで、当面半分だけでもいいと私は思いますので、来年度の予算の中で舗装していただいて、それで朝トラ市かなんかでもってにぎわいをつくっていくということをぜひ町長の指導性をもって進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

3 番目、町民の声を届ける提案制度の有効活用をに移ります。

まず、提案箱の有効活用についてですが、町民の意見（提案）を町政に生かしていくことが住民主役の町政につながります。現在町民の意見を入れる提案箱は、役場 1 階ホールの内部にあるため、人目があり、提案箱に入れづらいという声をお聞きします。写真にあるとおりでございます。町政への町民の意見を届けやすくするために、提案箱を役場ホール前の玄関に移すことを検討したらどうでしょうか。考え方をお聞きします。

また、町民に提案制度の内容が十分知らされていないのではないかというふうに考えますので、その内容、提案事項の内容だとか、表彰規定などを町広報などで知らせてほしいと思います。あわせて、町の考え方をお聞きします。

○議長（矢口新平君） 大澤企画政策課長。

○企画政策課長（大澤 孔君） 現在町への意見、提案は、用紙に記入し提案箱に入れる方法のほか、メールやホームページでも受け付けております。令和 2 年度の受理状況は、メールやホームページからの提出が 50 件、用紙での提出が 3 件、また、今年度は、8 月末時点でメールやホームページが 14 件、用紙は 1 件となっております。ただし、いずれの内容も提案というより問い合わせであり、提案の採用に至っていないのが現状でございます。

町への提出方法につきましては、コロナ禍でもあり、非接触で匿名性の高いメールやホームページを推奨したいところですが、用紙による提出も多少なりとも需要が見込まれますの

で、幅広い声をお聞きする観点から、議員御提案のとおり提出箱を役場玄関付近に移したい
と思います。

なお、提案制度の概要は今後広報いけだを通じ周知をいたします。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 前向きな回答をありがとうございました。ぜひそんな方向でよろしく
お願いいたしたいと思います。

2 番目に移ります。

町のホームページの「ようこそ町長室へ」で、町長が町民の意見・提案を直接聞く措置を
に移ります。

多くの自治体のホームページで、住民の意見・提案をメールで直接首長が聞く対応をして
おります。例としては生坂村、小梅町、下諏訪町、富士見町、松川町などがあります。町長
も町ホームページで「ようこそ町長室へ」のコーナーを持っております。非常にいいことだ
と思います。これに「町長への手紙・メール」を加えて、町民が気軽に直接町長に意見・提
案でき、町長が直接それを聞く措置を講じてほしいと思います。町長の考え方をお聞きいた
します。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたしますが、ただいま議員御指摘のように、現在
そのような対応をしておりません。ホームページ内で直接私へ意見できるコーナーにつきま
しては、議員の提案に沿えるよう、「ようこそ町長室へ」の中に入力フォームを設置し、御
意見をいただける環境を整えてまいります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） ぜひそんな方向でよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

4 番目、町の健康課題や食育のまちづくりについて町長の考えはに移ります。

町資料によりますと、子供から大人まで肥満傾向があり、特に令和元年度は40代の男女の
B M I（肥満度をあらわす体格指数）が肥満全国第 1 位といわれています沖縄県を超えてし

まいりました。また、糖尿病への対策を要するといわれている血液性状の値ヘモグロビンA1cも子供から大人まで高く、高齢者の脳血管疾患の治療割合も高い状況にあります。生活習慣病などに関する総医療費の割合も県・国よりも高く、令和2年度の国保医療費総額はここ数年の最大値となり、1人当たりの月医療費も県内順位でベスト10に入っていました。

町の健康課題解決は待ったなしの課題と考えます。その解決には、行政、議会、町民みんなで食育に取り組んでいく食育のまちづくりが必要であり、食育条例制定が必要かと考えます。この点につきましては、昨日横澤議員からの質問の中で、制定に向けて準備を進めていきたいという前向きな回答をいただきましたけれども、健康課題についての町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 食育条例について、昨日お答えいたしましたけれども、それを含めまして、お答えしたいと思います。

食育条例制定についての考えにつきましては、議員御指摘のとおり、健康維持には食育の果たす役割は大変大きな要素を占めております。町では、現在食育推進計画第2次の策定を進めております。また、このたびは4年にわたる議員の皆様の御努力により、食育条例の原案が策定されたとのことですが、大変な御尽力に敬意を表するものであります。町との調整も整ったようでありますので、これを機にさらなる食育の推進に力を注いでいき、健康増進に努めてまいりたいと考えております。

なお、議会発議、議員発議の条例でありますので、透明性をもった議論の上で、議員の皆さん全員の総意をもって発議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 当然透明性をもった議論でもって発議をしていきたいというふうに考えております。

昨日の横澤議員の質問の中で、町長から貴重な指摘をいただいたと思っておりますけれども、条例制定によって混乱が生じはしないか、あるいは今までとの整合性がどうなるのかということをちょっと心配されているという意味での発言があったかと思っておりますけれども、その辺はいかがなんでしょう。その辺のところを具体的に教えていただければと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほどもお話ししましたように、現在町のほうでは食育推進計画、第2次ではありますが、進めているところであります。条例となりますと、その上位計画ということになりますので、それに沿った内容になるかと思えますけれども、もう既に進めているところでありますので、町の方向づけと、また条例の方向について、当然整合性がとれるものと思えますけれども、整合性をとった内容にしていいただきたいという意味でお答えをしたところであります。

以上です。

○議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 第1期の食育推進計画も、国の食育基本法に基づいてやっておりますし、今度提案する食育条例も、国の食育基本条例に基づく推進計画に基づいてやっております。これは条例でも、町の推進計画、今までの取組も同じ観点でありますので、基本的には変わっていないというふうに私は考えておりますので、そんなことで御理解いただきたいと思います。

この条例の特徴として、行政も、議会も、町民も、みんなでもって食育を進めていきましようということで、条例の中に議会の役割というのも町の提案を受けて入れさせていただきました。そういうことで、みんなを進めていきたいと思っておりますので、ぜひその辺のところを酌んでいただいて、条例制定の暁には、よろしく御指導のほどをお願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（矢口新平君） 以上で薄井孝彦議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

和 澤 忠 志 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

8 番に、9 番の和澤忠志議員。

和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 9 番の和澤忠志です。

9 月定例会の一般質問をさせていただきます。

ちょっと久しぶりなもので、うまくいくかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたい
と思います。

質問については、一応2点、生き残りをかけた農業戦略についてと保育園、小学校の統合
についてということでお尋ねしたいと思います。

それでは、初めの生き残りをかけた農業戦略についての中の一町一農場についてお尋ねし
たいと思います。

人口減少、食生活の西洋化に加え、コロナにより一段と米の消費が落ち込み、米の価格が
60キロ1万5,000円から2,000円ぐらい安くなるといわれています。米専業農家は、10アール
当たりの年間収入が140万円となり、潰れてしまいます。この140万円というのは自由に使える
金です。ですから、10町歩やっても経費を差し引いて残った金が140万円しかない、
そういうふうにいわれています。

それで、新聞を見ると、朝日村では、今年10年から20年後を見据えた村内の農業政策の指
針となる「村農村ビジョン」をまとめるための検討会を立ち上げた。小林弘幸村長は、今
のままだと村内農業は潰れてしまうと、危機感を持ってアイデアを出していただきたいと検
討会の取組についての決意を語っていました。当町においても、生き残るための一町一農
場の構想の下、取り組んでいます。生き残れる体制になっているのかをお聞きしたい
と思います。

それでは、まず初めに、問い、現状の農地集積率は。未組織部落はどうなっているの
か。一町一農場の課題と今後の取組について、一町一農場は進むのかについてお尋ねし
たいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

○町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの和澤忠志議員の御質問にお答えしてまいります。

一町一農場についての御質問でありますけれども、令和３年３月末で農地集積率は70.1%、令和２年３月末では65.0%でありました。特定農作業受託を含め78.1%、令和２年３月末では77.3%になります。

集落営農を推進するため、15地区で利用改善組合が組織され、５地区で農業法人化が行われています。未組織の集落については、それぞれ事情は異なるものの、農業従事者の高齢化は共通の課題であり、地域全体が連携、サポートできる体制づくりは継続して推進する必要があると考えております。この考え方は、令和２年度に策定した実質化された人・農地プランに落とし込まれ、池田町の農地を一つと捉えた営農展開が経営の効率化や農地の有効利活用と生産安定にもつながり、町のインフラである農地や用水路等の保全につながると考えております。

いずれにしても、組織化していくことが農業の継続には必要な要件であると考えております。条件を整えながら、全町一農場を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔９番 和澤忠志君 登壇〕

○９番（和澤忠志君） 集積率が約80%になりましたんで、そろそろ胸突き八丁のところへきているというふうに思っております。

それで、５営農組合は池田ファームとして設立されております。そのほかに池田ファームに入れないところがまだ相当あるというところで、そういうところの部落を、要は一町一農場のほうにまとめていかなければいけないとは思いますが、相当厳しい状況にあると思いますけれども、どうにかまとめていきたいと。いろいろ水と農地とか、そういうことですが、そこら辺のことはまたどうにか進めていってもらいたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

各営農組合、５ありますけれども、経営内容は本当に採算が取れているのかということで、というのは、今年から米価が今までにない下落が予想されているということで、宮沢県議と北アルプス農業農村支援センター所長と技術経営普及課長の３名で来庁され、今後の取組についてのお願いにみえられました。高収入作物の取入れを急がないと、米作農家はやってい

けなくなると。それで、県の高収益推奨作物が、そのときには白ネギ、アスパラ、シャインマスカット等を考えていると。これは今までにない取組をお願いしたいということで、非常に危機感を持って大北中の部落を回っていると思いますけれども、そういうことで訴えておりました。

このことについて、今年農協に聞いたところによると、米価の仮渡しというのがあるんですが、これが今年は2,000円ぐらい下がっていると、最終的にはどうなるか分かんないが、そういうことで米は余っていて、もう最初から金を渡すことはできないと。だから、2,000円下げて、去年は1万2,000円の仮渡しでしたけれども、今年はもう1万円というような状況であります。

そういうことで、本気でいろいろな高収入の作物を導入していかないと、米どころの池田の農業は守れないのではないかというふうに強く訴えているんですが、そこら辺について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

米価の下落については、もう新聞紙上でもいわれております。これは現実味を帯びてきているというか、現実となってきたところでありまして、非常に農業関係の皆様には厳しい状況が目の前にきているなという感じを受けております。

お答えですけれども、農事組合法人の経営につきましては、各法人とも黒字経営を行っております。北アルプス地域は水稻中心の農業経営が営まれておりますが、国内の米消費量は年々減少しており、米価も低下傾向にあるため、県から米に代わる新農産物として白ネギ、アスパラガス、シャインマスカットを推進品目とする提案がありましたが、今までも町の奨励作物として、これらの作物は含まれております。取組については、農業者の意向もありますので、十分意向を確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 営農組合の方は黒字ということで、大変結構なことだと思いますが、今は黒字でもこれから米の値段がどうなるか分からないと。いずれにしても、下がる傾向になることは確かだと思うんです、消費が減ってきますから。だから、これが本当に2,000円ぐらい下がるのが定着するのが、例えば5年後、10年後ぐらいにくると思いますんで、その

ときは、このままだと今の黒字が赤字になってしまう可能性があるというふうに私は思っています。

ですから、そこら辺を危機感を持って、減反3割、4割とこうきますから、それに野菜を転換していかなければいけないと。しかも、野菜でも高収益、これを組み合わせていかなければいけないということなんで、一応、今黒字でも、もう5年後、10年後を考えれば、今からでも取り組んでいかないと、その成果が出ないというふうに思うんで、ぜひよろしく真剣に検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、営農組合なんですけど、営農組合ばかりではないんですが、農業をやっている人全般、高齢化が進み、今後の見通しがつかないと。営農組合の人もみんな言っています。若手に引き継がなければいけないんですが、今中心になっている5営農組合も、若手の要は後継者がいないということで、将来どうなるんだというのが一番心配の種だと思うんですが、後継者の取組について、一町一農場のほうでは、今まではどんな施策をして、これからどんな施策をして若手の農業者を呼ぼうとしているのか。やはり仕組みづくりをしないと、ただ来て相談してやりたい人にやっても、来る人、やり手が経営をして安定的に生活できると、将来に展望できるというような仕組み、それがなくなかなかこちらへ来ない。

一つはブドウです。ブドウはブドウのところをやりたい人が来て、その土地を与えてと、そういう条件があるんで、ある程度ブドウも来ているんですが、農業全般、米作についてはなかなかそういう仕組みが見えないということなんで、ここら辺の若手の後継者の育成を真剣に考えないと、本当に潰れてしまうんだというふうに思うんですが、そこら辺の考え方について、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

農事組合法人の経営につきましては、地域農業の維持、発展と担い手育成の基盤づくりが役割であります。若手が参入しやすい環境を整える準備として、機械や設備の整備を行っておりますし、経営を強化することにより、労働条件や賃金等の面で魅力ある環境を整え、若手の参入を促したいと考えております。

いずれにいたしましても、圃場の拡大等、また法人化等、組織の強化によって若手の育成と、また参入しやすい環境づくりを整えていくということで考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 町長の言うことはよく分かるんですが、具体的にこういう施策を持って、例えば生坂のほうは、農業公社というのをつくりまして、そこでブドウの後継者を募集して、ある程度住宅を用意して、それからブドウも3年間研修すると5反歩ぐらいのブドウ畑をおまえに任せるということで、そういう施策を打っているんで、何か具体的なそういう施策が打てないと、農業の若手がやりたいといっても来ないと。生活が安定するのか、将来に見通しがあるのかということがあるんで、具体的な政策を打ち出して今後いってもらいたいと思います。

それでは、次の問いに移ります。

ＩＣＴ技術を使ったスマート農業の町の取組についてお伺いしたいと思います。

いずれにしても、もう農業も大幅に変わってきてまして、ＩＣＴ技術を使って楽をして高収益を求めていくということがどんどんと盛んになって、若い人でもそういう新しい技術を使った農業をしていかないと、魅力がないということなんで、ＩＣＴ技術ということになりますと、非常に金がかかって、これから大変だと思うんですが、町のほうとしては、農協とか、そういうことをタイアップしていくとは思いますが、町のスマート農業についての取組、現時点の考え方についてお伺いします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） スマート農業についての御質問でありますけれども、Ｉｏｔ機器やＩＴシステムなどの導入によるスマート農業の支援については、国の補助制度等がありますが、高性能技術を取り入れた農機の購入等、コストが大きくなることと、その技術を扱える人材が必要となりますが、新しい技術であるため、その人材が少ないことが課題となります。

現状では、国の支援への上乗せや人材支援は大変厳しい状況であると考えております。しかし、できる範囲で進めていきたいと思ひますし、昨日の大出議員の御質問にもお答えしましたけれども、一人一人の農業者の意向に心を合わせながら、できる支援を大いにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） いずれにしても、スマート農業は町としても何か率先して、いろいろ

な対策を打っていく必要があるのではないかなというふうに、大手企業等導入とか、いろいろあると思いますけれども、ただ、今のままで、今の池田の力でやろうとしても難しい面もあるし、できることもあると思います。その辺は切り分けていけばいいと思います。

それで、次の質問にちょっとダブるかもしれませんが、さっきと同じですが、これからの農業経営は、今担い手農家というのがいますが、米と複合経営をやっていると思うんですが、そういうところを法人化すべきではないかと。法人化にしてもっと高収益を、笑いを高くしていかないといけないということをいわれています。

それと、地産地消ということを考えれば、工場誘致、例えば餃子工場とか、キムチ工場とか、そういうものを誘致して、誘致しなくても我々がつくってもいいんです。それで、つくって、その材料を町の人たちにつくってもらおうと。それは白菜とか、ニンニクとか、コショウとか、そういうものをつくって、池田で公社みたいなものがあれば、そこでつくって売り出すと、そういうことも必要ではないかなと思いますんで、ここら辺の2点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

個人経営者の後継者不足は本当に深刻な問題であります。集落営農の組織化や法人化の推進について、引き続き取り組んでまいります。また、既に法人化している組織体もありますが、株式経営とまでは至っていない状況なので、会社として十分な収益を上げられる経営体として成り立たせる方策が必要かと思われます。

工場誘致につきましては、工場や加工所に限らず、農産物の生産を安定して行うことができる企業があれば、これも検討できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 最後に、一町一農場、池田ファームを中心にして農業を守っていくということになっていますが、本当に一町一農場の池田ファームを中心にした組織だけで農業は守れるか、ちょっと私は不透明だと思います。これでは守れないかと私は思っているんですが、そこら辺が、町はそういう方針でやっていますけれども、これにいろいろなものを足していかなければいけないと思いますんで、これのほかに、いろいろな人の力を借りて、みんなやっていかなければいけないのではないかなと思うんですが、一町一農場を推進するこ

とによって、本当に農業は守れるんですかということで、守るとしたら、もっと具体的な、今言ったように有機栽培を取り入れるとか、そういう考え方をしてもいいですね。

だから、有機栽培でやっている人は、ネギ 1 本 100 円で売っています。これは売れているのかどうか知らないが、100 円だと、普通なら 30 円か 40 円しかないんですが。ということで、本当に有機農業とか、そういう小集団でもハウスを建てた中で高収益の、昨日大出議員ではないですか、キュウリといったって 40 万円上がるんだということであるんで、町長が小さい町だけれども、魅力がある町だということで、農業を守っていききたいというふうに昨日お答えがあったんですが、本当にそういうことでいけば、大規模農家も必要ですが、小規模農家が生きていくための池田町の大自然の空気と水と太陽と、太陽の陽は日光がたとえ当たるとということで、おいしい野菜がとれる。こういう池田町ですから、これを利用していかないといけないと思うんですが、そこら辺について町長の考えを。

それで、申し伝えました有機栽培なんですけど、農協に行っている農協の理事と懇談したことがあるんですが、有機栽培も結構だということだけれども、要は集団化してもらいたい。飛び地であっちこっちやるのではなくて、農協としてはここに 2 町歩なら 2 町歩の有機栽培のところをつくってくれば、農協としては協力していききたいというふうな考えがありましたけれども、そこら辺も含めて町長のお考えを。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

全町一農場という考え方で今進めておりますけれども、これに基づきまして、法人化されている地区では、集約化による効率性や機械や資材の共同購入によるコストの削減、農地の貸し手も、借り手が同じ集落の顔見知りで安心感があり、スムーズに行えると、うまくいっている部分と、後継者の育成などの課題がありますが、今後は集落相互の助け合いも想定されるため、集落営農の組織化は重要であると考えております。しかし、一気になかなか進められないというのも現実であります。全ての農業者の皆さんと連携を取りながら、力を合わせ、また、協力し合いながら農業を支えていくというような姿勢が大事ではないかなと。それに対して、町は大いに支援をしていきたいということでは考えております。

また、有機農業につきましては、今集団化というお話がありましたが、これは目指す一つのビジョンではあります。少しずつ今その携わる生産者の皆さんと懇談を進めながら、地域、いわゆるエリア分けができれば、そこで集団化ができる生産体制がとれるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） それでは、次に進みます。

そういうことで、一町一農場、池田ファームを中心にしたまとまった生き残りを図っていくということではありますが、私はもっといい方法はないのかなということ、隣村の生坂村で農業公社というのをつくっているということ、もう20年ぐらいからやっていて、いろいろ活性化しているというふうに思いまして、農業公社というのはどんな目的でつくっているんでしょうかということ、長野市の公社の目的でございますけれども、こんなふうに書いてあります。

長野市の農業は高齢化及び後継者不足による農業者減少、遊休農地や有害鳥獣被害の増大などにより活力が低下し、かつ農産物出荷が減少している現状です。これらの諸課題を解決するため、行政、農協、商工業者などの関係機関が有する情報や集積やノウハウを一元化、効率化、効果的に機能する新たな組織体制の整備が必要です。農業者の農業関係団体、商工業者及び行政が一体となった事業運営により、農作業支援体制の再構築、農地利用集積円滑化事業の推進、多様な担い手の育成確保及び農業者と消費者や土地住民との結びつき強化を図り、もって長野市農業の発展と地域経済と社会経済の活性化に寄与することを目的とすると。

これを読んでみますと、日本全国そうだと思うんですが、池田町の置かれている状況も、もうこれと同じだということなんで、こういう農業公社の設立も考えてみたらどうかなというふうに思います。

いずれにしても、農業公社ということになりますと、みんなが思うのは、もうからないよというのがくると思いますし、ある程度金もかかるではないかというふうに思っていると思うんですが、生坂村のほうは、そういうことで二十何年やって継続してきております。それによって若手の後継者によるブドウ産業の維持、そのほかに地産地消による村の加工をやったり、おやきをつくったりして、村が活性化しているということです。村の補助金がある程度入っているという問題もありますけれども、いずれにしても、生活の基盤、農業を守らないと、基盤を守らないと、幾ら芸術だ、福祉だといったって、金がなければ何もできないと。一つの基盤はやはり大切なんで、ある程度の投資はやむを得ないと私は思っております。

そこで、町長が先頭に立ち、農業を守るために、農業公社の設立をし、各関係団体と

協力し、米の消費拡大、地産地消を進め、自給率を高め、農業を守ることが町の維持、発展につながると思います。農業を守らなければ町の発展はありません。町長の考えは、

公社設立が必要ないとしたら、理由は何でしょうか。ということで、御回答をお願いいたしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 農業公社についての御質問でありますけれども、先ほどからいろいろな議論を進めてまいりましたけれども、要は持続可能な農業としていくためには、どうしても組織化ということが大きな要件ではないかと思います。そういう点では、この農業公社、一つの案ではあるかなと思いますけれども、現在池田町では、県、町、農業委員会、あるいはＪＡ、営農支援センター、農業再生協議会等が連携をして、農地の賃貸、作業の受託、調整、農業者の支援等を行っております。今その連携強化を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今法人化が進められてきておりますが、より機能を強化していくということが町の進むべき方向で、そういうことから考えますと、公社の設立ということとは考えてはおりません。

また、生坂の公社のお話がありましたけれども、いろいろ聞いてみますと、生坂の公社では、出資の段階で村が3,000万円、毎年の経費として、人件費等全て公社が請け負っておりまして、およそ4,400万円毎年かかっているということであります。そういうことで考えますと、今法人化を進めているという中で、さらに公社の設立ということになりますと、非常に混乱を生じるとともに、莫大な経費が発生するということにつながってまいりますので、そんな意味からも公社設立については、当面考えるという考えはございません。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 再生協議会を強化して、今盛んにやっているということですが、公社については、いろいろな問題があってちょっと今は考えづらいということなんですが、可能なことでして、生坂のほうでやっているのは、朝日村と同じように生き残りの農業を考えるということで、生坂では生坂農業未来づくりプロジェクト会議というのをつくりまして、その中で農業関係者、団体の連携により農業施策の調整を図るとともに、生坂農業の活性化に寄与するため、生坂農業未来づくりプロジェクト会議というものを設置していると。再生協

議会と似たようなものだと思いますが、これは内容を見ますと、生坂の村長が主役でございます。村長が会長みたいなもので、構成員が生坂村農業委員長、生坂村農業公社理事長、松本農業改良普及センター、松本ハイランド農業協同組合、中信農業共済組合あづみ支所、生坂村農業公社、生坂村振興課、これは振興課で音頭を取ってやっていますけれども、そのほかに最近では追加して農家3名、生産者組合3名、議会から2名、再生協議会から1名、道の駅の駅長が1名加わって、生坂の農業施策の調整及び生坂の農業の活性化について協議していると。これは月に一度ぐらいやっているようなので、もう7年ぐらい続けてやっているような形になっています。

公社設立はいろいろあるんで、とりあえず、我々が農業政策について見える形、町民が、ああ、今池田町は農業政策についてこういうような形で、いろいろな形で調整して進んでいるんだという流れが見えないんです。池田ファームといたって、別に発表があるわけでもないし、どうなっていると、なかなか農業の関係者以外は見えないということなんで、こういう会議をつくれれば、町中心に農業についての動きはどういうふうに将来的に考えているのか、今何が、問題があるのかとかというのが、町民にもホームページで公開すれば分かるのではないかなというふうに思うんですが、これについて町長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほど御紹介いたしましたように、いろいろな会があります。その連携を強化するというのが今お話あったプロジェクト会議に通じていくものではないかというふうに考えております。

また、いろいろ公表されていないというか、周知されていない部分があるかと思いますが、その辺につきましては、またその協議の中で、どんな形にするのか、検討できるものがあるのかなと思いますので、いろいろ調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

○9番（和澤忠志君） ですから、町の農業に取り組む姿勢がなかなか見えてこない。そして、どういうふうな形でいくのか、農協でやっている米プラスアルファというのも10年ぐらいやっているけれども、全然池田町は定着しないと。ですから、農業どうなっちゃうのというふうな気がします。だから、町もここで協力して、町としてもそういう米プラスアルファを進めていくんだと。アルファについてはこういうものについて取り組むと。それに対しては町

は財源がないけれども、このくらい精一杯、こういうふうな補助金も出していききたいと、環境もそろえてくれという方向がなかなか見えてこないということなんで、ぜひ、今はやっているということなんですが、町長がもっと農業関係者に発信を、後継者も本当に心配だというけれども、町はどう考えているか全然伝わってこないということなんだから、考えているならもっと発信をしてもらいたいというふうに思います。

それを町長に再度お願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問でございます。

2番目で、保育園、小学校の統合について。少子化の進む中で、会染保育園の建て替え問題を審議中ですが、町の財政健全化を目指し、町行財政改革推進委員会で検討を始めています。コロナの影響で出産数は30人前後に減少しています。10年後を見た場合、果たして新築が必要か、今の財政状況だと、新築は必要ないと思われます。これからの40年の公共施設個別施設計画によりますと、長寿命化対応でも196億円かかります。年に平均しますと4億9,000万円、直近の5年間の1.1倍が必要となる試算がされています。特にこれからの20年間は改築が集中し、年平均5億円から7億円が必要と試算されています。また、長寿命化ではなく、将来の人口減少を考慮した公共施設の総資産量の適正化の検討が必要であると提言されております。

そこで、町長に質問します。現在非常事態宣言の下、町行財政改革推進委員会を立ち上げ、検討を始めております。町長は、教育委員会からの答申が移転新築となった場合はどのような判断をされるのか、また、町行財政改革推進委員会の意見の集約が保育園の統合を考えるべきだとの答申が出された場合はどう判断されるのか、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

会染保育園の老朽化問題の解決に向け、教育大綱普及推進研究部会では、年度内の最終答申に向け議論を進めております。答申には、新築移転のみならず、現在の場所での建て替えや池田保育園の園舎を増築して統合するなど、幾つかのプランが提示されていると聞いております。最終答申を見た上で、自分としてのベストプランを判断したいと考えております。

また、行財政改革推進審議会より、保育園を統合すべきとの答申が示された場合にはどう判断するかとのお尋ねでありますけれども、仮に財政的課題を優先することによって保育の質が低下するようであれば、本末転倒であると考えますし、自分としては保育環境の質の向

上を最優先に考え、子供たちが幸せでより豊かに育つことができる保育園の在り方について、保護者や地域の皆さんと一緒にしっかりと考え、判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） 町長の並々ならぬ教育に対する執念というか、思いはお聞きしました。

本当に子供のためを思えば、それがいいのではないかなということだと私も思います。ただ、人間も、小さい自治体も生きていかなければいけないと。教育は百年の計というけれども、人材が残ればいいんだと、そうしたら日本は続いていくということもありますが、やはり現状今我々は生きているわけです、この小さな自治体で。だから、その自治体もバランスよくしてもらわないと、教育だけにかけて俺たちはぼろを着て貧しいやって、早く死ぬということも、極端のことではいけないんで、バランスが大事だと思うんです。だから、これから人口減少のときを見て、10年、20年後、理想の教育をしたいんだけど、今の状況と10年後、20年後の規模に合った教育、別になるべく小さくして少数でやればいい教育ができると信じている人と、それは余り関係ないよと、これは意見の対立になってしまうので、町長の意見はよく分かりました。

それでは、次に移りたいと思います。

最近町民の皆さんから、池田町はなぜ小学校が2校必要なのかという声が聞かれて、それを私議員ですから答えなければいけないんで、そうだなということで、特に松川村と同じ人口なのに、松川は1校でやっていると。なぜ池田町は今このときになって2校必要かというように自然な疑問が湧いてくるということだと思います。

隣の大町市は、小学校4校を2校に統合、中学校2校を1校に統合する計画が、二、三年前からやりまして、相当まとまりつつあると聞いております。ですから、小学校1校にして、空いた教室を庁舎等、庁舎も建て替えなければいけないというような昨日の話も出たんですが、そういうのに有効利用してはどうでしょうか。ですから、私も町民になぜ統合しないかということを説明しなければいけないんで、明快な今日は回答をお願いしたいと思います。

それで、質問としては、大町市はなぜ統合しているのか、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

松川村に小学校が1校である理由は承知しておりませんが、なぜ池田町に小学校が2校必要なのかとのお尋ねにつきましては、池田小学校、会染小学校共に、子供たちと保護者、そして、地域住民にとって必要不可欠な学校として存続し続けているからであるというのが明確な理由であるというふうに考えます。

また、大町市の小・中学校が統合される方向で議論が進んでいることは承知しておりますが、その背景や理由について、全てを理解しているわけではございませんので、憶測が含まれるような発言は控えさせていただきたいと思います。

他の自治体の動向を参考にすることはもちろんございますが、今後も池田町の保育園や学校の在り方については、ここで育つ子供と保護者、地域住民の思いをしっかり受け止めながら、池田町の地域性や保育、教育の特徴を最大限アピールできる環境づくりを目指して、主体的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

○9番（和澤忠志君） 教育長ですから当然教育の考え方は優先はすると思うんですが、教育長にお伺いしたいんですが、町の財政とか、今人口減少によって生徒が減っていると。2校あるといたって、40人、80人生まれたときは2校でも、1クラス、1年上がるのは40人、40人いるが、少子化になりまして、30人しか生まれないと。また、あるいは1年生が15人、15人になってしまうと。これから人口が減っていくのではないかと。教育委員会は教育の特徴を盛り上げて移住・定住を増やして子供を増やしていくんだと。要は40人ぐらいから50人に増やしていきたいんだというような希望を持っているのかどうか。

私が七、八年前に、前の教育長に聞いたら、もうそういう環境を整えて、移住・定住を増やして子供の数を増やしていくんだと、60人、70人に増やしていくんだというような発言をされたんですが、結果的には、コロナということもあると思いますけれども、実際には減ってってしまうんだと。現状維持がやっとだと。例えば移住、いろいろしてもそういうふうと思うんで、現状を踏まえた中で何か、小さな町の人口が7,000人になるか、9,000人になるというようなところの中で、現実的に本当にあくまでも2校は地域的に必要なんだからというのは教育委員会の考えで、町民がこれは必要じゃないよと、統合してもいいんだというときにはどんなふうに考えるんでしょうか。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

これまでも、恐らく私が着任する以前から、小学校の統合、保育園の統合について御議論があったかというふうに承知しております。その結果、今はまだ2園、2校が存続しているということは、多くの町民の方々、特に保護者の方々が保育園の統合、小学校の統合については望んでいないというふうに私は理解しております。

議員御指摘のように、もし町民の大多数の方が統合がいいと、やむなしというよりも、むしろ統合すべしというふうに積極的にお考えになって御判断するのであれば、そのような結果になるというふうに思います。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

○9番（和澤忠志君） 大体分かりました。

それで、次の質問は、2校で存続していくメリット、先ほどお聞きしたんで、地域が必要だと、地域住民の要望で当然だということだと思えます。

では、デメリットについて聞いても、あれなんです、ただちょっとお聞きしたいのは、参考意見として町長にお聞きしたいんですが、もし仮に小学校が2校のまま存続すると、30人ぐらいでと。これを例えば1校に統合したときの町の経費負担はどのくらいの差が生まれるんでしょうか。保育園も統合したときにはどんな、小学校1つになれば、当然町の経費が少なくなると思うんですが、その辺の経費の試算についてお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 統合したらどのぐらい経費が安くなるかという議論については、私は余り意味がないというふうに考えております。

先ほど教育長からの答弁がありましたように、教育の質を守る、あるいは子供に対して最適な教育環境を整備するということが町の使命であって、統合して幾らになるから統合しようというような議論をするということは、もう私としては意味がないというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

○9番（和澤忠志君） 町長は町民から選ばれた人ですから、それは自分が町長のうちはそれ

でいいと思いますが、やはりその時点で、もう我々は4年間の間でももうみんな変わっていくんです、条件とか、考え方がそのときによって。ですから、町民が行政の町長とそういうふうにしても、町民は本当にどういうふうにしても、変化しているのかと。町民から選ばれたんだから、町民の意見を常に聞くということが俺必要ではないかなと思うんです。町民だって、これだけ財政難になって、少子化で30人前後しか生まれないということは、もっと金を有効的に、もっとほかに、選択と集中だと思うんです。本当にそういう意味でバランスのとれた町政を行うには、自分の思い、信念もこれは確かに必要ですが、町民主体ですから、町民の意見をよく聞いて、それでそれが自分の方針とか、そういうものは町民が多く望むなら、自分の考えを混ぜて、町民の意見に従っていくということも必要だと思います。

ですから、あと質問に対しては、ちょっとお聞きしたいのは、何しろ町民の意見を、今度町民説明会があるというんで、要は小学校の統一とか、そういうのについて議論したいという議題を設けて、そこら辺でみんなの意見をまず聞いてみると、どんな意見を持っているのか。町はこう思うんだが、皆さんどうですかというような意見を聞いてみる必要があると思うんですが、そこら辺について町長、どうお考えでしょうか。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 統合について、一つは保護者からは統合すべしという意見は全く聞いておりません。町民の皆さんからは一部ありますけれども、これは議論の分かれるところだろうと思います。しかし、今統合についていろいろ議論する、そういう時期では私はないというふうに考えております。方向性を定めていくための議論ということは必要でありますけれども、今まだまだその前に議論すべきことがあるというふうに考えておりますし、現実的に生徒数から考えると、1校に集約するというのは、どのくらい先までかかるんだろうというようなことが考えられるわけです。今とてもその2校を1校にするということは、物理的にも無理でありますし、やるとすれば、相当な増築をして、教室数を増やす、そういうことをしなければ、恐らく統合というところにはできないでしょうし、また、池田町の課題は、非常に南北に長いと。ではどっちに統合するかという場合に、これは相当な議論が巻き起こってしまうということも事実だろうと思います。

そういう点で、まだまだ1校に集約できるような人数、そこまでいけばまた考えていかなければ得ないのかなというふうには考えますけれども、今その議論をしても余り意味がないというふうに私は考えておりますので、今回の町民懇談会ではこれについての意見を求めるということは考えておりません。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 9 番（和澤忠志君） それは見解の相違で、我々は10年後、20年後を考えて、町のためを考えて、そういう意見を出す人と、いや、それは教育が必要だから、10年後、20年後教育をやったほうがいいという考えの違いはあると思います。

ですけれども、主役は町民でございますから、ちらほらそういう意見も出ているということなんで、これは本当に統合すると言ったって、4年ぐらいかかるわけです、いろいろな問題で。ですから、もう将来を見たら、そういうような検討会をつくっていくようなことが必要ではないかなというふうに思います。

せっかくですから、ちょっとお聞きしたいんですが、本当に統合を考える条件とは、1クラス、今30人生まれてぐらいですから、単純に言うと、会染、池田15人ずつということになるんですが、これが20人になって、10人、10人、あるいは5人になって5人、5人、何人になったら統合を考えるべきだと考えていらっしゃるのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） それでは、私よりお答え申し上げます。

小学校の統合を検討する際に重要な要素は、1クラスの人数ではなく、学校全体の児童・生徒数ということでございます。例えば文部科学省では、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下になった場合に統合を検討すべきという指針を出しておりますが、現在池田小学校は6学級あり、会染小学校は7学級でございます。国の基準に照らしても統合議論を本格的に始めるには時期尚早であると考えます。

統合する場合は、児童・生徒の通学時間の長さも重要でございますので、既にスクールバスを利用している会染小学校においては、通学時間がさらに長くなるというようなデメリットもございますし、いずれにしましても、国の基準に照らし合わせましても、まだ池田町の2校の統合ということについては議論が早いと、先ほど町長も答弁いただいたように、私も同様に感じております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

- 9 番（和澤忠志君） 分かりました。町長と教育長、これは町の考え方ということでございますんで、それについては、はっきり承りましたんで、これについても、また、いろいろ聞かれたら、そういうことだというような回答を町民の皆さんにしていきたいというふうに思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（矢口新平君） 以上で和澤忠志議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 2 時 0 0 分

- 議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

松 野 亮 子 君

- 議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

9 番に、1 番の松野亮子議員。

松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

- 1 番（松野亮子君） 1 番、松野亮子です。9 月定例会の一般質問を始めたいと思います。

来年度の学校給食における有機食材の使用についてお尋ねしたいと思います。

本定例会であづみ野池田いきいき食育条例が上程されますが、国からも今年 3 月に第 4 次食育推進基本計画が出されました。その中で、3 つの重点項目として、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進と並んで、持続可能な食を支える食育の推進が挙げられております。この持続可能な食を支える食育の推進の目標の一つとして、次のとおりの記述があります。長いですが、引用いたします。

環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶ国民を増やす、食料の生産から消費等に至る食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬、化学肥料の過剰投入、食品廃棄物等、地球

の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により環境への負荷が生じ得る。国民の食生活が自然の恩恵に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システムの構築につながる。このため、環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶ国民の割合を増やすことを目標とする。

例としては、化学農薬や化学肥料の使用を避けることを基本とした有機農産物、食品を選ぶことなどが挙げられる。引用はここまでです。

昨年11月より年6回の学校給食における有機米提供が始まりました。学校給食における有機食材の提供は、今述べた国の食育推進基本計画の目的にも通じるものがありますので、さらに進めていただきたいと思います。

有機米提供の回数を増やしてほしいという保護者の声も聞いております。松川村のほうでも、住民有志が今月初旬に平林村長と懇談の機会を持ち、池田松川給食センターでの有機米提供の回数を年6回から12回に増やしてほしいとの要望を伝えにいったと聞いております。

有機米に交じっている斑点米の扱いについても問題提起をしたいと思います。学校給食に提供されている有機米は、農家の方から農協のほうに運ばれ、そこで石抜きを行い、色彩選別機にかけた上で、さらに給食センターで職員の方々が手作業で斑点米を除去するというをやっているそうです。最後の手作業による除去作業が本当に必要なのかと疑問に思います。一日に必要な白米の量は120キロだそうです。120キロのお米の中からより分けられる斑点米の量は、手のひらに山盛りになるくらいとのことなので、その作業をやってもやらなくても、結果には大して差はないのではないかと思います。

お米は自然の産物であり、多少カメムシが吸った跡が残っても害はありませんし、そもそも斑点米は、国の決まりで斑点米の割合で等級が決められるということになっております。これは有機農家であろうと、非有機農家であろうと、農家の方々を悩ませている問題でもあります。食材を大切にするという視点から、多少の斑点米に目をつぶって、学校給食で出された食材に感謝をして食べるということは、食育の観点からも重要なことではないかと考えます。最近の天候不順で農作物への悪影響もいわれている現在、多少の傷があっても気にしないという姿勢を若いときから身につけるのはとても大切なことではないかと思います。

給食センターでお話を伺った際に、残食の問題も話題になりました。池田松川の小・中学校合わせてですけれども、1日で10キロから15キロぐらいの御飯が残るそうです。以前給食センターの見学と試食会に参加した際に、なるべくよいものを子供たちに食べ

させたいという職員の方たちの熱意が反映されたメニューだというふうに私は印象を受けましたし、また、食材の選び方につきましても、限られた予算の中で少しでもよいものを選びたいという配慮を感じました。なるべく残食が出ないように食べてもらいたいというお話も、センターの所長さんから伺いました。

食品ロス削減につきましては、あづみ野池田いきいき条例の中でも取り組むこととされております。また、さきに述べた国の第4次食育推進基本計画の中でも、食品ロス削減のために、何らかの行動をしている国民を増やすということが目標の一つに掲げられております。残食を減らす方法の一つとして、生産者の顔が見えるように、例えば誰々さんのお米の日には、その生産者の方にどんなお米なのか簡単に説明をしていただく、そのような時間を設けていただければ、食べ残しの量も減るのではないかというふうに思います。

これは有機食材か、慣行農法の食材かにかかわらず、地元の食材を使用した場合にはぜひ取り組んでいただきたいと思います。そんな取組により、お子さんの中には農業を身近に感じて、将来農業を志してくれる人もあらわれるかもしれません。

ここで質問に入りたいと思います。

昨年も同様の質問をいたしました。現状2か月に一度出されている有機米の回数を毎月を増やすことはできませんでしょうか。

また、以前の私の一般質問の答弁の中で、有機野菜の使用について町長が言及なさっていたことがあります。有機野菜については、学校給食で採用する可能性はあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、松野議員の御質問にお答えしたいと思います。

有機食材、学校給食での採用についての御質問でありますけれども、有機米につきましては、生産者の方から価格について前回より安価な提案があり、予算の範囲におさまるということで、本年12月より当面毎月1回採用できることとなりました。生産者の皆さんに感謝申し上げる次第であります。

また、野菜等につきましては、価格や必要量確保、安定供給の問題があり、松川村との共同事業でもありますので、調整を取るなどの課題があります。可能性はとのことでありますが、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（矢口新平君） 松野議員。

〔１番 松野亮子君 登壇〕

- １番（松野亮子君） 今年から毎月有機米を出していただけることになったというのは、非常に喜ばしい答弁だと思ひまして、本当に生産者の方々に感謝を私もしたいと思います。

海外の状況を見ますと、公共調達というのが有機農業推進の一つの鍵となっております。有機農産物をつくったところで、誰が買うのか、売り先がないというのは生産者の方たちからよく聞かれる声です。公共調達で、例えば学校、保育園、病院などの給食で有機農産物の消費の受け皿となることで、有機農業の推進を図ることは可能ではないかと考えます。

学校給食に関しましては、松川村との調整がありますので、いろいろ障害もあるかと思ひますけれども、保育園ですとか、病院などでの使用については、どのようにお考えになりますか、お聞かせください。

- 議長（矢口新平君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） 町独自で使えるという部分であれば、保育園ということになりますけれども、これにつきましても、これから研究、調査して、どんな形で使えるものなのか、いろいろな角度で検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

- 議長（矢口新平君） 松野議員。

〔１番 松野亮子君 登壇〕

- １番（松野亮子君） 現状有機農家の数がまだまだ少ないということもありますので、今後ＪＡさんなどと協力をしながら、ぜひいろいろ進めていただけたらと思ひます。

次に、斑点米についてですけれども、斑点米が多少交じっている御飯を学校給食で出すことについてどうお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

保護者に食材を大切にすることを学ぶための教育の一環であるということを説明すれば、御理解は得られるのではないかと考えますけれども、いかがなものでしょうか。

- 議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

- 学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

斑点米につきまして、学校給食センターに確認した内容になりますので、お願いいたします。

学校給食で使用するお米なので、安心・安全面には最大限配慮することは当然だと考えま

すが、斑点米の除去作業を行った上で、その結果、斑点米の混入が生じることは仕方がないというふうに考えます。給食センターでは、斑点米の混入、食しても健康被害がないことを事前に各給食担当の先生経由で学校側に周知しております。また、保護者、児童・生徒にも、事前に配布する献立予定表に周知をしております。現在隔月で有機米を使用しておりますが、今のところ保護者等からの問い合わせや苦情はないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 確認させていただきたいんですけども、今最後に手作業で斑点米の除去をやっていると、その作業は今後はどうなるのでしょうか。今後続くということなのか、それとももう今後は苦情もないし、やらなくてもいいということなのか、その辺はちょっとお聞かせください。

というのは、それが現場の給食センターの職員の方たちの負担になっているんじゃないかということを私は懸念しておりますので、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

斑点米の手作業による除去作業につきましては、学校給食センターで現在行っているという状況で、手作業をしないでもいいのではないかという判断につきましては、教育委員会からというよりは、まず給食センターのほうで現在やっている作業でございますので、確認していく必要があるかと思えます。

先ほども申し上げましたが、安心・安全面に最大限配慮するためにその作業は当然必要であろうということは、給食センターのほうは最初に申しておりましたので、その結果、斑点米が混入することについては仕方がないというふうな考え方であろうと思えます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） すみません、ちょっと分かったような分からないようなんですけども、分かりました、私もまた給食センターのほうにも確認を取ります。

では、最後の質問にいきます。

有機食材でも非有機食材であっても、地元産の食材を使用するときに、その生産者の方に学校に来ていただいて、どんな思いでつくっているのかですとか、どういう作物なのかというようなことを短時間でいいので、語っていただくようなそんな機会を設けることはできませんでしょうか。

伊那の松川町では、有機農産物が使用された日には、5分程度の短い時間ではありましたが、生産者の方たちが教室で子供たちの顔を見ながらお話をするというようなことを行ったようです。コロナが始まる前は、一緒に教室で給食を食べるというようなこともあったというふうに聞いております。今コロナのことでいろいろ大変ですので、障害はあるかと思いますが、子供たちが食材をより身近に感じるきっかけになると思いますので、その件についての御意見をお聞かせください。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

給食センターでは、各小学校と給食食材生産者との給食交流会を開催しております。交流内容は、生産者の紹介、生産しているもの、栽培時での苦労等のお話でございます。生産者の方と一緒に給食を食べる、児童からの質問やお礼の言葉などで、生産者、児童双方が食について考える有意義な場となっております。

昨年度はコロナ禍のため中止、本年度も開催が難しい状況にあるとのことでございます。

そういった状況にあることから、給食センターでは、毎月各学校に掲示用として配布を行っている給食ニュースで、給食で使用している地元の野菜や果物をつくってくださっている生産者を、農場や作付の様子の画像を取り込みながら紹介しております。この取組は生産者の方への感謝の気持ちや地元食材を食べることの価値を理解することにつながっております。

給食センターでは、引き続き給食ニュースでの地元生産者の紹介に取り組み、コロナ禍が収束し、学校との行き来が通常に戻り次第、給食交流会を再開しながら食育事業の推進に努めるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 給食交流会が一昨年までは開催されていたということだと思んですが、ちなみに、年に何回ぐらいというのは、もし分かったら教えていただきたいんですけども。

○議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 申し訳ありません、回数につきましては現在把握できておりませんが、また確認して御報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

○ 1 番（松野亮子君） コロナの影響もありまして、いろいろ通常だったらできていたことができなかったりと、大変で、現場の方たちもいろいろ御苦勞なさっているかと思います。

私の一般質問はこれで終わりとさせていただきます。

○議長（矢口新平君） 以上で松野亮子議員の一般質問は終了しました。

倉 科 栄 司 君

○議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

10番に、11番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔 1 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 1 番（倉科栄司君） 11番の倉科栄司でございます。最後の一般質問の質問者となりました。よろしくお願い申し上げます。

まず、質問に入る前に、6月定例議会の折の一般質問で、主要地方道大町明科線の大町市境と旧明科町境の市町村界を示す標識の「い」のマークが条例で定めたものと違うという質問をさせていただきました。早速対応していただきまして、8月31日に工事が完了したということで、丸山建設水道課長から写真付きの実績報告をいただきました。大変ありがとうございました。理事者、そして担当課長、係長の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

オリンピックの借りはオリンピックでしか返せないというアスリートの言葉がありますが、一般質問のお礼は一般質問の席でさせていただきました。大変ありがとうございました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回2件についてお尋ねさせていただきます。

まず、町営駐車場の現況と有効活用についてということでお願いいたします。

町営のまちなか第1及び第2駐車場について、現況と有効活用についてお聞きしたいと思います。町なかの二丁目と三丁目に町営駐車場が整備され、供用開始されて今年で4年目になろうかと思います。当初は利用も余り多くなかった印象ですが、ここ一、二年はそれぞれの駐車場も利用が伸びてきて、特に二丁目の駐車場は現在、およそ3割から4割程度が利用されているものと思われます。三丁目の駐車場は二丁目ほどではございませんが、開設当初と比べると利用は多くなってきているような印象がございます。

平成30年度の決算成果説明時に、利用料金を支払って常駐的に駐車場を利用している方は、第1が3名、第2が2名と報告されました。担当課として、常駐利用者の現況と併せて、第1及び第2駐車場の利用現況をどう把握しているか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、倉科議員の質問にお答えいたします。

町営まちなか第1及び第2駐車場の利用状況についてですが、御質問にありましたとおり、月単位の年間を通じた有料での利用は、第1駐車場が34区画中3件、第2駐車場は47区画中2件あり、そのほか短期での利用が第1駐車場で1件あります。

有料以外の利用につきましては、第1、第2駐車場とも、近隣の事業所、店舗へ来店される方が利用しており、第1駐車場については、コロナ禍以前においては週末、トレイルコース利用者など観光目的の方が利用しており、利用頻度は高かったと認識しております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

○11番（倉科栄司君） 大体同じような答えがいただけるかと思いました。

今の答えの中にもございましたように、第1の駐車場のほうがやや少なくて、第2のほうが多いという区画数なんですけれども、二丁目の駐車場に比べて三丁目の駐車場のほうが利用が伸びていないので、今回は三丁目の駐車場について、利用促進の観点から今後の取組についてお聞きいたします。

ここ3か月ほど、三丁目の駐車場利用者が増えている印象がありました。その理由は、コロナのワクチン集団接種が総合福祉センターで実施され、センターの駐車場が接種者の車で混雑するため、一部職員の私用車を三丁目駐車場に駐車したためとのことでありました。ワクチン接種が担当課の御努力もあり、非常にスムーズに進んだことにより、今月中旬に三丁

目の駐車場を利用していた職員の車も、以前のようにセンターの駐車場を利用できるようになると思われます。そうすると、三丁目駐車場は以前と同様に数台の利用実態に戻ると思われます。

三丁目駐車場の県道側は、課長の答弁にもございましたように、来庁者の利用のために空けておくことが必要だと思われませんが、奥のほうの駐車スペースは常駐利用者の駐車分を除き、町内に駐車場を必要としている企業へ貸し出すことはいかがか、お聞きしたいと思えます。

○議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、お答えいたします。

第2駐車場は、敷地が町道により東西に区切られており、県道側は買物などで利用がありますけれども、奥は出入口が狭いなどの理由のため、近隣の方が時々利用しているのみだと思います。現在貸し出す場合は、防犯上の理由から駐車場の敷地に隣接しているか、または駐車している車両が目視できる範囲内に居住をしていることを条件としておりますけれども、企業の利用については、昼間の勤務時間中が多いかと思えますので、希望する企業があれば貸し出すことも考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

○11番（倉科栄司君） コロナの感染拡大が変異株によって収束に向けて進まない状況下ではございますが、ワクチン接種も3回目が必要となる方向にいくのではとの報道もございます。再度職員の車を三丁目駐車場に移動せざるを得ない状況が生じるかも分かりません。コロナの感染状況に注視しながら、駐車場の有効的な活用に向けて検討を十分行ってほしいとも考えます。当町の財政状況不如意の折、たとえ僅かでも利用料が収入に結びつくことは非常に大切かと思えます。具体的に町内に駐車場を求める企業もあります。コロナの感染状況と抱き合わせの部分もございますが、実現に向け具体的な行動を進めてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 町営駐車場の使用料は、決算書にありますとおり年間で22万2,000円であり、議員の御指摘のとおり、駐車場の有効活用を考える必要はあると思えます。また、貸し出す場合に、先ほどお答えした条件で運用しておりますので、他と不公平になら

ないか条件を整理し、そのほかにも近隣の方への影響などを考慮しまして、前に進みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 1 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 1 番（倉科栄司君） 三丁目地区は、町内でも頑張って商売をされている店舗の多いところであります。ただ、幾つかの店舗は自前の駐車場を持っております。また、現在町営駐車場を個人の駐車場として申請し、利用されている方は固定されていて、今後駐車場の利用を申し込まれる方は多くないと思われます。したがって、現在の駐車場の空き状態はそんなに変わらないものと考えられます。

駐車場の有効活用のため、積極的なPR活動や利用の掘り起こしに努めていただきたいがいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 先ほどもお答えしましたとおり、他への影響等を考慮しまして、前に進みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 1 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 1 番（倉科栄司君） 前向きな答弁をいただきました。

企業への貸出しが実現できればということの仮定に立つわけでございますが、利用者の方は駐車場から徒歩で職場へ往復することになるかと思えます。人流、報道で最近コロナに関連して見聞きする言葉がこの言葉であります、この機会が増えております。人流があれば町に活気が生まれてくると思えます。車に定員いっぱいの人が乗車して町なかを行き来しても、直接的な活性化にはつながってはきません。人が歩くことにより、ちょっとした買物で町内店舗の利用に結びついたり、そういったことで町内に活気が出てくることも考えられます。その観点から、ぜひ駐車場の貸出しに向け検討してほしいと思えますが、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 当初からそういうもくろみも町のほうにはありました。しかし、ちょっと中断というか、うまくいかなかったという経緯もあります。大いに常駐したいという意

向の企業がありましたら、積極的に交渉に臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 1 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 1 番（倉科栄司君） 個人に貸し出す場合と、また、企業になると、企業はほかにも駐車場を借りているところが多いかと思しますので、そこら辺の料金の合わせ方とか、またちょっと困難な問題もあろうかと思いますが、いずれにしても、駐車場を空きのままにしておくよりも、人がそこから出入りすることによって、帰りの買物をしていくとか、あるいはちょっとした物を買っていくとか、そういったことによって、その駐車をされている職員の方がまたほかの人にも、こんなお店があったんだよとかいうことによって、町の活性化に幾らかでも結びつくかと思しますので、ぜひこれについて進めていただきたいと思います。

ある企業からの引き合いも私のほうにもございますので、またお手伝いできることがあればお手伝いをしたいと思いますので、ぜひ前向きに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2 点目でございます。

総合体育館の駐車場から堤防道路への取付道路の構想についてということでお伺いします。

長年の懸案事項でありました総合体育館の駐車場が完成いたしました。現在はコロナ禍がありますが、コロナ禍後には総合体育館の利用面で大きな成果が出るものと期待されております。

総合体育館は施設の的にも大北でトップクラスであります。以前から高校、大学、社会人の合宿等での利用が多くありました。その利用に当たっては、大町方面からオリンピック道路を利用し、松川方面から総合体育館に来ることが多かったと思います。池田町側の堤防道路を南下し総合体育館に直接降りられる道路があれば、利便性は大きく向上するかと思います。また、葬祭センター利用の際も大いに利便性が向上すると思います。

財政状況が好転したときとの制約はつきますが、実現に向けて構想として取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） 倉科議員、冒頭に県道の看板の関係、お話しいただきましてありがとうございます。

それでは、倉科議員の御質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業による道路整備で、総合体育館西側から県道上生坂信濃松川停車場線に接する道路が完成し、大型バス等の乗り入れが可能となっております。また、近接してテニスコート南とあづみ病院側にも堤防道路に接続する道路があることから、新たな取付道路を計画する構想は現在ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 11番（倉科栄司君） お礼を言っていたいた割には木っ端で鼻をくくったような答弁だと思います。ちょっとだまされた感がありますが。

高瀬中学校のグラウンドと墓地の間を通過して高瀬川の東堤防に上がる道路は、かなり以前、私の小さいときから、堤防があんなに整備される前には砂利でありまして、そこを歩いて上がったり、あるいはまた自転車を引いて上がったりということがございました。池工の生徒さんも利用されたこともございます。私もそれを通して高瀬川へ行ってキャンプをしたりとか、行ったこともございます。丸山課長は山の中で育ちましたので、あれかと思えますけれども。そんなことで、中には自転車を今でも持ってあそこを上がっている方がいるというふうな情報も持っておりますし、現在も利用されている方はございます。

また、池田町内の道路は、課長よく御存じのように、丁字路で突き当たることが非常に多い道路がありまして、その後がクランク状態となる道路が非常に多くなっているということでございます。南部から総合体育館に向かってくる道路も、総体前でクランク状態になるということで、非常に利用しづらいということが現状かと思えます。堤防道路から直接降りられる道路整備は、将来的にも大きな利便性の向上につながると先ほど申し上げましたが、現在松川方面から総体や葬祭センターに来る場合は、堤防道路を南下し、課長おっしゃったように、テニスコートのところから降りる道路か、あづみ病院の前を通る二通りがあるかと思えます。

病院前の道路は、利用者の交通量が非常に多く、また、駐車場から病院に向かう人の流れも非常に多い状況であります。危険を避ける意味からも、高瀬川大橋から堤防道路を南下し、総体、葬祭センター、かえで等へ向かう利用しやすく、かつより安全な道路整備は必要と考えますが、いかがでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） 堤防への取付道路の関係でございますが、考えとすれば、先ほどのお話ししたとおりの内容でございます。

池田の町なかにある道路はクランクというようなお話をいただきましたが、池田町の道路はスピード抑制ということに配慮いたしておりますので、クランクでスピードを抑制しているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 11 番（倉科栄司君） 確かに松川村さんの道路と比べるとスピードが出しにくいということで、警察関係の方も松川のほうで取締りをする人が多いかと聞いておりますので、課長のおっしゃるとおりで、さすがベテランで建設畑一筋で歩いてきた課長だと思います。

それで、最後になりますが、総合計画の基本構想にももちろん入ってはおりませんし、もちろん実施計画もないですけれども、課長、年度末で御退職ということであります。中山議員が伊藤課長に御慰労の言葉を述べましたが、まだ課長、あと半年ありますので、慰労の言葉はまだ申し上げませんが、ぜひ年度末の退職に当たって、新しい課長に引き継ぐ引継書には、永年保存というしるしをちょっとつけていただいて、こういった構想があるので、私の後ぜひ頼むというようなことを引継書に明記をしていただきたいと思いますと思いますが、そのお覚悟はいかがでしょうか。

○議長（矢口新平君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、あと半年ございますので、引継書の中にどのように明記していったらいいか、その辺を十分吟味いたしまして、来年以降検討していただくような形の引継書になるようなことでふれてみたいかと、今現在は考えておりますが、あと半年、ちょっと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 11 番（倉科栄司君） 道路をほしいということは、葬祭センターにしても、総合体育館を利用する方にしても、お話ししましたように、大町だって、合宿に来ている方はマイクロバスとかで来ますよね。それから葬祭センターも、今こんなコロナになってしまって大人数は避けられるんですけれども、ただ、身内の方がマイクロに乗って葬祭場まで来るということはありますので、そうすると、どうしてもあづみ病院のところは人が多いし、堤防のところをまた南下してということになりますので、この前ちょっと議長とも話しましたが、葬祭センターに来るには同じ道を通らないほうがいいというような言い伝えもございますので、ぜひこの構想を生かしていくように、また課長の最後の粘りで引継書にしっかり明記

をしていただいて、今後何十年かたったときに、あれは丸山課長のおかげでこういう道路になったねというようなことが語り継がれるようなことがくることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（矢口新平君） 倉科議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問の全部が終了しました。

散会の宣告

○議長（矢口新平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

令和 3 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 5 号)

令和３年９月池田町議会定例会

議 事 日 程（第５号）

令和３年９月２２日（水曜日）午前１０時開議

- 日程第 １ 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
日程第 ２ 認定第１号より第６号まで及び議案第３３号について、討論、採決
日程第 ３ 議案第３４号について、討論、採決
日程第 ４ 議案第３５号について、討論、採決
日程第 ５ 議案第３６号より第３９号について、討論、採決
日程第 ６ 請願・陳情書について、討論、採決
-

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第６まで議事日程に同じ

- 追加日程第 １ 諮問第１号について、上程、説明
追加日程第 ２ 発議第６号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 ３ 発議第７号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 ４ 発議第８号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 ５ 発議第９号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 ６ 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第 ７ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件
追加日程第 ８ 議員派遣の件
-

出席議員（１２名）

１番	松 野 亮 子 君	２番	大 厩 美 秋 君
３番	中 山 眞 君	４番	横 澤 は ま 君
５番	矢 口 稔 君	６番	大 出 美 晴 君
７番	薄 井 孝 彦 君	８番	服 部 久 子 君
９番	和 澤 忠 志 君	１０番	那 須 博 天 君
１１番	倉 科 栄 司 君	１２番	矢 口 新 平 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 光 一 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（矢口新平君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

矢口議員。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

○予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の総括審議の委員会報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催日時、令和3年9月14日午前9時30分より、開催場所は池田町役場3階協議会室でございます。参加者は議員12名、協議事項については、令和3年度池田町9月議会定例会の予算、決算に関わる案件について総合審査をいたしました。

審査結果をまず先に申し上げます。

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、審議結果、認定、これは提言書を提出することになっておりますので、後ほど述べさせていただきます。

認定第2号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、審議結果は認定であります。

認定第3号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議

結果は認定です。

認定第4号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議結果は認定です。

認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議結果は認定です。

認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について、審議結果は認定です。

議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について、審議結果は原案の可決。

議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、審議結果は原案可決。

議案第37号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審議結果、原案可決。

議案第38号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決。

議案第39号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審議結果、原案可決。

以上であります。

審議の経過について御説明を申し上げます

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

意見、予算決算特別委員会の審議の中で、不登校児童数を教えてほしいとの意見があり、町から後日回答をするとの回答であった。先日、健康福祉課長から、下記のとおり回答があったので報告する。令和2年度不登校児童数、池田小学校6名、会染小学校8名、高瀬中学校8名、令和3年度不登校児童と不登校傾向児童、池田小学校5名、会染小学校6名、高瀬中学校13名。

昨年まで、この委員会での審査を意見書という形で示してきたが、どこまで生かされたか不明な点がある。今回、審査意見を来年度予算（事業）の提言書として町に提出し、回答を求めることで、議会としてのPDCAサイクルにつなげていきたいとの意見がありました。提言書提出について異論はなく、提言書（案）について議論し、下記のような意見が出されました。

町営バス明科線、安曇野線の安曇野市からの運行協力金については、十分に安曇野市民の

利用状況などを調査し、新市長に申し込むことが重要である。また、町営バス車両において、料金箱が簡易なものであり、安全で確実に収納でき、細かな乗車データが取れる料金収納機の機械化も必要である。

自治会未加入者が近年著しく増加している。この状態が続くと大きな影響が町にも出てくる。まず、町に実態をしっかりと調査していただくなどを文章化してほしい。

財政が厳しい中、令和4年度の予算編成方針を早期に議会に示すことは必要である。示す時期を具体的に要求すべきである。

工場誘致について、近年、全く進展していないので、文章化してほしい。

会染保育園の在り方について、しっかり明文化するよう文章化してほしい。

旧教育会館を子供が利用できるよう文章化してほしい。

町有地の積極的な利活用促進について文章化してほしい。

ハープセンター東側の効率的な管理についても文章化してほしい。

以上の意見を踏まえ、提言書を取りまとめ、後日、町長宛てに提出することになりました。

認定2号から認定6号、議案33号、議案36号から議案39号までについて質疑、意見はなく、以上のとおり、それぞれ認定及び原案可決すべきということになりました。

詳細につきましては、各担当の委員長より御報告を申し上げます。

以上で、総合審査の意見報告とさせていただきます。

○議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

○総務福祉委員長（中山 眞君） 令和3年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会の総務福祉関係の審査の内容を御報告します。

開催日時、令和3年9月9日、場所、池田町役場大会議室、出席者、議員12名、行政側、町長、副町長、教育長ほか、総務福祉に関係する課の課長及び補佐、係長と議会事務局長です。

以下に説明を省略して、質疑のあった内容を御報告します。

協議事項 1 として、認定第 1 号 令和 2 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。
企画政策課関係。

問、横浜市磯子区岡村西部連合自治会との交流について、町民の間で理解はあるのか、他町村との交流は今後どうしていくのか。

答、小学校を中心とした交流事業ということで進めていきたい。他町村との交流は、これからは検討する。横浜とは引き続き、細く長く継続したい。

問、電力供給会社の変更による電気料の削減について、電気料の削減の結果の電気料金と庁舎管理費の電気料金が一致していない。

答、電気料金は、新電力会社に支払う電気料金と、E S P 事業者という安い電力会社を探すサービスプロバイダーの委託料を足したものになるため、単純に電気料という決算額を見るだけでは数字は合わない。

問、自治会への未加入者はどのくらいいるのか。

答、町民の90%は加入しているようだが、正確な数字はつかめていない。自治体でも正確な人数を把握していない。

問、美しいまちづくり推進委員会を廃止するということだが、委員会を廃止して美しい町づくりをどう進めていくのか。

答、当初の目的がある程度達成されたため、廃止に踏み切った。事業は継続していくし、必要になったら、また委員会を立ち上げたい。

問、普通会計の財政規模の推移について、単年度収支や積立金 4 項目にわたってワーストの数字が並んでいる。地方債に至っては、平成25年から 9 億円ぐらい増えている。こうしたことを広報で説明するべきであるが、現状では、実質公債費比率などの用語の説明にとどまっている。町民が知る必要があるのは決算の評価ではないか、数字の意味を具体的に説明しないと、財政が厳しいと言っても理解されない。どのように公表していくのか。

答、広報では11月号に掲載する。基金の健全化の比率や実質公債費比率は載せていく。過去との比較を広報に載せるには紙面の都合もあるので、こういった形でお知らせするかは内部で検討していきたい。

要望として、例年、決算の概要の数字が変わっているだけで、ほとんどが以前のデータを複製、貼付けしているだけ、今年は11月号に向けて、こういった財政状況がどうなのかということをお知らせを原稿をつくり直してやってもらいたい。

問、ふるさと納税について、基金に積んだ残りの3,000万円ぐらいが経常経費として使わ

れていることに不安を感じる。ふるさと納税は常に入ってくるお金ではないので、経常経費に充てるという使い方はふさわしくないのでは。来年度予算においては、ふるさと納税を充てるところを見極めて、支出先の選定もしなければならないのではないかと。

答、以前からそういう意見もあるので、今後については内部で相談をして決めていきたい。

問、ふるさと納税に協力してくれている事業者の表彰ができないか。御代田町では、既に一定の金額レベルでゴールドクラスとか、プラチナクラスなどの表彰を行っている。事業者の意欲をかき立てるためにも、そういったことを検討してもらえないか。

答、意欲は必要だと思うので、どのような形にするか、庁内で検討したい。

次に総務課関係です。

問、税目別の滞納繰越額は、令和2年度に倍増しているところがある。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料もほぼ倍増である。滞納の繰越しの方が増えている傾向について教えてほしい。

答、前年度の滞納繰越しの金額が多いという傾向は毎年見られる。その前の年の分で払い忘れが残っていることが多い傾向がある。

住民課関係。

問、個人番号カードの発行枚数は累計で何枚か。

答、8月31日までの累計で2,937枚である。

問、今まで交通指導員をやっていた方が亡くなられ、今後、交通指導員の方をお願いするに当たって、どう進めていくのか。

答、池田松川交通安全協会に適任者の推薦をお願いしているが、候補者は上がってきていない。1人の方に負担してもらうのも大変なので、複数でやるとか、毎日はやらないなど、やりやすい形を検討するのが必要だと考える。

問、町営バスの運営の関係で、夜間の走行時にアナウンスがないと、時々しか乗らない人はどこを走っているのかがよく分からない。

答、車内アナウンスをできるように検討していきたい。

問、町営バスは、随意契約ではなく競争入札にするべきではないか。

答、地元の公共交通事業者と協力することも必要だと考えている。金額の比較の仕方も難しい。バスの運行経費を時間で割って比較したところ、時間単価としては5,000円前後で大差はなかった。

問、バス運行の協力金について、安曇野市から全く運行協力金がもらえないという状況が

続いている。もうすぐ市長選挙があり、新たな市長が誕生するのを機会に協力金がもらえるように掛け合ってもらいたい。

答、利用者のほとんどが池田町から安曇野市への移動であるため交渉しにくい。交渉は過去にも行ってきたが、効果はなかった。市長が変わったら検討はする。

問、バスについては、乗客の待遇と運行状況の改善についての利用者アンケートを取ってはどうか、明科の人も利用しやすくなれば、運行協力金につながるかもしれないが、いかなものか。

答、アンケートを利用者の方に向けて実施をしていきたい。

健康福祉課関係です。

問、次世代育成支援事業について、不登校がかなり多いと思うが、実際の小・中学校、それぞれの相談件数は。

答、計上している件数が延べ件数になっているので、後で回答する。この件については回答をいただいています。

問、今後、この件についてどのように対応していくのか。

答、不登校を考える上で、その主要因が家庭なのか学校なのかを識別するのが重要で、その次に、現状の不登校というのが学校に登校するということで解消するのか、それ以外の支援方法があるのかを考えなければならない。基本的には、家庭内に問題があるケースが多く、学校との連携によって対応している。

問、次世代育成支援事業の相談件数が1.3倍に増えたのは、相談しやすくなったこともあるかもしれない。内訳を見ると、その他が圧倒的に多い。項目をつくったらどうか。

答、多世代相談センターが立ち上がってからまだ1年目で、この分類がカテゴリーとして適しているかを模索中である。カテゴリーの見直しは行っていきたい。相談件数1.3倍という点については、広報やホームページで周知をした結果で、あと、初期対応を回数増やしても迅速にやることで、問題解決までの時間を短くしたという取組の成果だと見ている。

問、健康福祉課関係で、コロナによりどんな影響が全体的にあったのか、大きなくくりでお願いしたい。

答、コロナ禍で今まで経験したことがない形で、例えばレベル5になって、様々なことの自粛を呼びかけられた。施設が閉鎖になってしまうと、高齢者の方やお子さんたちが来る場などが閉鎖になってしまい、高齢者の方たちの筋力低下や精神面の鬱などの形で影響が出てきていることを感じている。子供についても部活やその他の交流の場が激減していることに

よる影響を感じる部分がある。

問、コロナワクチンの関係で、ワクチンの3回目接種の見通しが分かれば教えてほしい。
また、コロナの治療薬としてのカクテル療法についてであるが、この治療薬は池田町にあるのか。

答、県との懇談の中で、2回目がまだ全面的に終わっていない中で、3回目は今年度は現実にはないのではという話があった。治療薬については、この近隣だと波田の松本市民病院で使われるようになったという話は聞いている。

問、ヤング検診の受診率が下がってきている。受診者を増やす施策はあるのか。

答、苦勞している。他市町村でも若い世代の検診率を増やすことは苦勞していると聞いている。若い人の肥満も増えているので、そういった面からのアプローチをしながら、検診率を増やしていきたい。

問、コロナウイルス対策で次亜塩素酸水の精製装置を購入して活用されていたが、今はどんな形で使われているのか。

答、配布し始めた当初と令和2年度ぐらいまでは、記載のあるとおりの件数で利用者があったが、今年度に入ってから件数が減っており、同じ方が繰り返し来て使っているような状況になっているので、再度、広報を通して周知をしていきたい。

会計課関係。

問、キャッシュレスでの支払いが増えている。クレジットカードだけでなくいろんな手法が増えているが、行政手続におけるキャッシュレス化について、会計課ではどう考えているのか。

答、バーコードとかQRコードを入れなければならないため、税金の支払いなどの納付書の関連で、会計課単体だけで話を進めるのは難しいが、話は出ており、全く検討していないというわけではない。

次に、協議事項2番、議案第36号 池田町一般会計補正予算（第4号）について。

総務課関係。

問、定年が60歳から65歳に引き上げられたことについて、町民の皆さんに対しても説明は必要だと思うが、どう考えているか。

答、この制度は、地方公務員法の改正で、市町村の一般職は地方公務員法が適用になるので、それに合わせて公開していくことになる。国から示される基準のとおり池田町のほうもやっていかなければならないので、説明は、各市町村とも同じような形になるのかを確認

する必要がある。

問、この制度は全国一律で適用されるので、池田町だから報酬が下がったり上がったりということはないということか。

答、基準は国で決められるが、どの級にするかということは、各市町村で決める必要がある。

住民課関係。

問、吾妻町の信号の撤去はいつになるのか。

答、撤去の時期は、冬から春にかけて行う。具体的にいつになるかは、警察署からまだ連絡がない。一時停止の標識は、夜間発光するものを設置してもらえよう、警察署に要望する。

報告は以上であります。

他の委員に補足の説明がありましたら、お願いします。

○議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

中山委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

○振興文教委員長（大厩美秋君） ただいまより、令和３年９月議会定例会予算決算特別委員会、振興文教委員会関係の委員会調査報告をします。

日時、令和３年９月10日午前９時30分より午後３時15分まで、場所、池田町役場大会議室、出席者、議会側、予算決算特別委員12名、議会事務局、行政側、町副町長、教育長並びに産業振興課、建設水道課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

９月10日に審議した事件は、認定４件、議案３件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

1、農業委員会、産業振興課関係について。

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、農業次世代人材投資資金について、県外からの方なのか。

答、内訳として、1名は町内、1名町外の方、もう1名は元地域おこし協力隊員。過去には、夫婦の方の収入について、ぶどう耕作者に対して紹介を行った。一般営農は、先方から相談があったものを認定している。

問、花とハーブの里づくり事業について、ハーブセンター東側圃場について、管理委託という形になり、よくなってきている気がする。管理委託業者が販売している売上げ費用について、町に計上されていないのはなぜか。

答、苗の販売は、不動産のテナントとして入っている。賃料は別途いただいている。

問、分かりにくいので、指定管理にしてほしい。

答、40万6,000円を売上げとして町に納めていただいている。不動産賃料ということではない。

問、年々、増えていくと思うが。

答、最終的には、年額120万円ぐらいいただきたいと考えている。

問、東側の圃場について、将来的にどうするのか。ホームページ等に公表すると答弁したが。

答、現在、構想をまとめている。まとまり次第、掲載する。

問、滝沢地区の社口原の水質調査について、内容は。

答、中山間事業整備において、坂下地区で井戸水を使用しているので、検査をしている。状況は良好である。

問、ハーブの里ブランディング推進事業について、成果と効果は。

答、コロナ禍、オンラインで3回開催した。ふるさと納税につなげていきたい。

問、花とハーブの里づくりについて、町外からの誘客について、将来はどのように考えられるのか。

答、事業は30年ほど前から行っている。このところ引き合いも多い。町の玄関、観光の拠点として確立されていくと思う。

問、森林の里親事業について、どの程度整備されているのか。

答、住友理工さん、40ヘクタール、相互さん、9ヘクタールの森林を契約していただいている。県の認証制度を受けて進めてきている。

問、農業の新規就農者について、県外から見られているが、住居がないという現状がある。空き家対策を含めて、課を越えた動きはされているのか。

答、新規就農者は、営農支援センターを中心に、年に何十件かある。将来的には、ワイナリーをつくりたいという計画もある。圃場近くの候補地を検討しているが、ここというところは見つかっていない。住居については、移住定住係と連携している。

問、移住しようという方は、池田は何となく当事者同士にお任せという形が見え隠れする。人口増に取り組もうという形が見えていないが。

答、先方と要望が合わない場合がある。町が全面的にバックアップする。引き続き、検討したい。

問、有害鳥獣対策事業について、システム調査を行った。どのような効果があったのか。

答、猿の位置がGPSの行動範囲で特定できるようになった。木崎湖の海の口から南で動いているという想定だったが、実際は、広津を中心に東山の中で生息していることが分かった。GPSの設定により、首輪の電池が1年ということになっている。11月で1年がたつが、今年度も続けてやっていきたい。

問、このシステムで猿を追い払う形になるのか。

答、大町市でも同様のシステムの運用をしている。電波は2時間に1回の位置が分かる。スマホで位置が分かる。被害地区の方には予測を立てていただく。猿の出没頻度も分かる。捕獲にもつなげていきたい。

問、有害鳥獣について、電気柵を設置したり、GPSを利用したりしているが、本質が見えてこない、野獣は生態を変えると海外で言われている。緩衝帯を設けることも必要ではないか。

答、近年、境界が不明確になり、人が作るもののほうが栄養価が高いので、狙われている。被害エリアは併せて森林整備を行っていきたい。

問、ハープセンター東側圃場について、コロナの影響があって、集客や誘客が感じられない。いつまでお金を投下するのか。

答、事業は継続性も必要。発信をしていて、実際、実績も上げている。やめるというよりも、もっと充実させて、町の発信拠点としたい。

意見、いつまでやっても同じ。経済効果を考えて、民間の力を借りてお願いしたい。

問、コロナ対策で発行した、生き活き池田スマイルクーポン、イクスマ事業について、消費動向のデータ集計はどうなっているのか。

答、2割から3割が飲食で利用された。細かいデータを今後示したい。

問、法人税が減収になったが、事業者の休業や廃業はどんな状況か。

答、製造業は大体横ばい、飲食店関係は苦しい、小売店関係は苦しいと聞いているが、まだしっかり把握できていない。今のところ、休業、廃業はない。

問、いけ弁事業の後は。

答、観光協会で行っている。需要等のバランスもあるが、飲食業の方が軌道に乗るまで続けたい。

続いて、認定第2号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑なしです。

議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、美術館下の町道カーブの工事の施工方針と安全対策は。

答、工事は道路用地の購入と併せて行っていく、工事材料が発注先に在庫としていない場合もある。来年の観光シーズンには間に合わせたい。通行止めも発生する可能性がある。

続いて、2番、建設水道課関係について。

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、県の関係かもしれないが、美術館隣の砂防ダム（前ヶ沢）が竣工した。今後のダム設計計画は。

答、前ヶ沢は終了している。現在、滝沢、長福寺の東側で工事をしている。

問、東山全体が県の土砂災害警戒区域に指定されているが、県外からの移住者の建設ラッシュになっている傾向がある。県の方針が変わったのか。

答、建設確認では、土砂災害警戒区域は問題ないが、土砂災害特別警戒区域では構造等が土砂に耐えられるものでなければならないことになっている。町でも周知はしている。

問、県道の除草のタイミングについて、県での除草する時期が分からない。結果、自治会として取組のタイミングが分かりにくい。

答、県に確認する。県から情報が直接なく、業者からの連絡になるなど、なかなか把握ができていない、なるべく把握したい。以前は年2回だったが、1回に減り、さらに不定期になってしまった。当てにならないので、自治会でぜひ取り組んでほしい。

問、県と町、自治会が情報を共有して取り組めないか。

答、現状を調査し、県に依頼したい。

続いて、認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。こちらにつきましては、質疑なしでした。

続いて、認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について。

問、昨年度新規の加入はどの程度か。

答、新規の水道関係の加入者は、33件である。

次に、議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

問、水道有収率について、比較的高くなっているが、内容と目標は。

答、水道管の漏水が原因だが、更新がうまくできている。目標は90%を目標としている。

問、給水収益が近年になく増収となったその背景は。

答、コロナ禍で在宅が増えたものと思われる。

次に、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）については、質疑なしでした。

続いて、議案第39号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、質疑なしでした。

全体について。

問、除雪の関係で。これからの季節であるが、ここ2年余り、出勤の機会がない。高齢化と除雪機材の減少等により、自治会にしわ寄せが来ているような気がする。機械や重機が少なくなっている中、いざというときに出勤する機会が少なくなり、どう対応するのか。

答、除雪の路線数を減らさざるを得ない。業者の重機の維持が難しくなり、重機2台と塩カル散布機をリースしている状況である。引き続き、自治会にお願いするとともに、地域を越えて作業ができるかお願いをしていく。自治体の高齢化を踏まえて、お願いする際にアンケートを取って、来年に向けて考えていかなければならない。財政状況もあるので、現状をつかんでみたい。委託するときにアンケートを取っていきたい。

問、除雪をしている業者が作業をするのみでなく、町民を含めた町全体が雪をかく体制に向けて周知をお願いしたいが。

答、広報紙を毎回出しているが、どんな形になるか検討していきたい

続いて、3番目に学校保育課関係について。

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、ICT業務支援委託料の内容は。

答、一般社団法人エンターキーに委託している。月10万円掛ける8か月分である。各学校へ行き支援している。

問、地域おこし協力隊員も支援をしている。委託料も今後増加すると思うが、分ける根拠は。

答、県の補助金は利用していない。県だけでは賄い切れないので、町費で対応した。

問、本年度以降は費用は発生しないのか。

答、実際、本年度に入り、タブレット端末クロームブックを一人一人に導入した。各校を回って支援していかないと運営できない。環境整備では、学校でのホームページの充実にもつながっている。

問、教育用パソコンについて、リース金額は年額500万円程度ということか。

答、年額である。

問、金額的にも買取りのほうが安い、なぜリースか。毎年、3校合せて1,500万円近くリース料がかかっている。パソコンリースとタブレットの支出で二重支出状態である。見直しを求めるが。

答、活用は1人1台のタブレットでいけるが、リース契約が残っているので、基本的に難しい。

要望、財政状態もあり、1円でも安くなるように努力をお願いしたい。

問、教育関係の講師料について、内容と1人当たりの謝礼は。

答、C A P（暴力からの自分を守るプログラム）を各小学校で実施した。それぞれ17万6,000円。教職員講師謝礼は高瀬中で、東京から講師を招いた12万8,000円。保小中15年プランの研修で、信大からの講師謝礼と軽井沢風越学園での支出である。基準である1時間当たり6,000円の単価で支出した。

問、軽井沢風越学園への研修は、今年も継続されるのか。

答、信大から来ていただく先生を継続している。風越学園との研修は、コロナの影響で未定であり、検討中である。

問、G I G Aスクール関係で、タブレットの修理費用等は誰が持つのか。

答、小・中学校の端末については、予備分がある。もし、故障があれば、予備機で対応したい。端末価格は4万5,000円であり、修理した場合は、本体よりも高額になる可能性がある。

問、旧教育会館の件で、書庫として書棚を購入したとの報告があった。本来、子供たちの

施設に使用したらとの話が出ているが、総務課と教育委員会でどのように話合いがあったか。

答、一昨年については、企画政策課が担当している。一部書庫として活用していると聞いている。子供の居場所については検討している。教育委員会の所管ではない。

問、利用しやすい場所なので、今の教育委員会の場所よりもいい。子供の居場所をつくるのにも適しているが。

答、国の事業を導入したので、教育委員会が旧教育会館に戻ることはない。

問、会染小学校バスとスクールタクシーの契約方法は。

答、随意契約である。

問、随意契約とした理由は。

答、事業者が少ない。特に、スクールタクシーについては、見つからないのが現状である。

問、来年度業者選定に向けて変えていくことが必要ではないか。算出根拠も1回当たりで算出すべきでは。

答、会染小のスクールバスは月額ではなく、計算根拠は登校日日数で割っている。

要望、バスの契約は年額で行われており、長期の休校の際にも支出されているので、来年度予算で見直してほしい。

問、池田保育園の修繕が高いことが監査委員で指摘されているが。

答、直せる業者がなかなかいないので、なるべく町内の業者に依頼しているが、直らない場合は高上りになっている。

問、会染児童センター長が不在である。

答、バランスよくセンター長の目が行き届くように努めてまいりたい。

問、タブレット端末について、廃棄の場合はどうするのか。

答、個人情報漏えいしないような配慮をしていきたい。

問、小・中学校の需用費中、電気、灯油、重油について、池田小学校は減額、高瀬中学校は約9万円増額、会染小学校は約59万円増額で突出しているが原因は。

答、会染小は、児童センター分も含まれているため、高額になっている。

問、令和2年度が高い理由は。灯油、重油も増加しているが検証を。

答、確認をする。

続いて、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、希少動植物看板設置について、河川敷だと思うが、今のスケート場などの設置に影響が出るのか。

答、場所的にはかぶっていないので、影響はない。

問、希少動植物が草刈りによって悪影響があると言われるが、その対策は。

答、建設事務所の草刈り等において、教育委員会をお願いしていく。

問、希少動植物看板の保護について、看板だけでは不十分で、保護活動について力を入れていくのか。

答、今回の看板は、町民の方への周知を目的としている。存在を知っていただくことが大切。

問、町長の考え方は。

答、実態をよく調べて、保護すべきものは保護していく。

問、放課後子ども教室に遊具が導入される。支援先のライフスポーツ財団の内容は。

答、今回、全国で20団体が採択された。子供の遊具などを購入して、運動機能向上を目指す。理事長とのセレモニーも行い、実績を財団に報告する予定である。

次に、4番、生涯学習課関係について。

認定第1号 令和2年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、テニスコートの年間利用料が昨年に比べて唯一増加しているが。

答、町外からの利用者が増加した。

問、休暇施設の未収分は。

答、毎月伺ってお話を聞いている。国や町の支援を提供した。電気料については、納入していただいた。町へ減免のお願いを予定している。

問、町長の考えは。

答、現況を捉えながら相談に乗って、減免すべきは減免したい。

問、美術館収蔵品の管理について、管理状況は、上原良司についても依頼されているが。

答、美術館収蔵庫で、適切な温度湿度で管理している。上原良司については、創造館で管理している。

問、クラフトパークの管理について、人件費の内訳は。

答、金額については、資料がないので申し上げられない。

問、町シルバー人材センター常勤の管理者の3者契約であるが、常勤で管理されている方が高齢で、体調面に不安があると聞いている。今後の対応は。

答、管理されている方が体調を崩された、何度か打合せを重ねている。9月か10月をもって契約を解除する話をしている。その後は町職員のほうで、必要な方を依頼する形とする。

来年度は、リーダー的に取り組んでいただける方がいれば、契約していきたい。できなければ、業者への委託も考えている。まだ、はっきりした見通しは立っていない。

続いて、議案第36号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第4号）については、質疑なしでした。

以上、振興文教関係の質疑を申し上げました。

他の委員に補足があれば、お願いします。

○議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 大厩委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

○総務福祉委員長（中山 眞君） 令和3年9月池田町議会定例会総務福祉委員会の審査内容を御報告します。

開催日時は、令和3年9月9日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場大会議室、出席者、議会側、総務福祉委員全員、行政側、町長、副町長、総務福祉に関係する課長及び議会事務局長です。

協議事項、議案第34号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第35号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、個人番号とマイナンバーカード、いろいろな医療関係情報とかを連携させることになるが、その場合の連携先はどこか。

答、個人番号のデータの連携というのは、どこか1か所に個人の情報を集めるというもの

ではなくて、情報自体はそれぞれの機関が持っていて、必要な情報を取りに行くような形になる。中間サーバーという仲介するものがあり、池田町からすれば、そこに問合せをして、その中間サーバーが情報を持った機関に問合せをして、それで情報が返ってくるということになる。町から問い合わせするのは、その中間サーバーである。

問、その中間サーバーというのは、国で運営しているオンラインサービスのマイナポータルに該当するということか。

答、マイナポータルは、マイナンバーカードを持っている方が自分の情報がどう使われているのかとか、マイナンバーを使った申請ができるとか、そういう個々のサイトで、それ自体が情報を持っているということではない。

問、連携先は町ではなくて、中間サーバー的な、いわゆる国が運営するものとつながるということか。

答、そのとおりである。

意見、国、地方自治体、大学や企業が持っている情報を広く集めて利用できるようにするのが政府の狙いで、問題は、町がそこに連携していった場合、当然つながっていくので、企業がそれを利用することができるようになると思う、それと個人情報の漏えいにつながっていく。個人の情報を企業のために利用することに賛成できない。

意見、国で決められたことに、町として反対できるのか。疑問ではあるが、個人情報の漏えいは時々報道されており、例えばフェイスブックでも何十万人の個人情報が流出などの新聞報道がされている。個人情報の漏えいにつながる可能性があるものには反対である。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、陳情 6 号について、令和 4 年度池田町移住定住関係補助金についての再構築を求める陳情書。

意見、移住定住補助金が下げられたままだと、空き家が放置されることになる可能性があり、県道沿いで空き家が増えると、景観が悪くなることもあり得る。陳情書の採択は、町長が進めてきた人口減少対策で、人口の下げ止まりにもつながると思うので、採択に賛成である。

意見、同意見ではあるが、財政状況をよくするために削減したので、この陳情書採択には賛成できない。

採決の結果、賛成少数、趣旨採択少数、反対多数により、不採択と決定しました。

続いて、閉会中の継続調査について。

池田町の町づくりと住民福祉の向上について、デマンド交通を含めた公共交通の在り方について、気候変動に関する調査研究について、以上の３項目を引き続き閉会中の継続調査とする。

報告は以上です。

他の委員に補足の説明がありましたら、お願いします。

○議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

５番、矢口稔議員。

○５番（矢口 稔君） 一端、お聞かせください。

陳情６号のところで採決されたわけで、不採択ということなんですから、人数が分かれば教えていただければと思います。

○議長（矢口新平君） ３番、中山委員長。

○総務福祉委員長（中山 眞君） 賛成１名、趣旨採択１名、反対が２名です。

以上です。

○議長（矢口新平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

○振興文教委員長（大厩美秋君） それでは、令和３年９月議会定例会振興文教委員会審査報告をします。

日時、令和３年９月１０日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場大会議室、出席者、議会側は振興文教委員６名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長。

今定例会において、本委員会に付託された事件は、請願２件であります。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の報告をいたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

1、請願4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について。

意見、へき地教育振興法があるが、実態は昔と違ってどうなのか。手当を上げるのはいいが、実態と合っているのか疑問である。へき地の学校に通っている子供たちのほうが大変ではないか。

意見、毎年同様の請願が提出されている。現状をもう一度確認することも必要ではないか。

意見、昔と比べて家から通っている先生が多い。若い先生がへき地に勤務することは多いと思う。昔と比べてどうかと思う。もう少し知る必要がある。

意見、採択すべきである。現にバランスが崩れている地区がある。手当の向上でバランスの均衡が取れるのか疑問である。

意見、2006年度からの引下げで影響があると思う。毎回提出があるということは、要望が強くあると思う。採択すべきである。

以上で、採決の結果、全員の賛成で採択となり、意見書については質疑なしで、採決の結果、全員の賛成で可決しました。

続いて、2番、請願5号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について。

意見、請願内容は理解できる。実情はだんだん変わってきている。都市部と地方では、少子化で30人を満たすことが厳しくなっていることを頭に入れておくべきである。問題はこれだけではないということを考えておかななくてはならない。

意見、OECD加盟国の中で、日本は最下位である。先進国では20人前後となっている。

といった意見が出されて、採決の結果、全員の賛成で採択となり、意見書については質疑なしで、採決の結果、全員の賛成で可決しました。

閉会中の継続調査について。

現況を踏まえ協議を行い、項目の整理を行いました。また、今後コロナ禍の状況を見ながら視察を検討していきたい。

閉会中の継続調査は、交流センター東側商業エリアの活用について、里山整備と有害鳥獣対策について、花とハーブのまちづくりについて、保小中一貫教育について、乾杯条例につ

いての５項目とします。

以上で、振興文教委員会に付託された事件の報告を終わります。

他の委員に補足があれば、お願いいたします。

○議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で、各委員会の報告を終了します。

認定第１号より認定第６号、議案第３３号について、討論、採決

○議長（矢口新平君） 日程２、認定第１号より第６号まで及び議案第３３号を各議案ごとに討論、採決を行います。

認定第１号 令和２年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

薄井議員、７番。

○７番（薄井孝彦君） 一応、認定１号について、賛成の立場から討論をいたします。

令和２年度の一般会計の実質収支は、４,０８３万円の黒字となりました。ほかの会計も全て黒字でした。財政危機を認識し、歳出予算削減プロジェクトや住民説明会に取り組んだこと、町行財政改革推進委員会を立ち上げたことなどを評価し、賛成といたします。

しかしながら、実質公債費比率は１２.１％と前年度よりも０.３％増加し、令和７年度には１６.４％になると試算されており、起債するのに国の許可が必要となる１８％を超えないような、慎重な財政運営が求められます。

また、現在の町財政の構造は、経常経費比率が約90%と高く、公共施設や道路への改修費用が出せない構造となっており、経常経費の削減など、健全財政への転向に向けてさらなる取組が求められます。

今議会の決算審査でも、随意契約の見直しなどの意見が出されました。まず、競争入札により経費を削減していくことなど、できることから改革に取り組んでいきたい。それらを令和4年度予算（事業）への提言書として提出しますので、真摯に受け止めていただき、改善に取り組んでいただくよう申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（矢口新平君） 他に賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決をします。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（矢口新平君） 全員賛成であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決をします。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和2年度池田町下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決をします。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第33号 令和2年度池田町水道事業会計剰余金処分及び決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号について、討論、採決

- 議長（矢口新平君） 日程３、議案第34号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 5 号について、討論、採決

- 議長（矢口新平君） 日程４、議案第35号 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

8 番、服部久子議員。

- 8 番（服部久子君） 議案35号に対して、反対討論いたします。

個人番号制度が2016年１月から開始されましたが、2020年までの普及率は16％でした。普及を進めるため、20年９月にマイナポイント制度ができましたが、現在の交付率は37％にとどまっております。国民の３分の２は交付申請しておりません。

番号制度が普及しない原因には、個人情報の漏えいの危険や所得、資産、医療、教育など、国に個人情報を集中させ、国の管理が進むことに危惧があります。2018年、日本年金機構の500万人分のマイナンバー情報が中国に流出した事実もあります。

また、個人情報が企業に外部提供できることになり、本人が知らない間に、企業のもうけの対象にされることもあります。

また、５月に成立いたしました地方公共団体情報システムの標準化で、自治体は国がつくる範囲の政策しかできないことになりかねません。

よって、これらの理由で35号議案には反対いたします。

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号より議案第39号について、討論、採決

○議長（矢口新平君） 日程５、議案第36号より第39号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第36号 令和３年度池田町一般会計補正予算（第４号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

○議長（矢口新平君） 日程6、請願・陳情書について、討論、採決を行います。

請願4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

請願4号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定いたしました。

請願5号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

請願 5 号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択でした。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定いたしました。

陳情 6 号 令和 4 年度池田町移住定住関係補助金についての再構築を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

6 番、大出美晴議員。

○6 番（大出美晴君） この陳情については、まだ時期早々という、私は気がしています。条件とか、それから形とか、そういうものをもっとしっかりと精査して検討した上で採択しないと、せっかく 3 月に議会が否決したことについて何の意味もなさないと私は思いますので、不採択という立場から、反対意見といたします。

○議長（矢口新平君） この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了いたします。

陳情 6 号を挙手により採決をします。

2 番、大厩美秋議員。

○2 番（大厩美秋君） ただいまの陳情 6 号の採決に趣旨採択を追加していただくよう動議を提出いたします。

○議長（矢口新平君） ただいま、大厩議員から、採決の取り方、趣旨採択の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第 16 条の規定により、1 人以上の賛成がありますので、成立をします。

趣旨採択を追加する動議を議題として、採決をします。

この採決は、趣旨採択の採決でございます。

この採決を挙手により行います。

趣旨採択を加えることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 賛成が多数でございます。

したがって、趣旨採択を追加する動議が可決されましたので、趣旨採択を追加して採決を行います。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は不採択です。

陳情 6 号を原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手少数であります。

次に、陳情 6 号を趣旨採択にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手多数であります。したがって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

この際暫時休憩とします。

全協を開催しますので、協議会室へ御集合願います。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 30 分

- 議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

- 議長（矢口新平君） お諮りします。

追加案件として、諮問 1 件、発議 4 件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

諮問第1号について、上程、説明

- 議長（矢口新平君） 追加日程1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案の理由をいたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長は、当町の住民で議会の議員の選挙権を有する者のうちから議会の意見を聴き、法務大臣に推薦することとなっております。

当町の人権擁護委員3名のうち、1名が令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、本定例会で委員の推薦について意見を求めるものでございます。

宮澤陽美氏は、昭和22年5月21日生まれの74歳で、住所は、池田町大字池田2829番地であります。

山梨県出身で、昭和55年から池田町に在住され、平成15年から高瀬中学校の図書館に勤務、平成24年からは、池田町教育委員会で文化財保護に関わる事務補助員として勤務をしていただいております。人権擁護委員としては、現在1期目をお務めいただいております。人格識見が高く、社会の実情に通じており、適任と考え推薦したいと考えます。

なお、任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日となります。議員の皆様への御意見をお願いし、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することと決定しました。

発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（矢口新平君） 追加日程2、発議第6号 あづみ野池田いきいき食育条例の制定についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番、横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） あづみ野池田いきいき食育条例の制定について。

あづみ野池田いきいき食育条例を別紙のとおり制定するものでございます。

令和3年9月22日提出。

提出者、池田町議会議員、横澤はま。

同じく賛成者、松野亮子。同じく賛成者、大厩美秋。同じく賛成者、中山眞。同じく賛成、薄井孝彦。同じく賛成、和澤忠志。

なお、この提案の説明についての理由を申し上げたいと思います。

議会は、食育推進特別委員会を設置し、町民一人一人が、生涯にわたっていきいきと幸せに暮らす活力ある人生100年時代に向けた、健康寿命延伸を実現する食育の町づくりを目指し研究してまいりました。人は健康であることが最大の幸福です。その大切な食は、生きる上での基本であり、おいしい、楽しいと幸福を感じる大きな要素と感じております。

しかしながら、食を取り巻く環境は、社会情勢やライフスタイル、価値観が著しく変化する中、また、個人の嗜好など、時代の流れの中で大きく変化し、私たちの健康や暮らし、さらに社会経済活動にも様々な影響を及ぼしております。

我が町も栄養の偏り、不規則な食事等に起因する肥満傾向にある生活習慣病等の増加、また、伝統的な食文化の衰退、過度の痩身志向などの問題に加え、食の安全、食の海外依存、

食品のロスなどによる環境負荷の増大、低栄養、フレイル、災害時の新たな課題も生じております。

このような課題解決に、子供から大人まで健康長寿の町づくりとする栄養バランスのよい日本型食生活の普及や、また、食を通して米などを中心とした地産地消の町づくり、そして地域の食文化を継承、発展させる食育の町づくりの3事項を目指す食育条例を制定し、町、議会、教育関係者、町民、食品関連事業者、農業関係者、食育関係者との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、町の食育推進計画に反映させ、総合的、計画的に推進するため、この条例を制定したという願いの下、ここに、あずみ野池田いきいき食育条例（案）を上程いたします。

以上でございます。

○議長（矢口新平君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） 反対の立場から討論をさせていただきます。

初めに、足かけ4年にわたり、この条例を制定するに当たり御尽力いただいた、ここにはいらっしやりませんけれども、先輩議員をはじめ、横澤委員長をはじめとする特別委員会の皆様の御苦勞に衷心より感謝を申し上げます。制定までの御努力を否定するものではないことをお含みいただきたいと思います。

条例制定に向けて、私も特別委員会設置に賛成してまいりました。議会が自ら条例を制定することは、池田町議会でも初めてのことだと思います。しかし、だからこそ、謙虚に丁寧に取り組んでいただきたかった。私は、この9月定例会で提出するのは、拙速だと考えてお

ります。まだまだ議会内、また行政側との調整はすべきではないかという立場でございます。

その大きな理由の一つとして、先日の議員協議会において、町側から提出された資料を一部公表せず、議論を進めたことであります。

町民の代表である議会に対して都合の悪い情報を出さないことは、町民に対して情報を隠しているのと同様であります。幾ら条例がいい内容だとしても、私はどうしても納得がいきません。条例は、地方公共団体が義務を科し、または権利を制限すると法律ではうたわれております。

この条例が町民への押しつけになっては絶対いけません。もう一度、町民の目線に立って、この条例が真に町民に愛されるように願うばかりであります。

よって、この条例制定には、私は反対いたします。

以上です。

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

7 番、薄井孝彦議員。

○7 番（薄井孝彦君） 町民の健康課題というのは、委員長説明しましたがけれども、40歳から49歳の肥満というのが、今、肥満第1位と言われている沖縄県を、全国を抜いて、池田町が抜いてしまったという、そういう実態。それから、子供から大人までの、いわゆる糖尿病の指標といわれているヘモグロビンA1cというのが、いわゆる非常に高いということです。それと池田町、脳血管疾患が非常に高いという、そういったことがありまして、やはり今の健康課題をやっぱり解決するために、何らかの措置がやっぱり動かなければならないと思うんです。

そういう意味で、この条例を日本型食生活の普及も含めてつくってきたという意味が、健康課題を解決するための理由として一つはあるわけですね。そういうものからしまして、やはり今の健康課題を解決するためには、この条例を制定して、日本型食生活についてもいろいろ意見ありますけれども、やっぱりその必要性というものをやっぱり皆さんに条例を制定することによって御理解をいただいて、健康な町にしていくということが、やはり今一番求められていることだと思います。

今、第2次の食育推進計画をどういうふうにするかという審議も行われております。そういうことですので、やはりこの条例を制定させて、まず健康をどうするかということも含めて論議していただいて、健康な町にしていくという第一歩を踏み出すという意味で、この条例はやっぱり今の時期に制定させるべきだということを申し上げます。賛成討論といたしま

す。

- 議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決をします。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（矢口新平君） 追加日程3、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

- 5番（矢口 稔君） 発議7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月22日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口稔。

賛成者、池田町議会議員、大厩美秋。同じく賛成者、中山眞。

宛先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てであります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方の税財源の充実を求める意見書。

記、以下を読み上げさせていただきます。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日、長野県池田町議会、議長名であります。

○議長（矢口新平君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第7号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

8番、服部議員。

○8番（服部久子君） 地方税財源の充実への趣旨は分かるんですが、まだコロナの収束の見

通しがまだ立っておりませんので、令和３年度限りとするとか、さらなる延長を断じて行わないことというふうに、２番、３番、４番については賛成しかねますので、これに対しては反対いたします。

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第７号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第８号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（矢口新平君） 追加日程４、発議第８号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

２番、大厩美秋議員。

〔２番 大厩美秋君 登壇〕

○２番（大厩美秋君） ただいまより、発議第８号の趣旨を述べます。

提出先につきましては、長野県知事、阿部守一様。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書です。

前文を省略し、記、以下を読み上げさせていただきます。

１ へき地手当およびへき地手当に準じる……

〔「提出者から言わない」と呼ぶ者あり〕

○議長（矢厩新平君） 賛同者と発議者。

○2番（大厩美秋君） 失礼しました。

元に戻させていただきます。

発議第8号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を提出いたします。

提出者は、私、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、横澤はま議員、矢口稔議員、大出美晴議員、服部久子議員、那須博天議員。

それでは、前文を省略いたしまして、記、以下を読み上げさせていただきます。

1 へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和3年9月22日、長野県池田町議会、議長名。

以上であります。

○議長（矢口新平君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第8号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第9号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（矢口新平君） 追加日程5、発議第9号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、大厩美秋議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） それでは、発議第9号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を別紙のとおり提出いたします。

提出に当たりまして、代表とし、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、横澤はま議員、矢口稔議員、大出美晴議員、服部久子議員、那須博天議員であります。

提出先につきましては、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、菅義偉様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、武田良太様、文部科学大臣、萩生田光一様。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

前文を省略しまして、記、以下を読まさせていただきます。

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額

をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

２ 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和３年９月22日、長野県池田町議会、議長名。

以上です。

○議長（矢口新平君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第９号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

- 議長（矢口新平君） 追加日程 6、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件について議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（矢口新平君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務調査の申出が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 議長（矢口新平君） 追加日程 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（矢口新平君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

- 議長（矢口新平君） 追加日程 8、議員派遣の件について議題とします。

この件については、当面予定はありません。次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

○議長（矢口新平君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月6日から本日までの17日間にわたる長い会期の定例議会、大変御苦労さまでございました。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。

令和3年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいる所存であります。

今定例会におきまして、議員発議による食育基本条例が制定されました。長年の研究調査、大変御苦労さまでございました。これを機会に大いに食育を推進し、議員の皆様と力を合わせて、町民の健康維持、増進に努めてまいりたいと思っております。

朝夕は大分涼しくなってきました。体調管理も難しい季節ではありますが、議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げます。

以上、定例会閉会に当たり、御礼のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

閉議の宣告

○議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

議長あいさつ

- 議長（矢口新平君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、９月６日より本日までの17日間にわたり、令和２年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和３年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたこと、厚く御礼申し上げます。

令和２年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに各特別会計ともに的確なる決算処理となり、理事者をはじめ職員各位の鋭意な努力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましては、長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

閉会の宣告

- 議長（矢口新平君） 以上をもちまして、令和３年９月池田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午後 零時 〇 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月22日

議 長 矢 口 新 平

署 名 議 員 大 厩 美 秋

署 名 議 員 那 須 博 天